

第8期男鹿市介護保険事業計画 高齢者福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月
男鹿市

はじめに

平成 12 年 4 月に高齢社会における介護の諸問題の解決を図るための仕組みとして、介護保険制度が施行され、21 年が経過いたしました。

市では、これまで必要な方が必要なサービスを受けることができるよう、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスなどの基盤整備を進めてまいりました。

このたび、「みんなで支え合い 幸せに暮らせるまち 男鹿市」を基本理念として、令和 3 年度から令和 5 年度までを計画期間とする第 8 期男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。

第 7 期計画においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことができるよう地域で支えあうための「地域包括ケアシステム」の深化及び高齢者の健康寿命の延伸を目指した健康づくりを推進してまいりました。

第 8 期計画においても、引き続き中長期的な視点に立ち、地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、「介護予防の充実」や「地域住民への普及啓発」「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」など、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組みを推進してまいります。

計画の策定にあたっては、策定委員会の将来を展望した貴重なご意見や、ご提言を賜り感謝申し上げますとともに、今後も高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるまちづくりを目指してまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和 3 年 3 月

男鹿市長 菅 原 広 二

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
（1）根拠法令など	2
（2）他計画との関係	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
（1）委員会における作成	3
（2）アンケート調査の実施	4
（3）地域包括ケア「見える化」システムの活用	4

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来像

1 高齢者の状況	5
（1）人口と高齢者数の推移	5
（2）高齢者のいる世帯の状況	7
2 介護保険事業の状況	8
（1）被保険者数の推移	8
（2）要支援・要介護認定者の推移	9
（3）介護保険サービスの利用状況	11
（4）介護給付費の状況	13
（5）第7期介護保険事業費の計画値と実績値	15
3 アンケート調査結果	17
（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（リスク判定結果）	17
（2）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（高齢者福祉）	27
（3）在宅介護実態調査	29
4 高齢者及び要支援・要介護認定者の推計	34
（1）人口と高齢者の将来推計	34
（2）被保険者数の見込み	36
（3）要支援・要介護認定者の推計	37
5 調査結果等における現状の課題	38
（1）高齢化率の上昇と高齢者世帯の増加	38
（2）介護予防、重度化防止の取り組み	38
（3）介護保険サービス、介護者支援の充実	39

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	40
2 計画の基本目標	41
3 計画の体系	43
4 地域包括ケアシステムの全体像	44
5 日常生活圏域の設定	45
6 介護サービス基盤の状況	45

第4章 施策の展開

I	介護予防の充実	47
1	介護予防・生活支援サービス事業の推進	47
(1)	訪問型サービス	47
(2)	通所型サービス	48
(3)	その他の生活支援サービス	48
(4)	介護予防ケアマネジメント	48
2	一般介護予防事業の推進	49
II	生きがいづくり・社会参加の促進	53
1	生きがいづくりの支援	53
(1)	高齢者の生きがいと健康づくりの推進	53
(2)	生涯学習の推進	53
(3)	スポーツ・レクリエーション活動の促進	54
(4)	敬老事業	54
2	社会参加の促進	55
(1)	老人クラブ活動の促進	55
(2)	高齢者の就労支援	56
(3)	ボランティア活動の推進	56
(4)	世代間交流の促進	57
III	安心して暮らせるまちづくりの推進	58
1	生活支援サービスの充実	58
(1)	緊急通報サービス事業	58
(2)	寝具洗濯乾燥サービス	58
(3)	高齢者生活援助事業	59
(4)	自立支援短期宿泊事業	59
(5)	配食サービス事業	60
2	居住環境の充実と多様な住まいの確保	61
(1)	住宅改修の支援	61
(2)	福祉用具利用の促進	61
(3)	サービス付き高齢者向け住宅	62
3	施設サービスの確保（介護保険外）	62
(1)	養護老人ホーム	62
(2)	軽費老人ホーム	62
(3)	有料老人ホーム	63
4	家族介護支援	63
(1)	介護用品購入券交付事業	63
(2)	介護慰労金支給事業	63
(3)	家族介護教室	63
5	災害・感染症対策の体制整備	64
(1)	災害対策の推進	64
(2)	防災対策・災害時対応の充実	64
(3)	感染症対策の推進	65

Ⅳ	地域包括ケアシステムの推進	66
1	地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進	67
(1)	「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進	67
2	自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進	68
(1)	保険者機能の強化に向けた取り組み	68
3	地域包括ケアシステムを推進するための包括的取り組み	69
(1)	地域包括支援センターの機能強化	69
(2)	包括的支援事業	70
Ⅴ	介護保険サービスの充実	81
1	居宅系サービスの充実	81
(1)	居宅サービス / 介護予防サービス	81
(2)	地域密着型サービス / 地域密着型介護予防サービス	90
(3)	居宅介護支援	95
2	施設サービスの充実	96
(1)	施設サービス	96
3	介護給付適正化事業	99
(1)	介護給付適正化計画	99
(2)	サービスの質の向上	100
(3)	事業者との連携	100
(4)	近隣市町村との連携	101
4	サービス利用のための支援	101
(1)	制度及びサービスの周知	101
(2)	事業者情報等の周知	101
(3)	苦情への対応	101
(4)	制度の利用を容易にするための施策	101
5	介護人材の確保	102
(1)	介護人材の確保に向けた取り組みの推進	102
6	介護保険事業費と保険料	103
(1)	介護サービス給付費の見込み	103
(2)	介護保険料の算出の流れと保険料負担割合	107
(3)	保険料の算定	110
第5章	計画の進行管理	
Ⅰ	計画の進行管理	112
1	計画の進捗状況の点検	112
2	計画の評価・見直し	112
資料		
1	男鹿市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	113
2	男鹿市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員	115

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

我が国では、少子高齢化が進行し、総人口が減少を続ける一方で、平成27年に団塊の世代が65歳以上となり、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は令和元年10月1日現在28.4%と過去最高を更新しています。将来的にもさらなる高齢化の進展が見込まれており、安心して暮らし続けることのできる地域社会を形成していくことは、大きな課題となっています。

介護保険制度は、高齢者が、介護が必要となった場合にも、地域で安心して生活できる環境を整備するために、平成12年に創設されました。高齢化のさらなる進展や社会状況の変化を背景に、これまで数度の制度改正が行われており、平成23年の制度改正以降は、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を見据えて、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築とその深化が進められてきました。

3年を1期とする介護保険事業計画は第8期を迎え、今後は、団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口（15～64歳人口）が急減するという新たな局面を迎える令和22年（2040年）を展望し、地域包括ケアシステムの一層の推進と介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進、介護現場の革新（人材確保・生産性の向上）等の取り組みを進めることが求められています。

男鹿市では、「地域と市民が支え合い 安心して暮らせるまち 男鹿市」を基本理念に、「男鹿市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けた取り組みを進めてきました。本市では、これまでの取り組みの方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や本市における高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的として、団塊の世代が75歳以上となり高齢化が一段と進む令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、高齢者施策を総合的に推進していくための「第8期男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令など

本計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」および老人福祉法（昭和38年法律133号）第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」として策定します。

■根拠法の条文

介護保険法第117条
市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
老人福祉法第20条の8
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

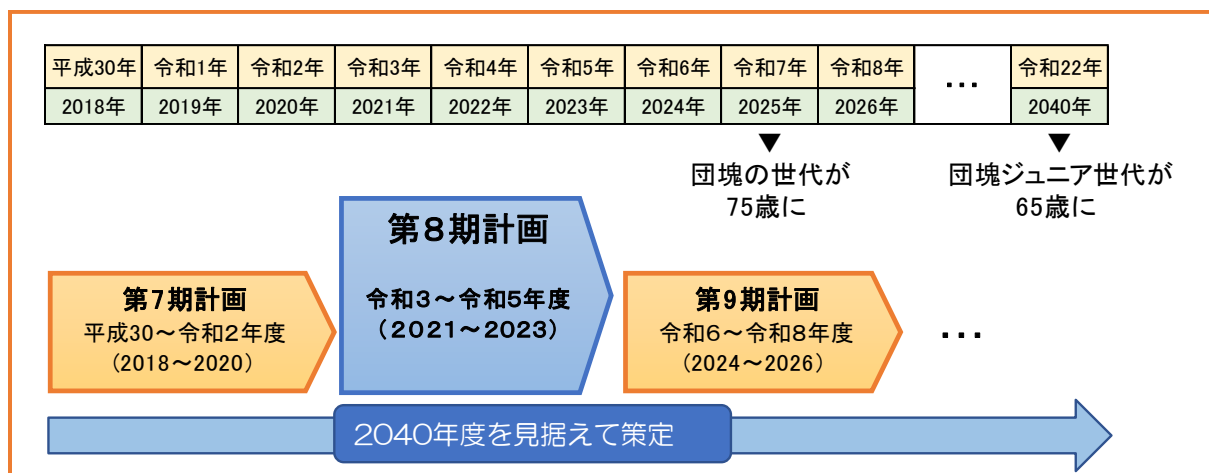
(2) 他計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本計画である「男鹿市総合計画」の部門別計画として位置づけ、上位計画である「男鹿市地域福祉計画」や他の保健福祉計画、国の定める策定指針、県の「秋田県介護保険事業支援計画・老人福祉計画」との整合性を図り策定します。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間としていますが、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）、15歳～64歳の生産年齢人口が急減する令和22年（2040年）を見据え、地域包括ケアシステムの推進と持続可能なサービス基盤、人的基盤の整備を図ります。

■計画の期間



4 計画の策定体制

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者の現状やニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定に当たっては、以下のような取り組みを行いました。

（1）委員会における作成

本計画の策定にあたり、介護保険事業計画策定委員会を設置し、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、さらには地域住民の方を含め、多様な立場の方々に委員として参画いただき、それぞれの見地から計画案を審議いただきました。

(2) アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、市民の心身の状況や健康状態、日常生活の状況、介護予防に対する意識などを把握し、計画策定の参考資料とするため、2種類のアンケート調査を実施しました。

■調査対象・期間・方法

調査対象	調査期間	調査方法
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 本市に在住する介護保険の要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者	令和2年8月～9月	郵送による配布・回収
②在宅介護実態調査 本市に在住する介護保険の要支援・要介護の認定を受けている65歳以上の高齢者	平成30年10月～ 令和2年3月	認定調査員による 聞き取り調査

■配布・回収の結果

種 類	配布数	回収数	回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,400 件	740 件	52.9%
②在宅介護実態調査	—	530 件	—

(3) 地域包括ケア「見える化」システムの活用

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために、厚生労働省により新たに導入された情報システムです。介護保険に関連する情報ははじめ様々な情報が本システムに一元化されており、地域間比較等による現状分析から本市の課題の抽出を行い、また将来推計機能により介護サービス見込量の算出を行いました。

第2章

高齢者を取り巻く現状と将来像

1 高齢者の状況

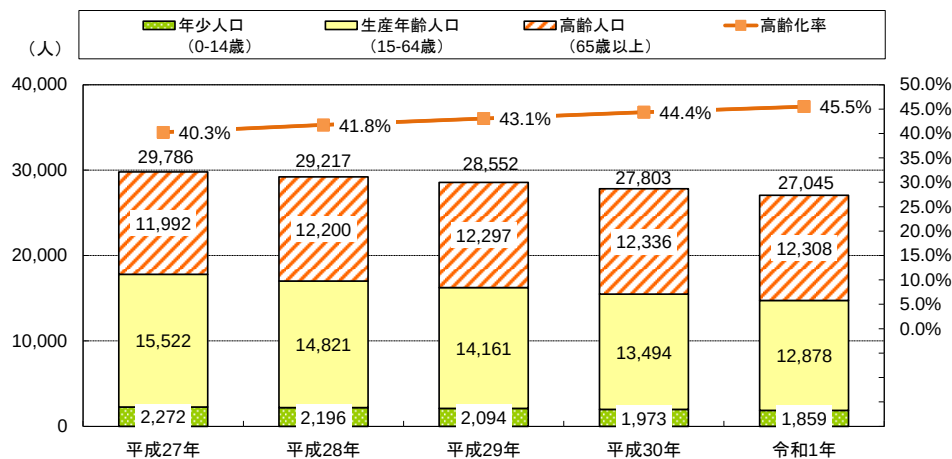
(1) 人口と高齢者数の推移

①人口と構成比の推移

本市では0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は増加を続けていましたが、令和1年では高齢者人口も減少に転じています。

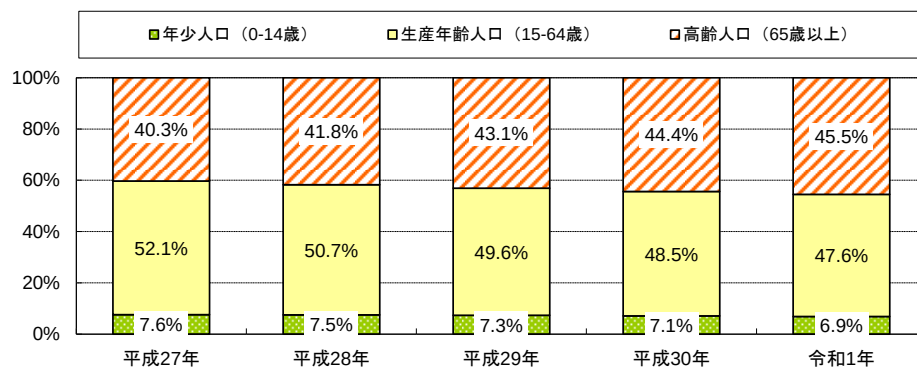
令和1年の総人口は27,045人、高齢化率は45.5%となっています。

■年齢3区分人口推移



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

■年齢3区分人口構成比の推移



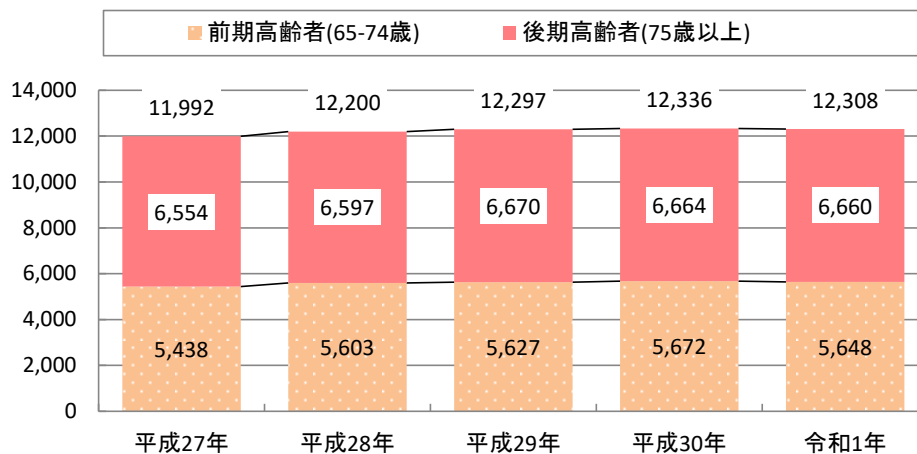
資料:住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

②前期・後期高齢者の割合

本市の高齢者数を 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者、75 歳以上の後期高齢者の区分でみると、後期高齢者の比率が常に約 10% 高く、概ね横ばいに推移しています。

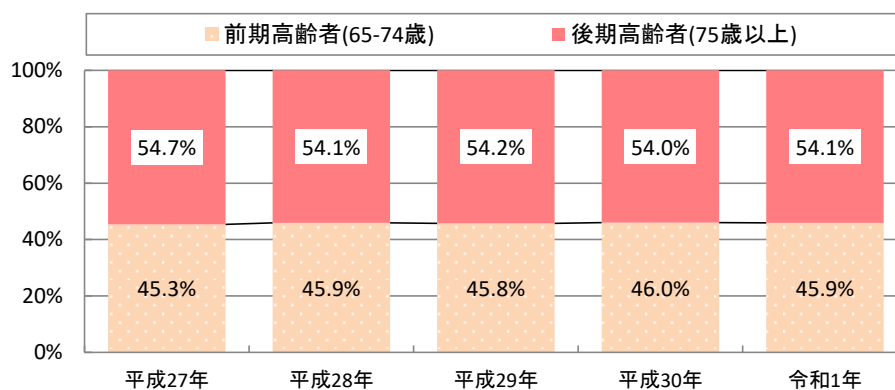
令和 1 年の高齢者人口は、前期高齢者が 5,648 人、後期高齢者が 6,660 人となっています。

■前期・高齢者の人口



資料:住民基本台帳人口(各年 10 月 1 日現在)

■前期・高齢者の割合



資料:住民基本台帳人口(各年 10 月 1 日現在)

(2) 高齢者のいる世帯の状況

国勢調査から本市の世帯数の推移をみると、全世帯数が減少している中で、65 歳以上の世帯員のいる世帯は増加しており、平成 27 年では全体の 66.0%の世帯に高齢者がいることが分かります。さらに、令和 2 年の高齢者単身世帯は 17.5%、高齢夫婦世帯は 18.4%と比率が増加しており、特に高齢者単身世帯の増加が顕著となっています。

■世帯数の推移

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
全 世 帯 数 (一般世帯総数)	11,593 世帯	11,147 世帯	10,691 世帯
65 歳以上世帯員のいる世帯 (対全世帯数比)	7,118 世帯 61.4%	7,358 世帯 66.0%	— —
高齢者単身世帯 (対全世帯数比)	1,425 世帯 12.3%	1,810 世帯 16.2%	1,870 世帯 17.5%
高齢夫婦世帯 (対全世帯数比)	1,755 世帯 15.1%	2,044 世帯 18.3%	1,962 世帯 18.4%

※高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上妻 60 歳以上の 1 組の一般世帯

資料：平成 22 年・平成 27 年は国勢調査

令和 2 年は秋田県老人月間関係資料（7 月 1 日現在）

2 介護保険事業の状況

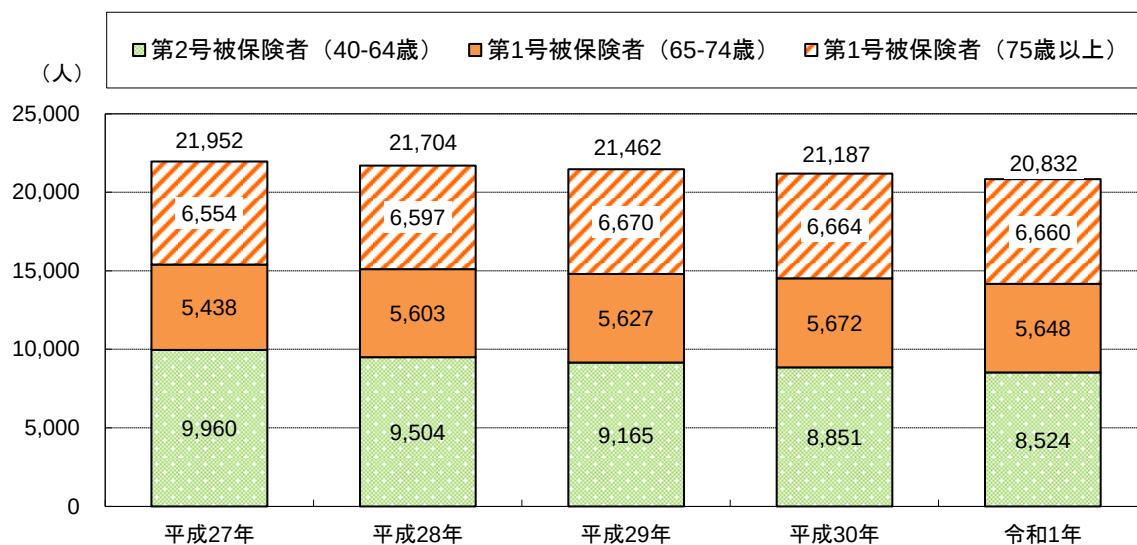
(1) 被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数は令和1年では20,832人となっています。

被保険者種別と年齢区分から被保険者数の増減をみると、第1号被保険者の75歳以上の階層は平成29年以降減少傾向で推移しています。また、65～74歳については、平成30年までは増加傾向で推移していましたが、令和1年では減少しています。

第2号被保険者の40～64歳は、年々減少傾向で推移しています。

■被保険者数の推移



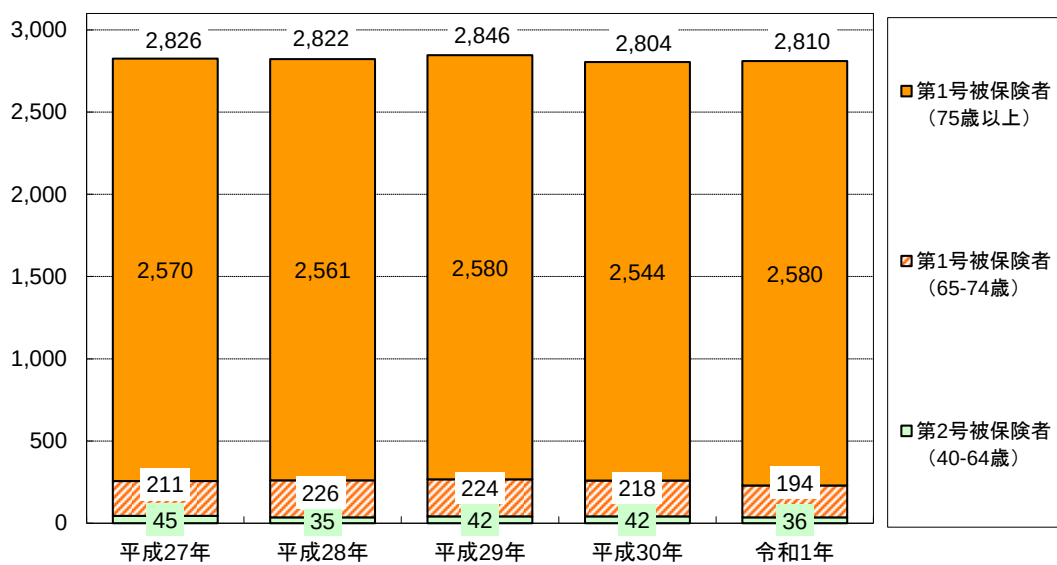
資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

(2) 要支援・要介護認定者の推移

①被保険者種類別の認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数の推移をみると、若干の増減は見受けられますが、横ばい傾向とみることができます。被保険者種類及び年齢別に認定者数をみると、第1号被保険者の75歳以上の方が大半を占めており、その数は概ね横ばい傾向となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移
(人)



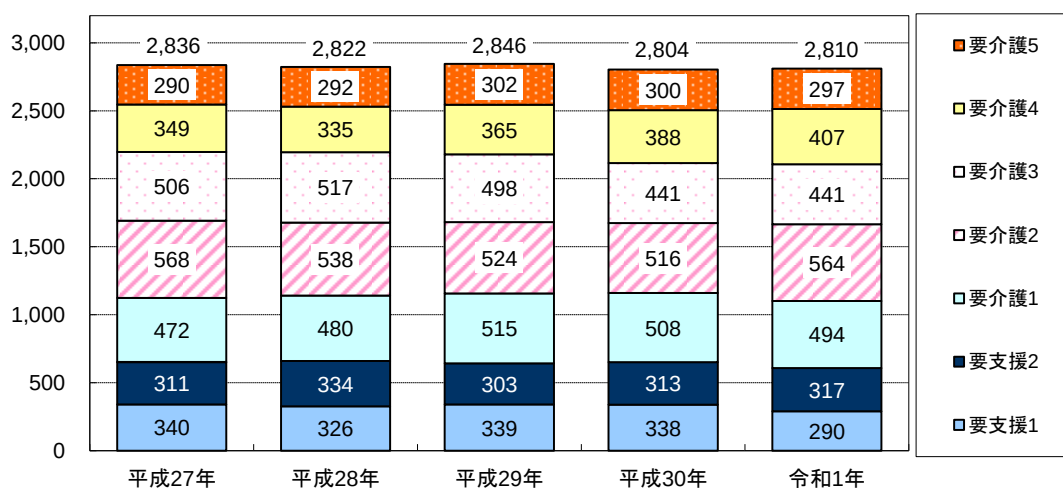
資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

②要介護度別の認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数の推移を要介護度別にみると、要介護1の認定者が増加傾向です。その他の認定者は概ね、横ばい傾向です。

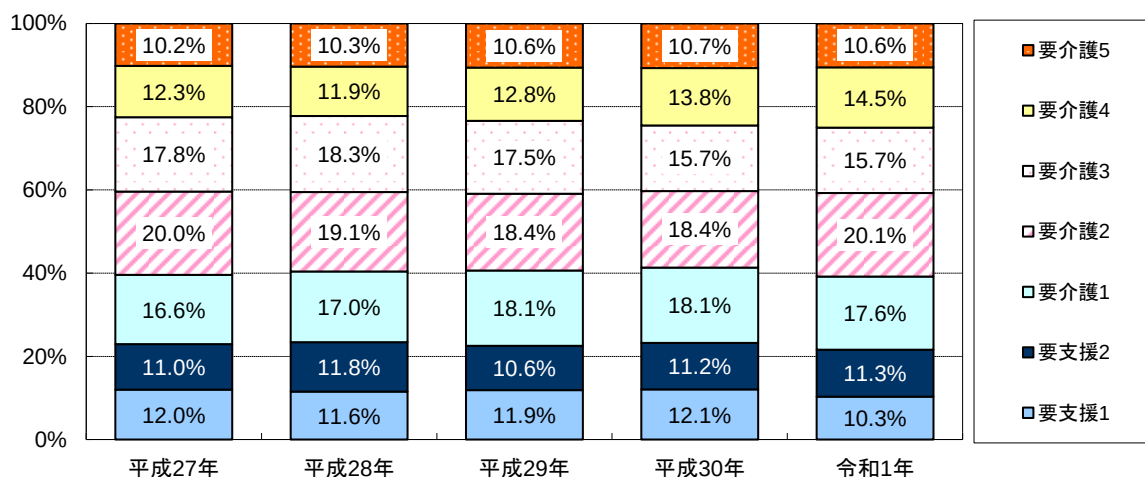
構成比の推移をみると、要支援1～要介護2の比較的軽度の認定者の構成比が高く、約6割となっています。また、重度の要介護認定者の比率はやや増加してきています。

■要支援・要介護認定者数の推移
(人)



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

■要支援・要介護度別構成比



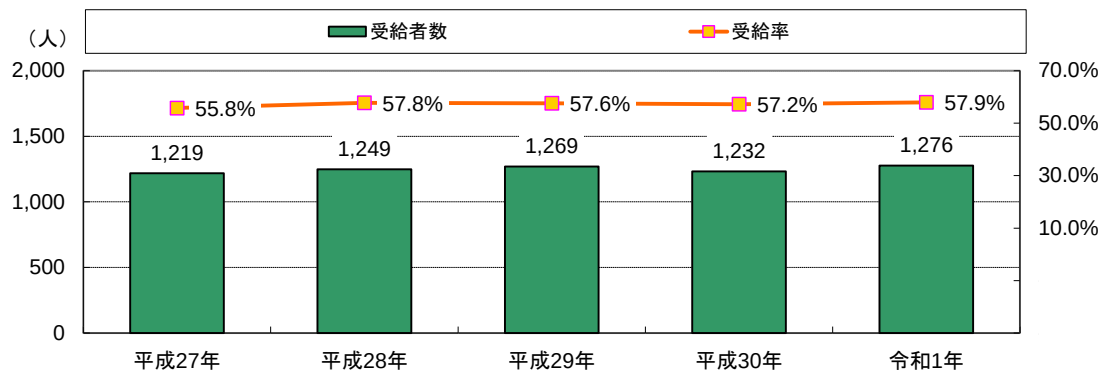
資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

(3) 介護保険サービスの利用状況

①居宅サービス

平成 27 年からの居宅サービスの利用状況として、受給者（利用者）数と受給率（認定者に占めるサービス受給者の割合）の推移をみると、居宅サービス受給者数、受給率ともに概ね横ばい傾向にあります。

■居宅サービスの利用者数とサービス受給率

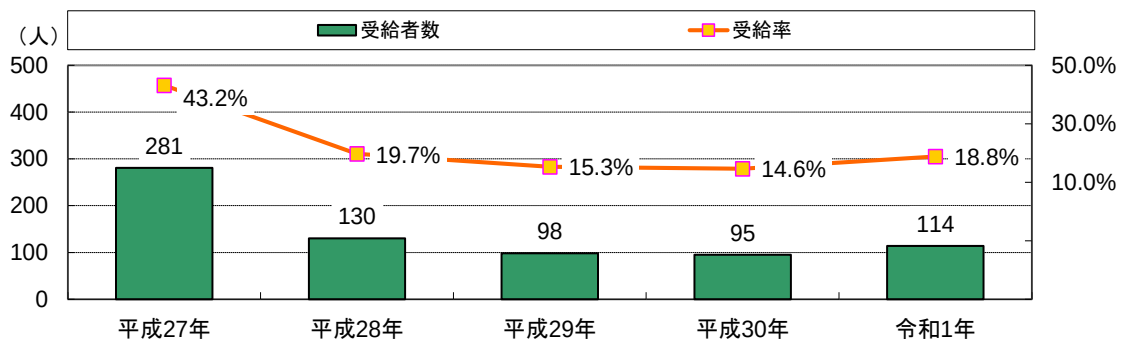


資料:介護保険事業状況報告(各年9月)

②介護予防サービス

平成 27 年からの介護予防サービスの利用状況は、概ね横ばい傾向で推移していましたが、「訪問介護」、「通所介護」が総合事業への移行などもあり、平成 28 年で大きく減少しています。

■介護予防サービスの利用者数とサービス受給率

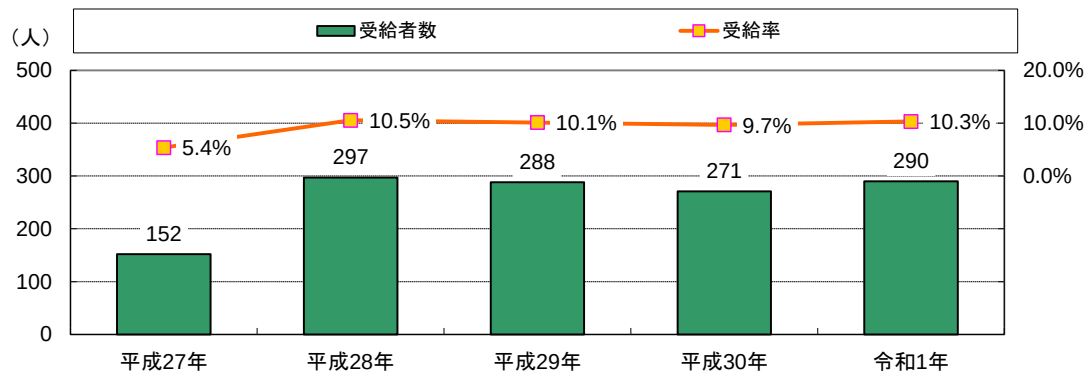


資料:介護保険事業状況報告(各年9月)

③地域密着型（地域密着型介護予防）サービス

地域密着型（地域密着型介護予防）サービス利用状況をみると、平成28年に定員18名以下の小規模なデイサービス事業所が地域密着型サービスに位置づけされたことから、大きく増加しその後は、横ばい傾向で推移しています。

■地域密着型（地域密着型介護予防）サービスの利用者数とサービス受給率

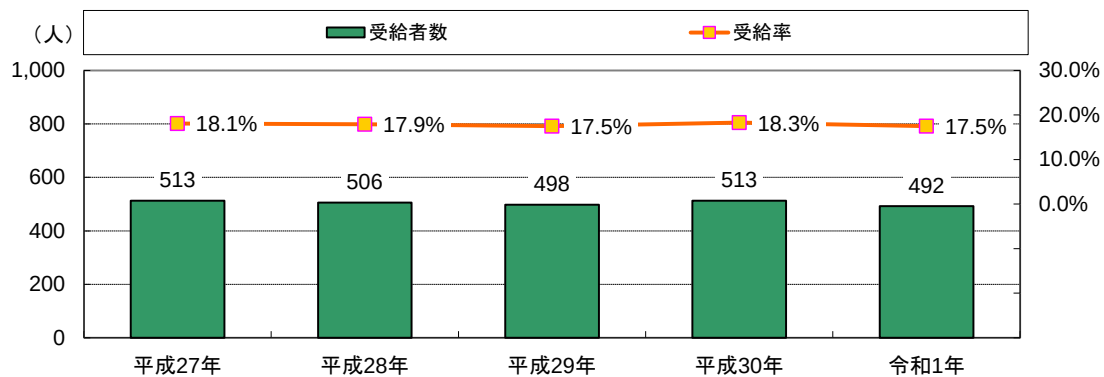


資料：介護保険事業状況報告（各年9月）

④施設サービス

施設サービスの利用状況は、受給者数、受給率ともに横ばい傾向で推移しています。

■施設サービスの利用者数とサービス受給率



資料：介護保険事業状況報告（各年9月）

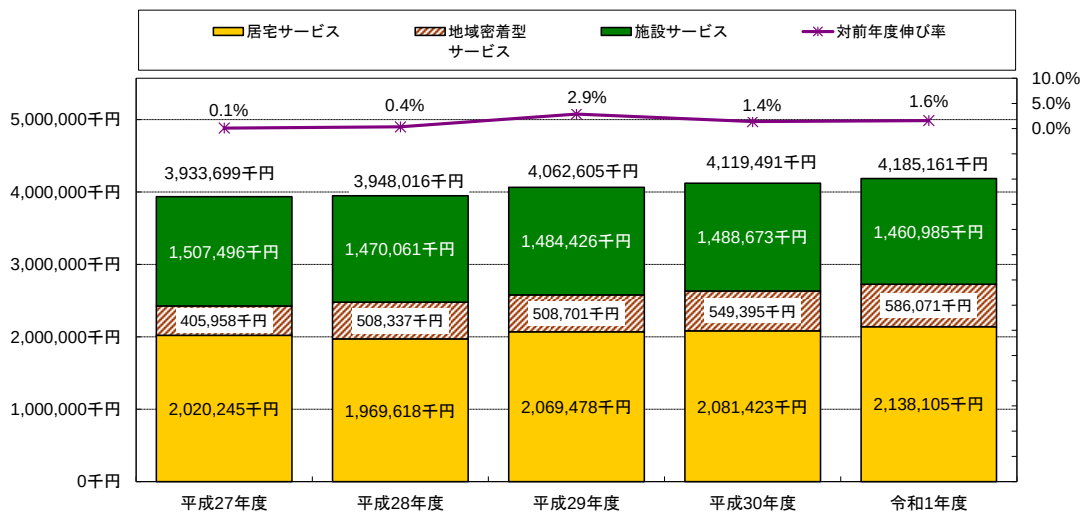
(4) 介護給付費の状況

①介護保険給付費の推移

市の介護保険給付費について、前年度からの伸び率をみると、平成27年度は0.1%増、平成28年度は0.4%増、平成29年度は2.9%増、平成30年度は1.4%増、令和1年度は1.6%増となっています。

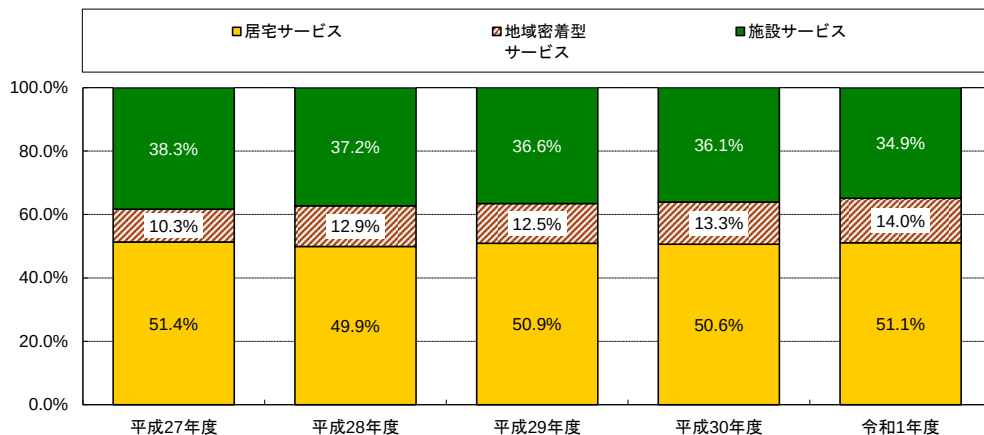
給付費の構成については、令和1年度では居宅サービス給付費が51.1%、施設サービス給付費が34.9%、地域密着型サービス給付費が14.0%となっています。構成比の推移からは、地域密着型サービスが増加傾向となっています。

■介護保険総給付費の推移



資料:介護保険事業状況報告

■介護保険総給付費の推移



資料:介護保険事業状況報告

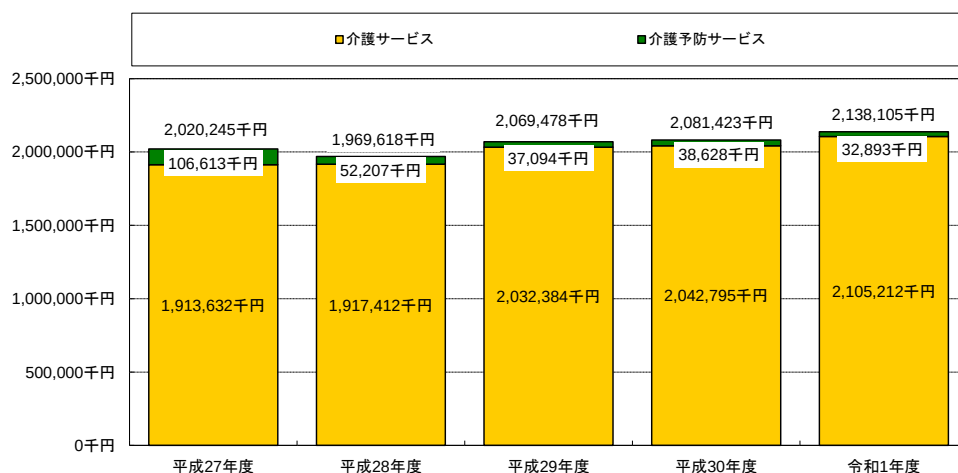
②居宅サービス給付費の現状

居宅サービスの給付費は、平成 28 年度は減少に転じていますが、その後は増加傾向で推移しています。

その内訳をみると、要介護 1 から 5 までの方対象の介護給付は常に増加傾向で推移しています。

要支援 1・2 の方対象の予防給付は、平成 28 年から介護予防訪問介護サービスと通所サービスを地域支援事業に移行して実施していることから、減少傾向となっています。

■男鹿市の居宅サービス給付費の推移

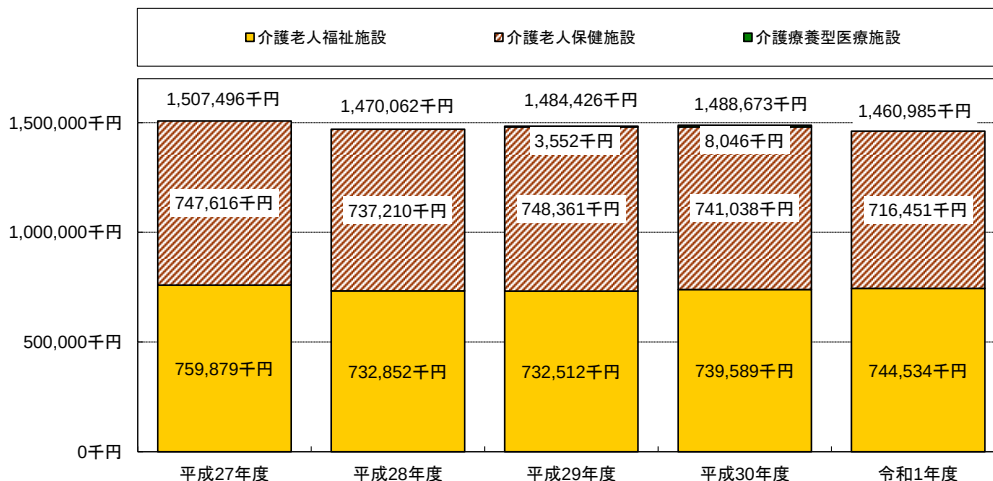


資料：介護保険事業状況報告

③施設サービス給付費の現状

施設サービスの給付費は、平成 27 年度以降減少傾向で推移し、平成 29 年度に増加に転じましたが、その後は減少傾向となっています。

■男鹿市の施設サービス給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告

(5) 第7期介護保険事業費の計画値と実績値

①介護給付

介護サービス全体の計画値と実績値をみると、平成30年度は計画値の95.1%、令和1年度は95.5%で推移しています。

■介護サービスの計画値と実績

(単位：千円)

	平成30年度			令和1年度		
	計画目標値	実績値	計画対比	計画目標値	実績値	計画対比
居宅サービス						
訪問介護	69,218	56,608	81.8%	69,751	54,464	78.1%
訪問入浴介護	7,109	2,655	37.3%	7,446	3,809	51.2%
訪問看護	12,269	9,154	74.6%	12,747	9,551	74.9%
訪問リハビリテーション	0	0	-	0	541	-
居宅療養管理指導	2,823	3,221	114.1%	2,902	3,578	123.3%
通所介護	182,807	145,573	79.6%	185,400	152,020	82.0%
通所リハビリテーション	124,215	107,261	86.4%	126,090	110,995	88.0%
短期入所生活介護	1,325,702	1,314,550	99.2%	1,344,035	1,335,210	99.3%
短期入所療養介護（老健）	9,188	4,018	43.7%	10,554	4,092	38.8%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	50,022	45,648	91.3%	50,609	48,946	96.7%
特定福祉用具購入費	2,952	2,369	80.3%	2,952	3,049	103.3%
住宅改修費	8,754	4,775	54.5%	8,754	6,899	78.8%
特定施設入居者生活介護	116,310	146,301	125.8%	122,036	165,169	135.3%
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-	0	826	-
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	105,912	83,732	79.1%	107,118	81,820	76.4%
認知症対応型通所介護	0	0	-	0	930	-
小規模多機能型居宅介護	43,462	37,974	87.4%	43,481	38,084	87.6%
認知症対応型共同生活介護	244,120	219,693	90.0%	244,415	218,871	89.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	243,724	201,341	82.6%	243,833	238,509	97.8%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
施設サービス						
介護老人福祉施設	749,955	739,589	98.6%	758,232	744,534	98.2%
介護老人保健施設	763,549	741,038	97.1%	772,600	716,451	92.7%
介護医療院	0	0	-	0	0	-
介護療養型医療施設	4,129	8,046	194.9%	4,131	0	-
居宅介護支援	219,670	200,662	91.3%	222,871	206,890	92.8%
合計	4,285,890	4,074,208	95.1%	4,339,957	4,145,238	95.5%

②介護予防給付

介護予防サービス全体（予防給付）の計画値と実績値をみると、平成30年度は計画値の105.2%、令和1年度は90.7%で推移しています。

■介護予防サービスの計画値と実績

（単位：千円）

	平成30年度			令和1年度		
	計画目標値	実績値	計画対比	計画目標値	実績値	計画対比
介護予防サービス						
介護予防訪問介護	0	23	-	0	0	-
介護予防訪問入浴介護	842	0	-	843	0	-
介護予防訪問看護	1,251	894	71.5%	1,555	342	22.0%
介護予防訪問リハビリテーション	0	192	-	0	83	-
介護予防居宅療養管理指導	82	95	115.9%	82	141	172.0%
介護予防通所リハビリテーション	6,879	8,548	124.3%	7,293	9,282	127.3%
介護予防短期入所生活介護	7,553	4,942	65.4%	7,557	2,220	29.4%
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	38	-	0	59	-
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	5,698	6,604	115.9%	5,698	7,149	125.5%
特定介護予防福祉用具購入費	1,660	956	57.6%	1,660	304	18.3%
介護予防住宅改修	4,557	4,400	96.6%	4,557	2,555	56.1%
介護予防特定施設入居者生活介護	7,394	6,728	91.0%	7,398	5,400	73.0%
地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,861	484	26.0%	1,862	2,175	116.8%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	6,170	-	0	4,855	-
介護予防支援	5,264	5,209	99.0%	5,535	5,359	96.8%
合計	43,041	45,283	105.2%	44,040	39,924	90.7%

3 アンケート調査結果

令和2年度に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施した調査結果を抜粋して掲載します。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（リスク判定結果）

リスク判定の方法は下記の通りとなります。（各リスク判定の詳細は後述）

①運動器の機能低下 下記の設問で3問以上、該当する選択肢（網掛け箇所）が回答された場合は、リスクありと判定されます。	
設問内容	選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
15分位続けて歩いていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない
②転倒リスク 該当する選択肢（網掛け箇所）が回答された場合は、リスクありと判定されます。	
過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
③閉じこもり傾向 該当する選択肢（網掛け箇所）が回答された場合は、リスクありと判定されます。	
週に1回以上は外出していますか	1. ほとんど外出しない 2. 週1回 3. 週2～4回 4. 週5回以上

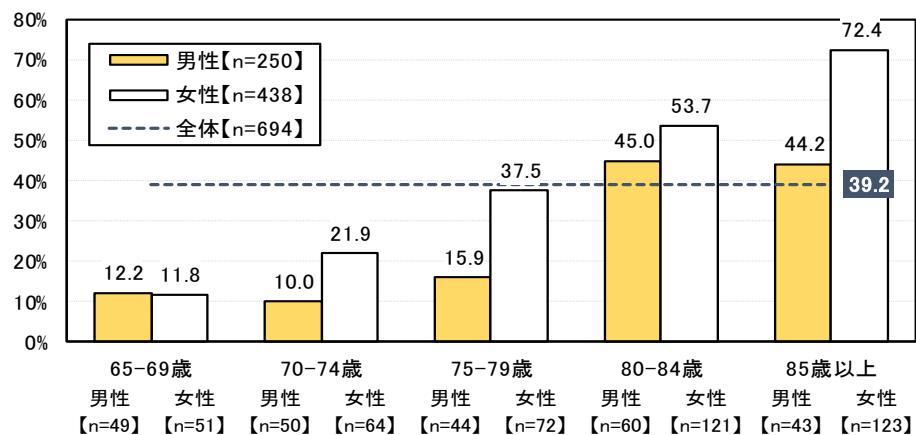
④口腔機能の低下		
下記の設問で2問以上、該当する選択肢(網掛け箇所)が回答された場合は、リスクありと判定されます。		
設問内容	選択肢	
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	☐ 1. はい	2. いいえ
お茶や汁物等でむせることがありますか	☐ 1. はい	2. いいえ
口の渇きが気になりますか	☐ 1. はい	2. いいえ
⑤低栄養傾向		
下記の設問で、BMIが 18.5 以下となり、該当する選択肢(網掛け箇所)が回答された場合は、リスクありと判定されます。		
身長・体重	身長・体重から算出される BMI(体重(kg) ÷ {身長(m) × 身長(m)})が 18.5 以下の場合、低栄養が疑われる	
6ヶ月間で2～3kg 以上の体重減少がありましたか	☐ 1. はい	2. いいえ
⑥認知機能の低下		
該当する選択肢(網掛け箇所)が回答された場合は、リスクありと判定されます。		
物忘れが多いと感じますか	☐ 1. はい	2. いいえ
⑦IADLの低下		
下記の設問で、5点満点中、3点以下を「低下」として判定されます。		
バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない	1点 1点 0点
自分で食品・日用品の買物をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない	1点 1点 0点
自分で食事の用意をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない	1点 1点 0点
自分で請求書の支払いをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない	1点 1点 0点
自分で預貯金のおし入れをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない	1点 1点 0点
⑧うつ傾向		
下記の設問で1問以上、該当する選択肢(網掛け箇所)が回答された場合は、リスクありと判定されます。		
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	☐ 1. はい	2. いいえ
この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	☐ 1. はい	2. いいえ

①運動器の機能低下について

運動器機能の低下リスクについて、性別・年齢別に該当割合をみると、女性は年齢が上がるにつれて数値が高くなっていますが、男性は79歳までは概ね横ばいで、80歳から大幅に数値が高くなる傾向がみられます。

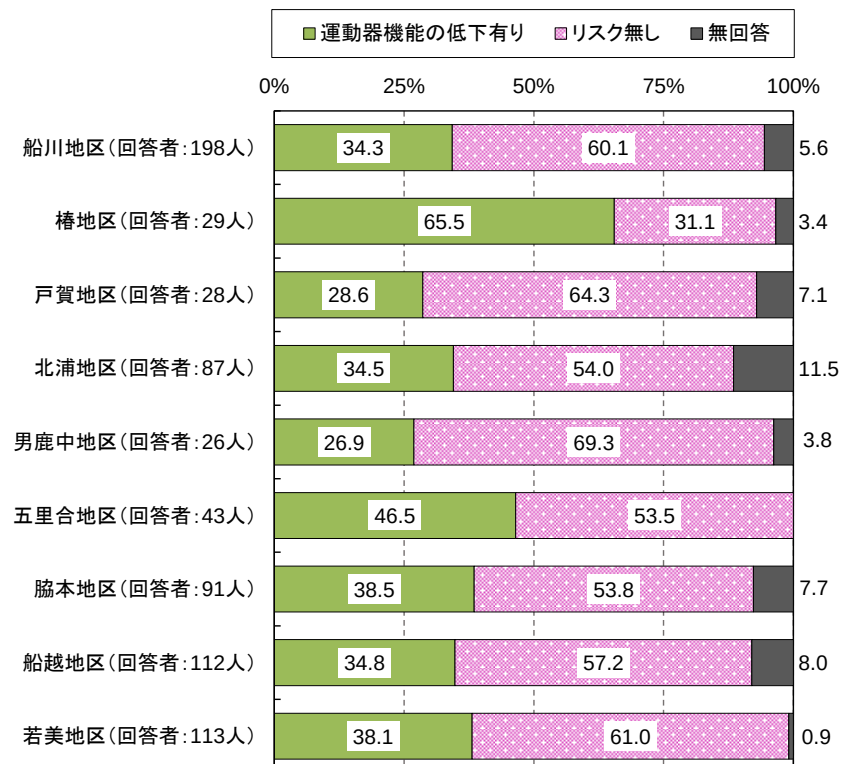
居住地区別に見ると、「椿地区」では6割以上が該当者となっています。

■性別・年齢別運動器の機能低下について



無回答による判定不能は全体で46サンプルあり、分析対象外としている
性別・年齢については無回答者が含まれるため、内訳の合計は全体と一致しない

■地区別運動器の機能低下について

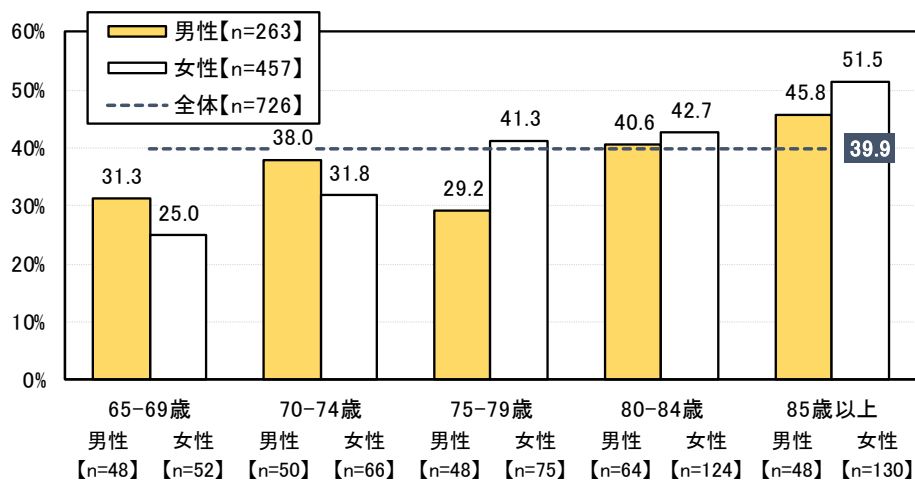


②転倒リスク

転倒リスクについて、性別・年齢別に該当割合をみると、女性は年齢が上がるにつれて数値が高くなる傾向がみられます。また、74歳までは女性より男性の転倒リスクが高くなっています。

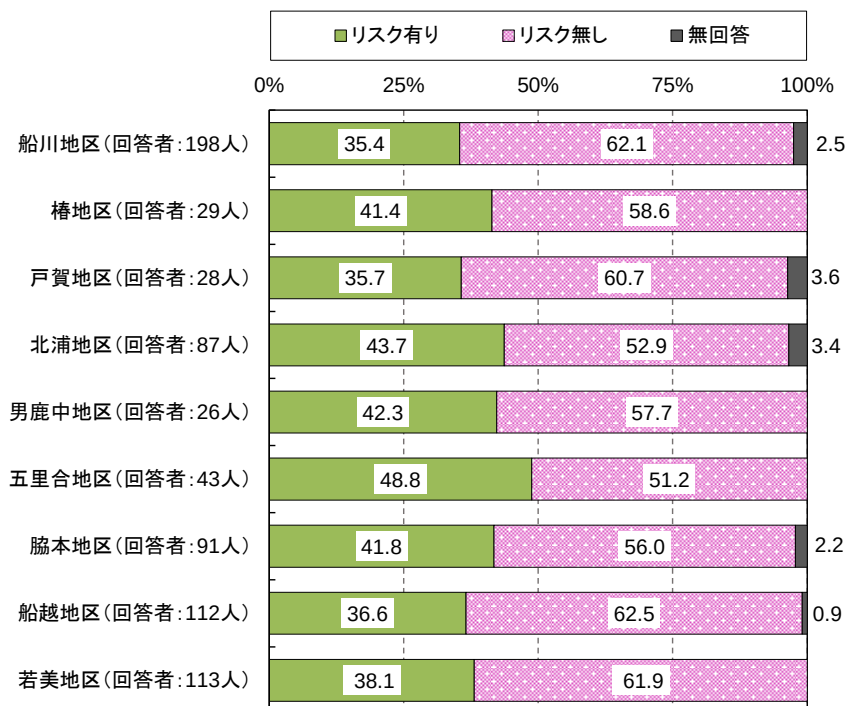
居住地区別に見ると、「五里合地区」が48.8%と最も多くなっています。

■性別・年齢別転倒リスクについて



無回答による判定不能は全体で14サンプルあり、分析対象外としている
性別・年齢については無回答者が含まれるため、内訳の合計は全体と一致しない

■地区別転倒リスクについて

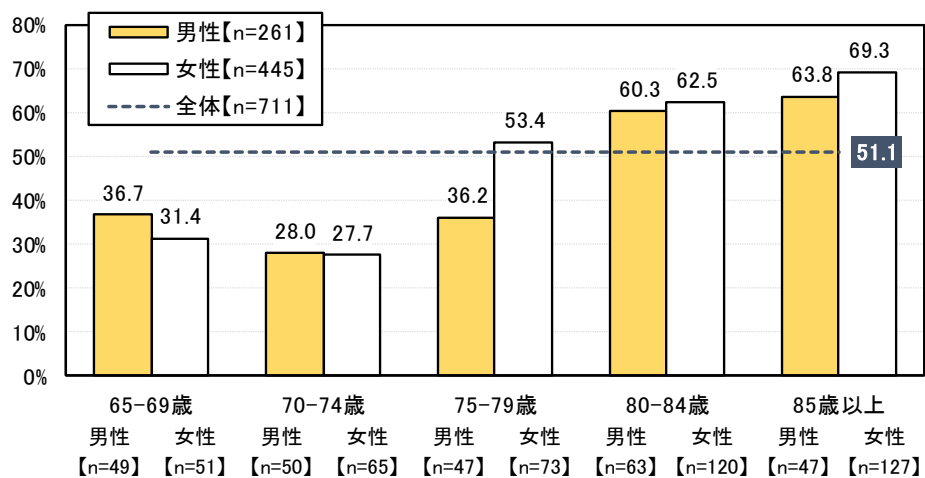


③閉じこもり傾向

閉じこもり傾向のリスクについて、性別・年齢別に該当割合をみると、男女ともに「70～74歳」で一旦数値が低くなりますが、以降は年齢が上がるにつれて数値が高くなっています。また、女性は75歳以上から、男性は80歳以上から全体平均を上回っています。

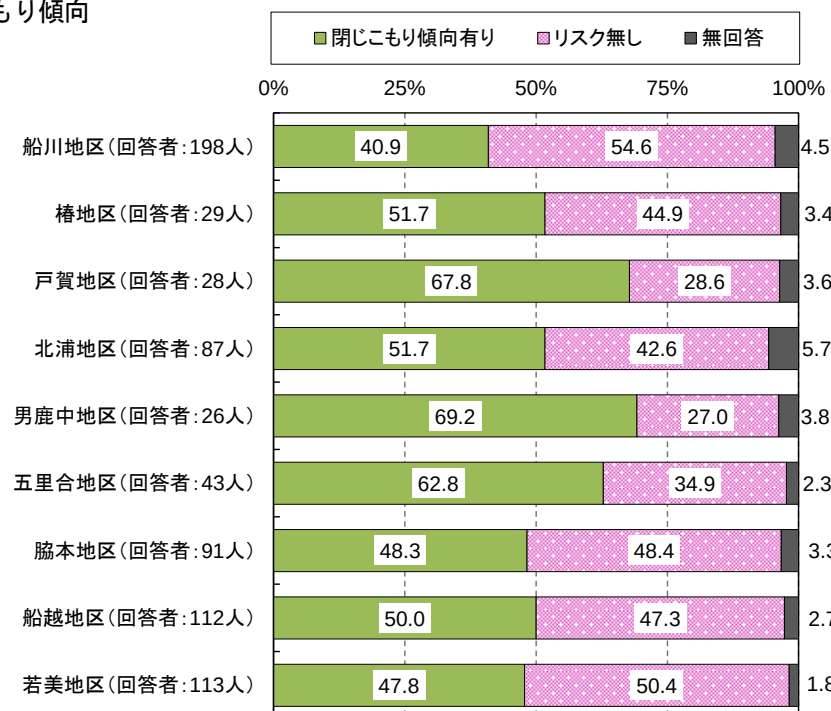
居住地区別に見ると、「男鹿中地区」が69.2%と最も多く、次いで「戸賀地区」、「五里合地区」が6割以上の該当者となっています。

■性別・年齢別閉じこもり傾向



無回答による判定不能は全体で29サンプルあり、分析対象外としている
性別・年齢については無回答者が含まれるため、内訳の合計は全体と一致しない

■地区別閉じこもり傾向

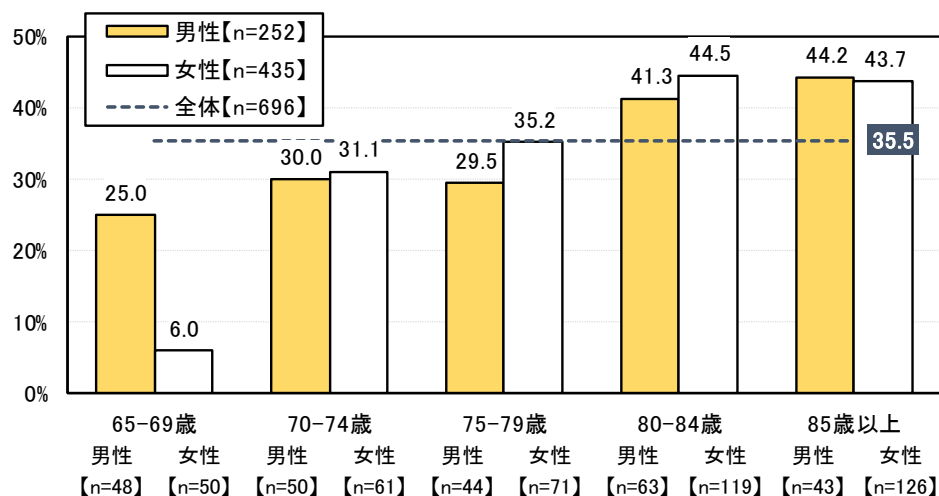


④口腔機能の低下

口腔機能の低下リスクについて、性別・年齢別に該当割合をみると、女性は70歳から数値が極端に高くなる傾向がみられており、また、男女ともに80歳以上の半数近くが「リスク有り」の状態となっています。

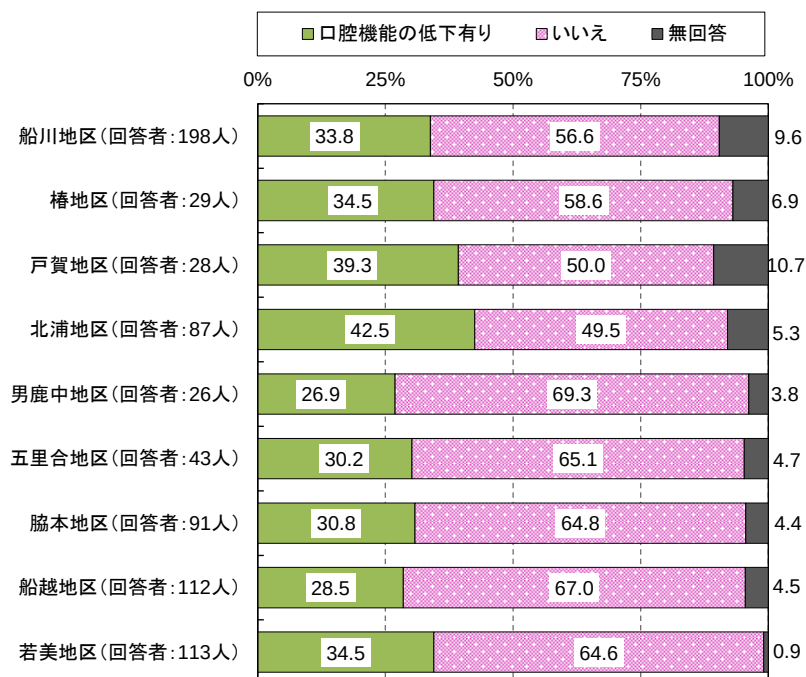
居住地区別に見ると、「北浦地区」が42.5%と最も多く、次いで「戸賀地区」39.3%と続いています。

■性別・年齢別口腔機能の低下



無回答による判定不能は全体で44サンプルあり、分析対象外としている
性別・年齢については無回答者が含まれるため、内訳の合計は全体と一致しない

■地区別口腔機能の低下



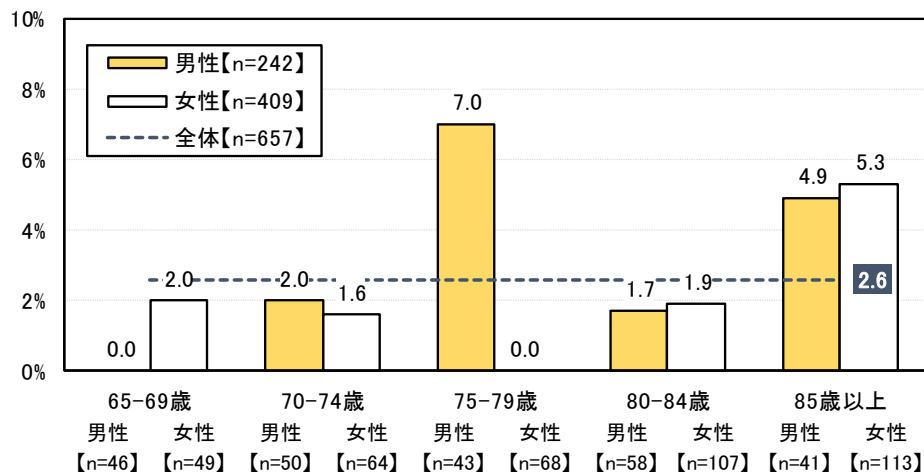
⑤低栄養傾向

低栄養傾向のリスクについては、全体の該当割合が 2.6%と他のリスクに比べて低い数値となっています。

性別・年齢別に該当割合をみると、「75～79 歳」において、男性は 7.0%と高い数値となっている一方、女性は「リスク無し」と正反対の結果となっています。

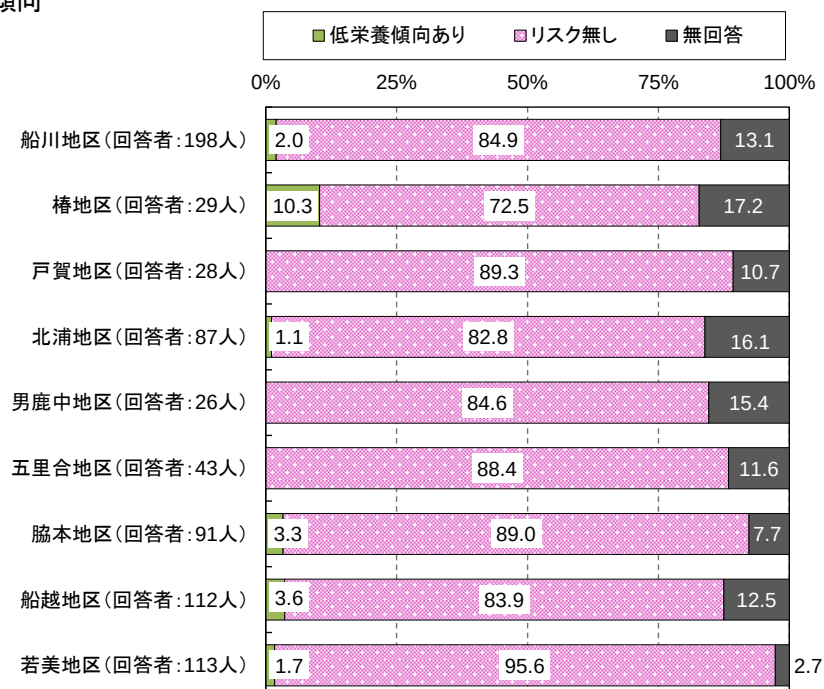
居住地区別に見ると、「椿地区」が 10.3%と最も多く、「戸賀地区」、「男鹿中地区」、「五里合地区」は該当者なしとなっています。

■性別・年齢別低栄養傾向



無回答による判定不能は全体で83サンプルあり、分析対象外としている
性別・年齢については無回答者が含まれるため、内訳の合計は全体と一致しない

■地区別低栄養傾向



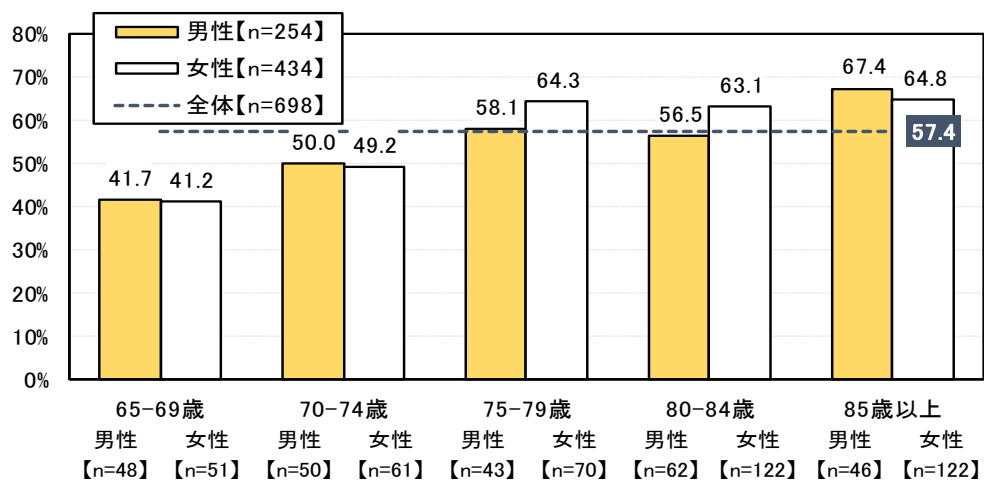
⑥認知機能の低下

認知機能の低下リスクについては、全体の該当割合が 57.4%と他のリスクに比べて最も高い数値となっています。

性別・年齢別に該当割合をみると、男女ともに年齢が上がるにつれて数値が高くなる傾向がみられます。

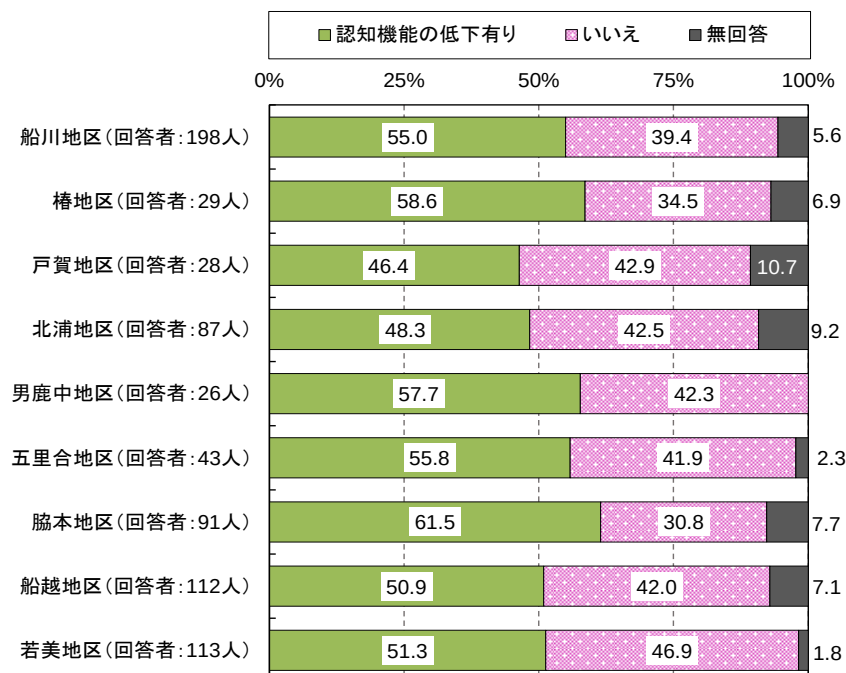
居住地区別に見ると、「脇本地区」の6割以上が該当者となっており、「戸賀地区」、「北浦地区」以外の地区では5割以上が該当者となっています。

■性別・年齢別認知機能の低下



無回答による判定不能は全体で42サンプルあり、分析対象外としている
性別・年齢については無回答者が含まれるため、内訳の合計は全体と一致しない

■地区別認知機能の低下



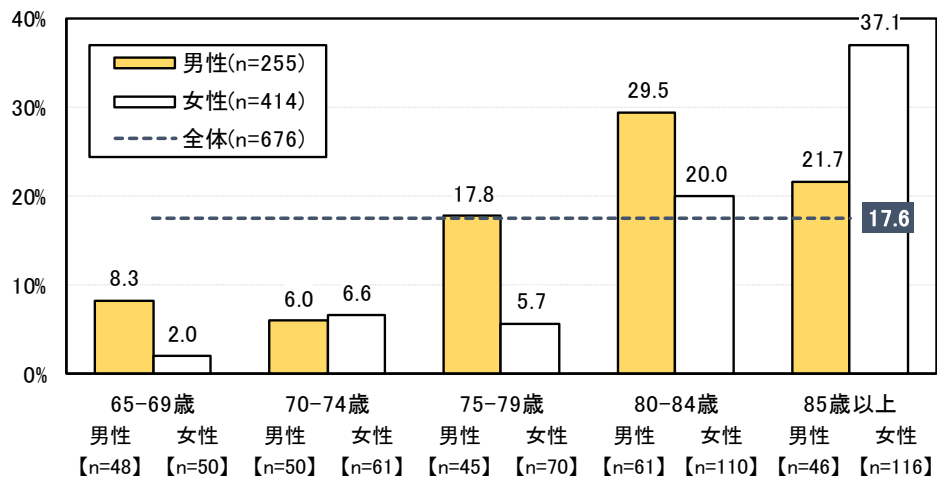
⑦ I ADL の低下

I ADL（手段的自立度）の低下リスクについて、性別・年齢別に該当割合をみると、男性は75歳以上が、女性は80歳以上が比較的多く該当する傾向がみられます。特に女性については85歳以上が37.1%と突出して高い数値を示しています。

居住地区別では、「低い」「やや低い」をリスク該当者）「椿地区」の41.4%が最も多く、次いで「男鹿中地区」38.5%と続いています。

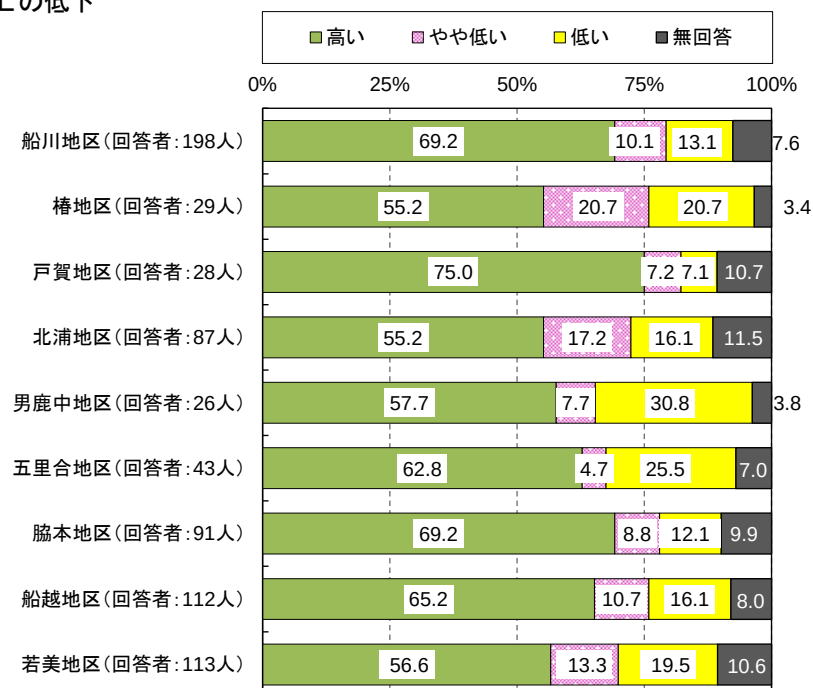
※IADL とは、ADL(日常生活動作)に関連した、買い物・料理・掃除等の幅広い動作が可能な能力のことをいいます。

■性別・年齢別 I ADL の低下



無回答による判定不能は全体で64サンプルあり、分析対象外としている
性別・年齢については無回答者が含まれるため、内訳の合計は全体と一致しない

■地区別 I ADL の低下

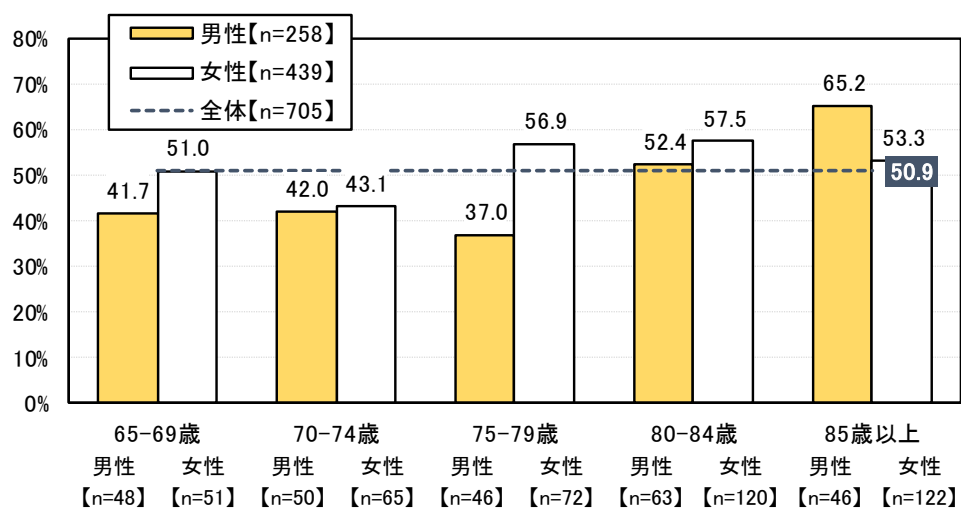


⑧うつ傾向

うつ傾向のリスクについて、性別・年齢別に該当割合をみると、男性は80歳から、女性は「70～74歳」を除く全ての年齢階級で、半数以上が「リスクあり」となっています。

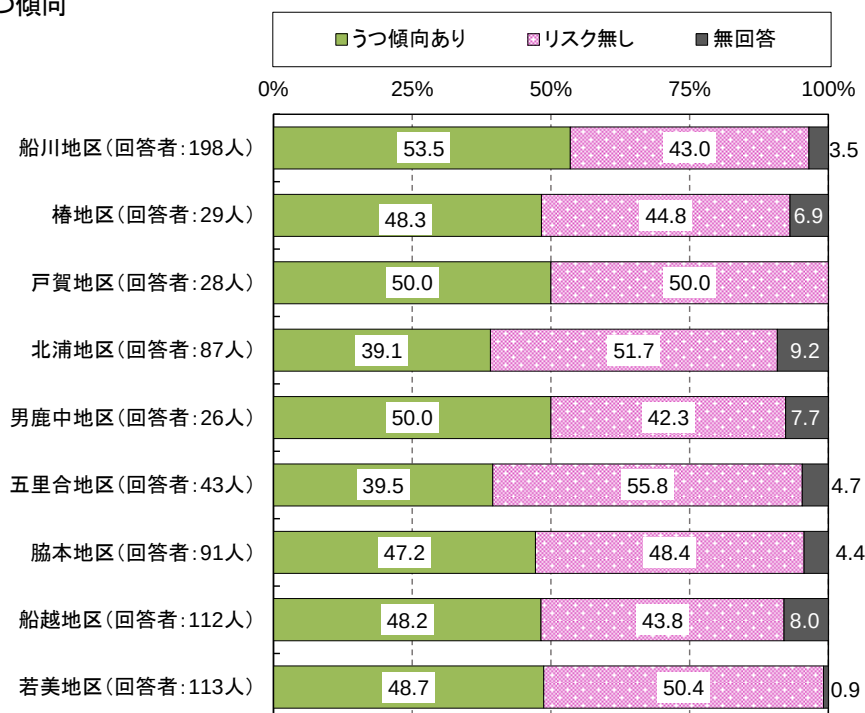
居住地区別に見ると、「船川地区」、「戸賀地区」、「男鹿中地区」の半数以上が該当者となっています。

■性別・年齢別うつ傾向



無回答による判定不能は全体で35サンプルあり、分析対象外としている
性別・年齢については無回答者が含まれるため、内訳の合計は全体と一致しない

■地区別うつ傾向



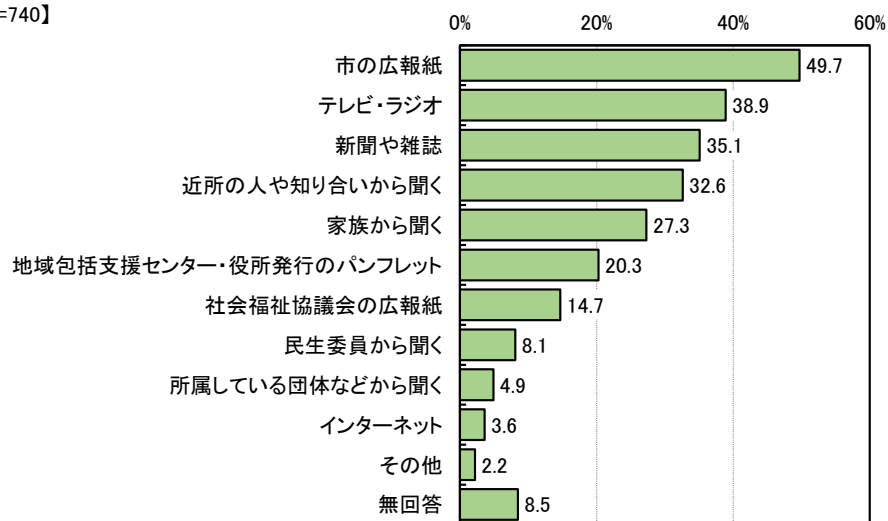
(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（高齢者福祉）

① 高齢者福祉に関する情報源

高齢者福祉に関する情報や知識をどのように得ているか尋ねたところ、「市の広報紙」が 49.7%で最も多く、以下、「テレビ・ラジオ」が 38.9%、「新聞や雑誌」が 35.1%、「近所の人や知り合いから聞く」が 32.6%、「家族から聞く」が 27.3%などとなっています。

■ 高齢者福祉の情報源

【n=740】

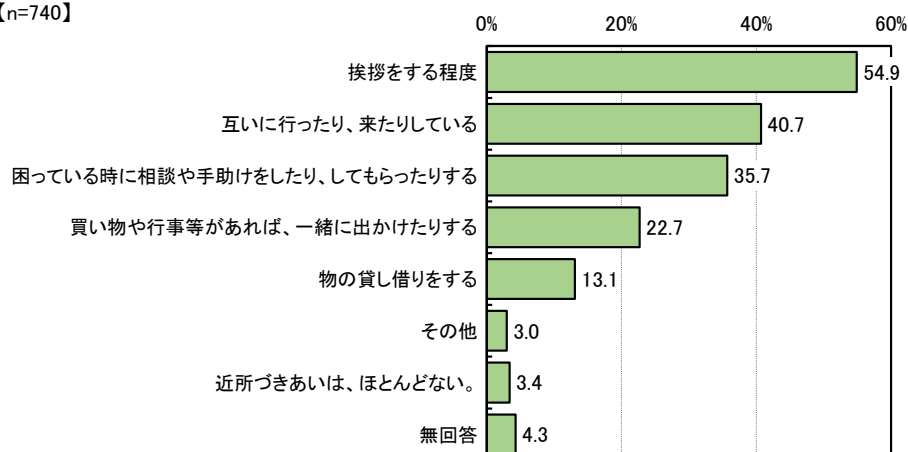


② ご近所とのつきあい方

ご近所の方とのつきあい方を尋ねたところ、「挨拶をする程度」が 54.9%で最も多く、以下、「互いに行ったり、来たりしている」が 40.7%、「困っている時に相談や手助けをしたり、してもらったりする」が 35.7%、「買い物や行事等があれば、一緒に出かけたりする」が 22.7%などとなっている。また、3.4%は「近所づきあいは、ほとんどない」と回答しています。

■ 高齢者福祉の情報源

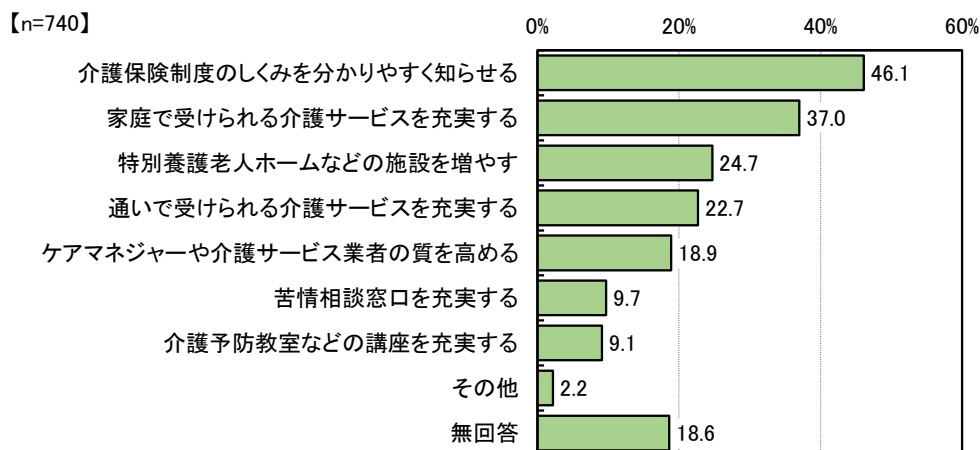
【n=740】



③特に力を入れるべきこと

高齢者福祉について特に力を入れるべきことを尋ねたところ、「介護保険制度のしくみを分かりやすく知らせる」が46.1%で最も多く、以下、「家庭で受けられる介護サービスを充実する」が37.0%、「特別養護老人ホームなどの施設を増やす」が24.7%、「通いで受けられる介護サービスを充実する」が22.7%などとなっています。

■特に力を入れるべきこと

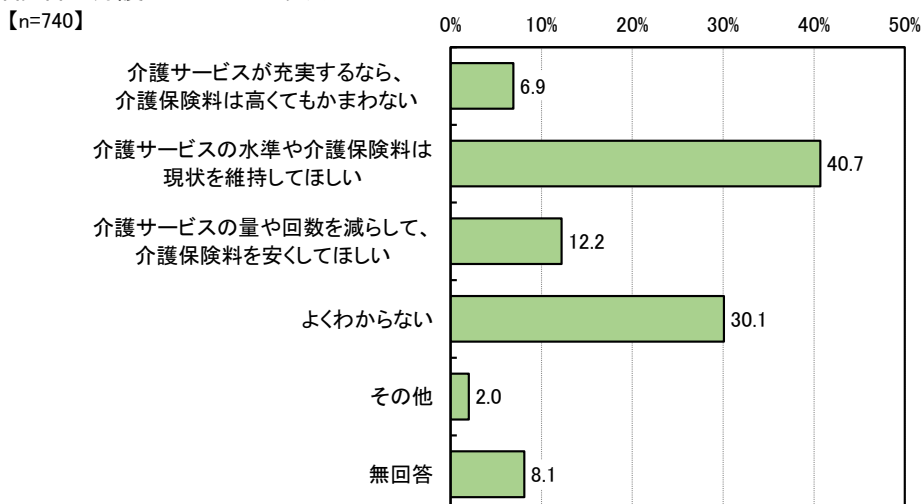


④介護保険料と介護サービスのあり方

介護保険料と介護サービスのあり方について尋ねたところ、「介護サービスの水準や介護保険料は現状を維持してほしい」が40.7%で最も多く、以下、「介護サービスの量や回数を減らして、介護保険料を安くしてほしい」が12.2%、「介護サービスが充実するなら、介護保険料は高くてもかまわない」が6.9%となっています。

また、3割の人が「よくわからない」と回答しています。

■介護保険料と介護サービスのあり方

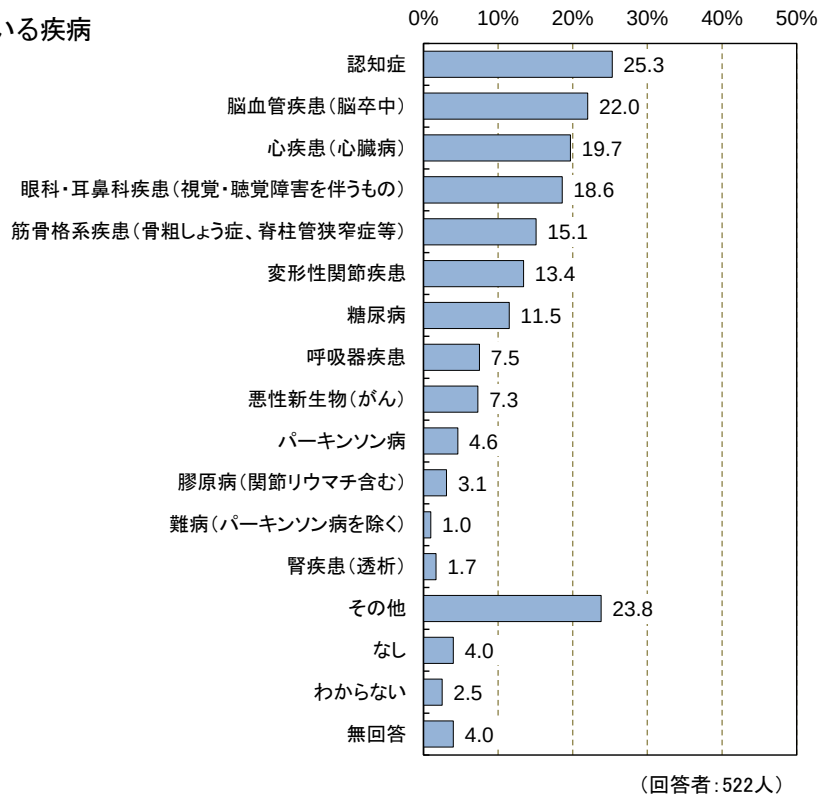


(3) 在宅介護実態調査

①現在抱えている疾病

現在抱えている疾病は、「認知症」が 25.3%と最も多く、次いで「脳血管疾患（脳卒中）」（22.0%）、「心疾患（心臓病）」（19.7%）、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」（18.6%）と続いています。また、4.0%が「なし」と回答しています。

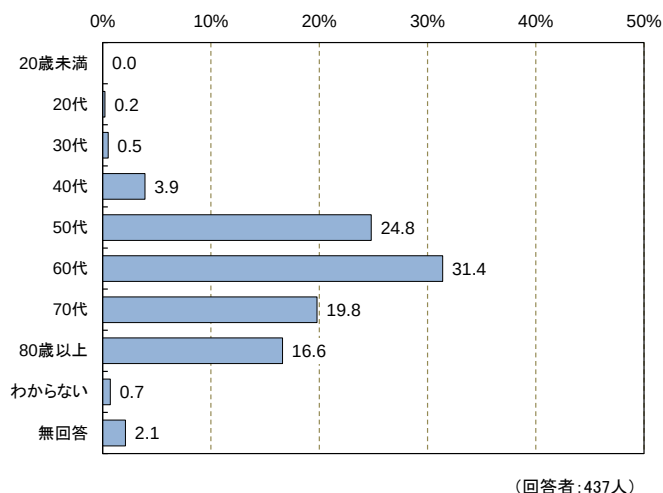
■現在抱えている疾病



②主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、「60代」が 31.4%で最も多く、次いで「50代」(24.8%)、「70代」(19.8%)、「80歳以上」(16.6%)と続いています。

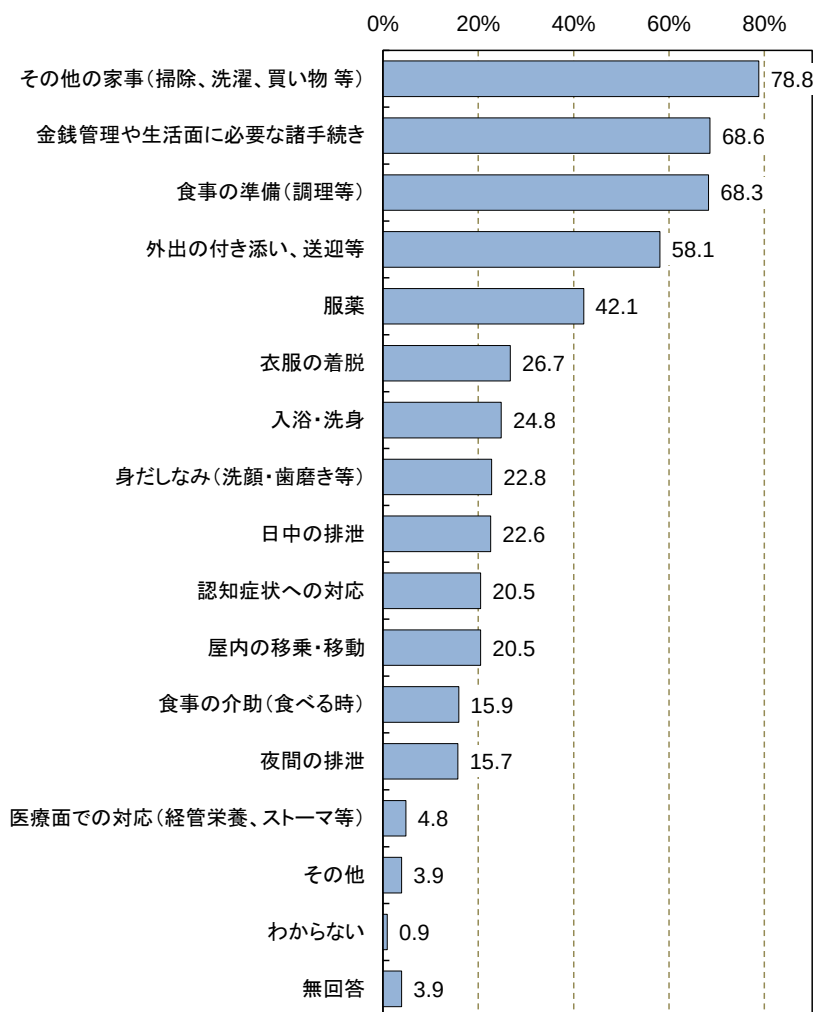
■主な介護者の年齢



③主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護等の内容は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が78.8%で最も多く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（68.6%）、「食事の準備（調理等）」（68.3%）と続いています。

■主な介護者が行っている介護

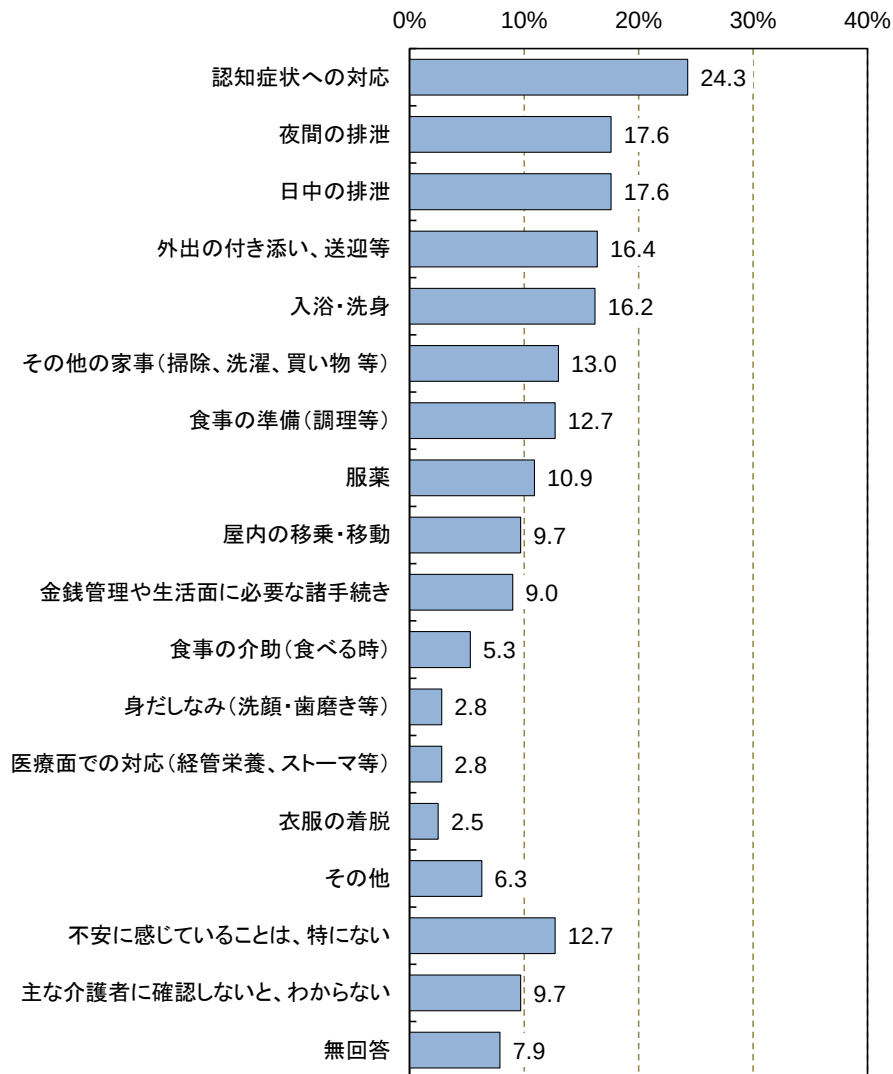


（回答者：437人）

④介護者が不安に感じる介護

主な介護者が不安に感じる介護等の内容は、「認知症への対応」が24.3%で最も多く、次いで「夜間の排泄」、「日中の排泄」(ともに17.6%)、「外出の付き添い、送迎等」(16.4%)と続いています。

■主な介護者が不安に感じる介護



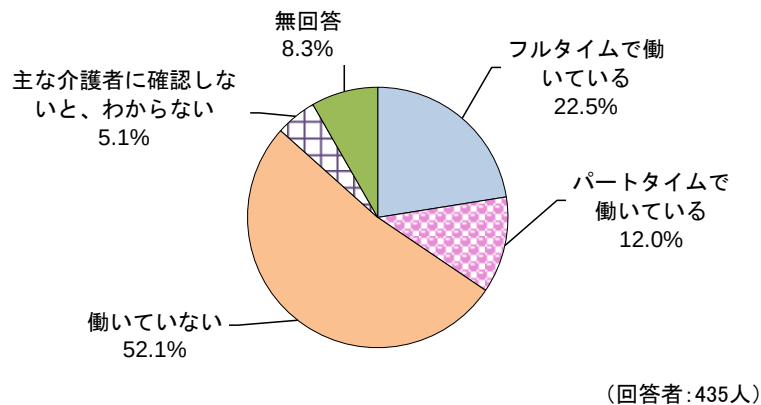
(回答者:432人)

⑤介護者の就業状況

主な介護者の現在の勤務形態は、「フルタイムで働いている」が22.5%、「パートタイムで働いている」が12.0%となっています。

また、52.1%が「働いていない」と回答しています。

■介護者の就業状況について

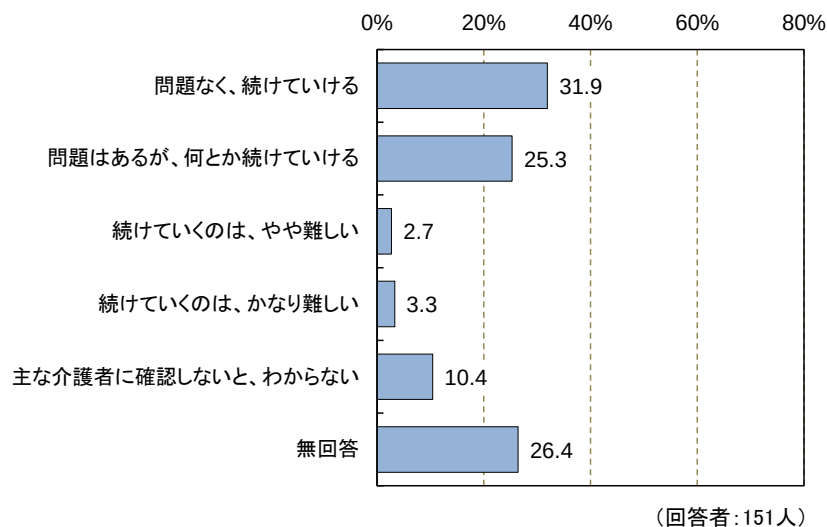


⑥介護者の就業継続について

今後も働きながら介護を続けていけそうか尋ねると、「問題なく、続けていける」(31.9%)、「問題はあるが、何とか続けていける」(25.3%)を合わせると57.2%は続けていけると回答しています。

また、「続けていくのは、やや難しい」(2.7%)、「続けていくのは、かなり難しい」(3.3%)を合わせると6.0%は続けていくのは難しいと回答しています。

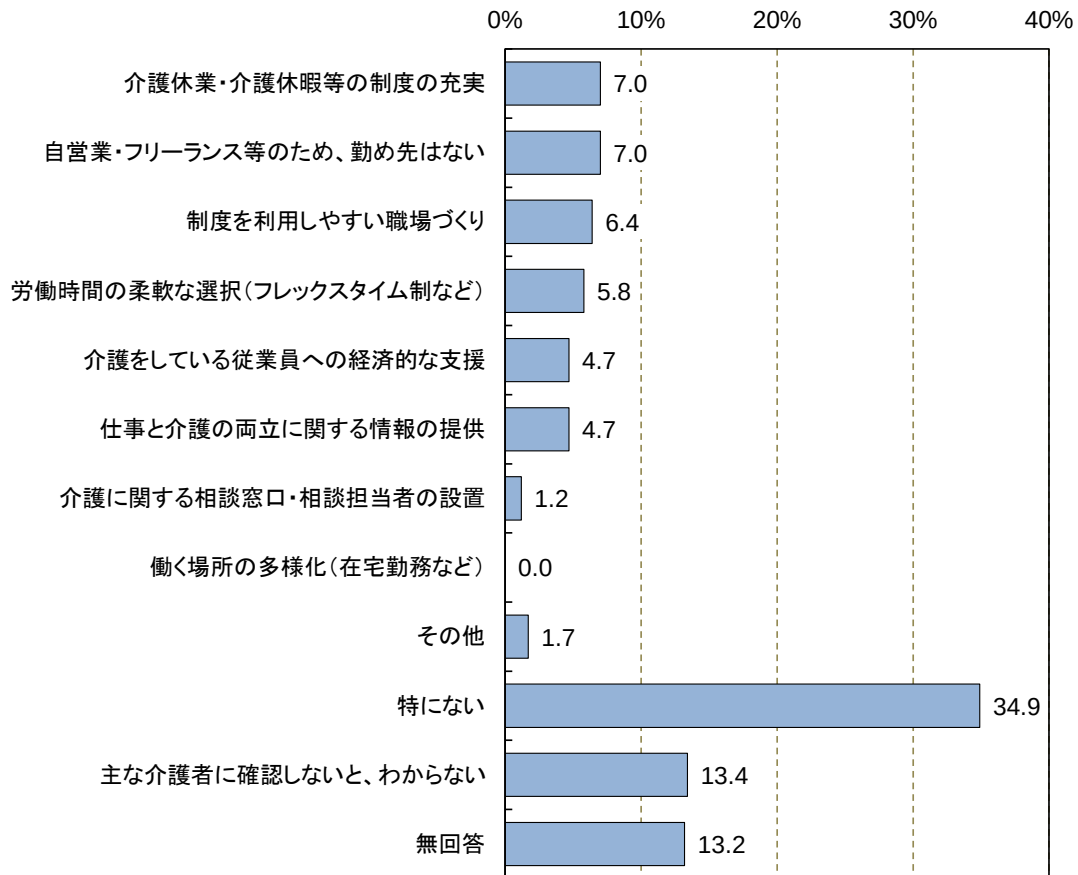
■介護者の就業継続について



⑦就業継続のための支援について

勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思うか尋ねると、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」がともに7.0%ともっとも多く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」(6.4%)「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」(5.8%)と続いています。

■介護者の就業継続について



(回答者:151人)

4 高齢者及び要支援・要介護認定者の推計

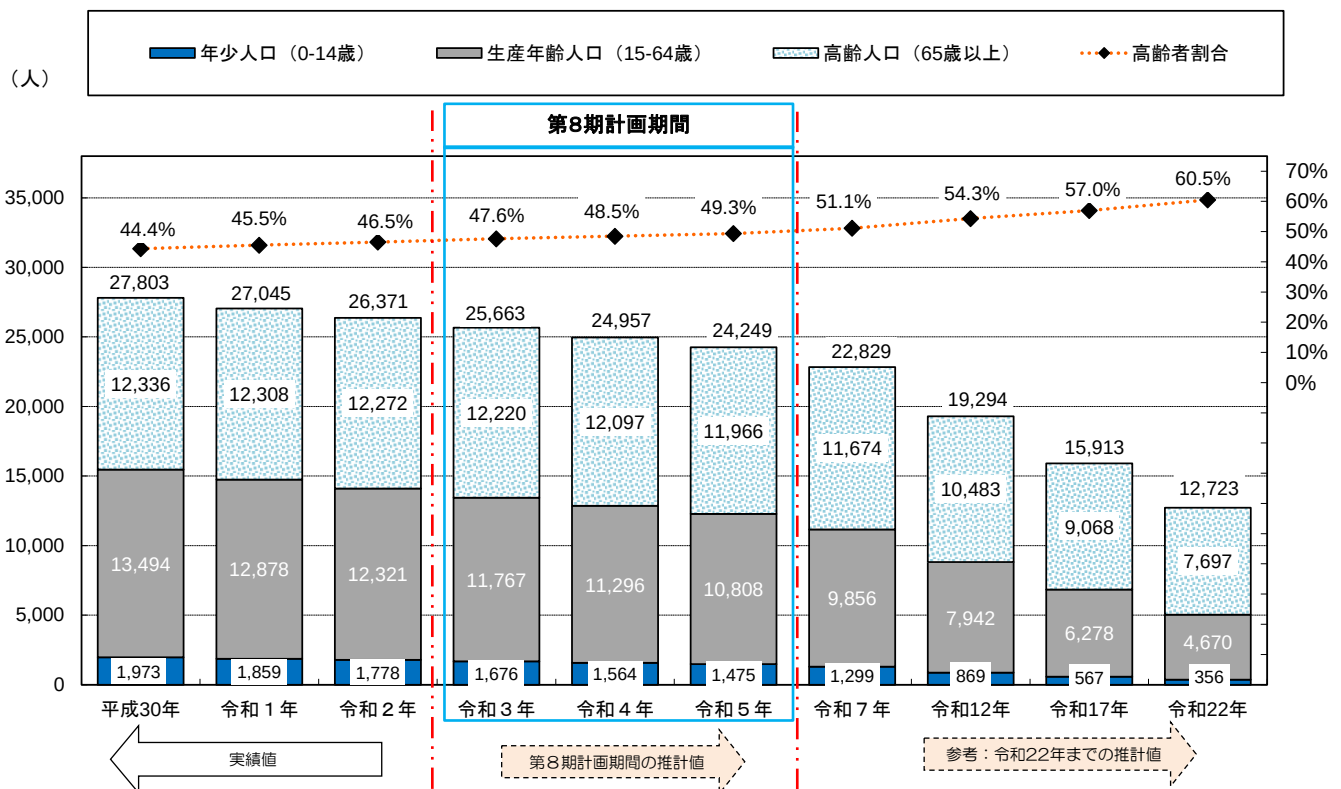
(1) 人口と高齢者の将来推計

本市の過去の人口変化率の実績値を用いて人口推計を行った結果、計画期間中の人口は減少傾向にあり、本計画の最終年である令和5年の人口は、24,249人と推計されます。

高齢者人口についても、減少傾向で推移することが見込まれ、令和5年では11,966人と推計されますが、年少人口、生産年齢人口の減少も大きく、高齢化率は上昇すると見込まれます。

また、第8期計画開始から5年後の令和7年においては、人口は22,829人、高齢者人口は11,674人、高齢化率は51.1%、令和22年においては、人口は12,723人、高齢者人口は7,697人、高齢化率は60.5%となる見通しです。

■ 3区分人口と高齢化率の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

推計値は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

※コーホート変化率法：各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法」

■人口の実績値と推計値

(単位：人)

区 分	実績値			推計値						
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
年少人口 (0-14 歳)	1,973 7.1%	1,859 6.9%	1,778 6.8%	1,676 6.5%	1,564 6.3%	1,475 6.1%	1,299 5.7%	869 4.5%	567 3.6%	356 2.8%
生産年齢人口 (15-64 歳)	13,494 48.5%	12,878 47.6%	12,321 46.7%	11,767 45.9%	11,296 45.3%	10,808 44.6%	9,856 43.2%	7,942 41.2%	6,278 39.5%	4,670 36.7%
40-64 歳	8,851 31.8%	8,524 31.5%	8,251 31.3%	7,943 31.0%	7,708 30.9%	7,459 30.8%	6,922 30.3%	5,688 29.5%	4,591 28.9%	3,434 27.0%
高齢者人口 (65 歳以上)	12,336 44.4%	12,308 45.5%	12,272 46.5%	12,220 47.6%	12,097 48.5%	11,966 49.3%	11,674 51.1%	10,483 54.3%	9,068 57.0%	7,697 60.5%
前期高齢者 (65-74 歳)	5,672 20.4%	5,648 20.9%	5,675 21.5%	5,703 22.2%	5,449 21.8%	5,237 21.6%	4,663 20.4%	3,565 18.5%	2,777 17.5%	2,443 19.2%
後期高齢者 (75 歳以上)	6,664 24.0%	6,660 24.6%	6,597 25.0%	6,517 25.4%	6,648 26.6%	6,729 27.7%	7,011 30.7%	6,918 35.9%	6,291 39.5%	5,254 41.3%
合 計	27,803	27,045	26,371	25,663	24,957	24,249	22,829	19,294	15,913	12,723

資料：実績値は、住民基本台帳（各年10月1日現在）

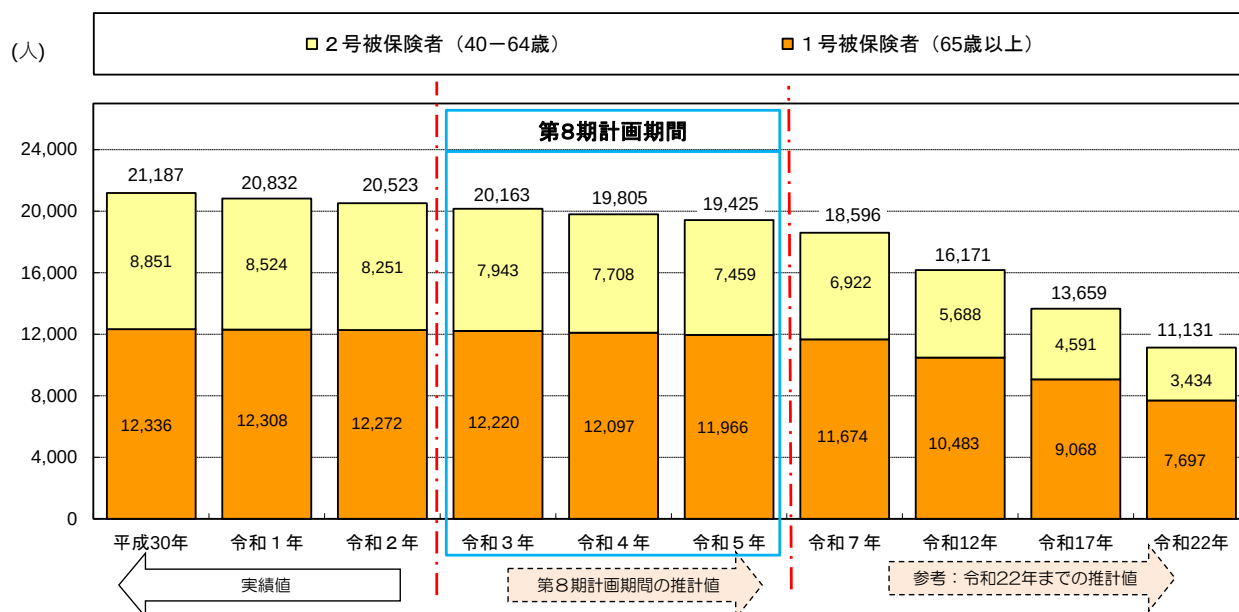
推計値は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

(2) 被保険者数の見込み

推計人口から、計画期間中の介護保険の第1号被保険者、第2号被保険者数の今後の増減をみると、65歳以上の第1号被保険者、40歳から64歳の第2号被保険者数ともに減少傾向と見込まれます。

計画期間の最終年度の令和5年には第1号被保険者（65歳以上）が11,966人、第2号被保険者（40歳以上64歳以下）が7,459人、合計で19,425人となることが見込まれます。

■被保険者数の実績値と推計値



資料：実績値は、住民基本台帳（各年10月1日現在）

推計値は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

(3) 要支援・要介護認定者の推計

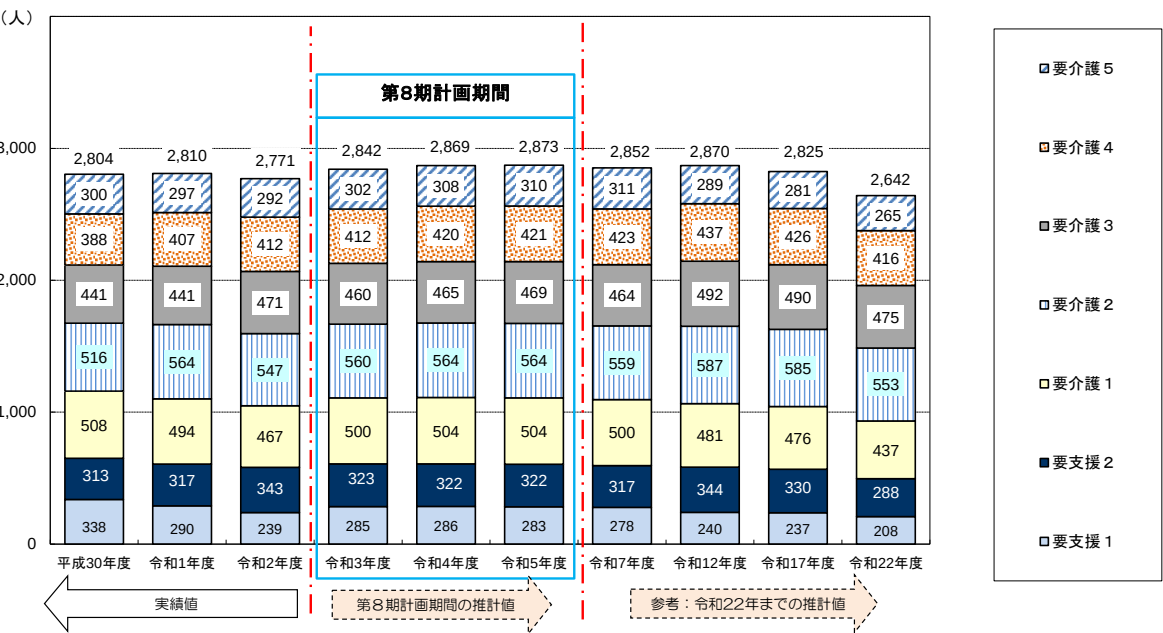
本市の人口推計結果及び要支援・要介護認定者の認定率（出現率）の実績などから、令和3年以降の要支援・要介護認定者数を推計しました。

推計の結果、要支援・要介護認定者数は増加傾向となり、令和5年には2,873人となる見込みです。

この認定者数が、介護保険サービスの利用量を見込む算定基礎となります。

■要支援・要介護認定者の推計

(単位：人)



資料：地域包括ケア「見える化」システム将来推計

(単位：人)

	実績値			推計値						
区分	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
要支援1	338	290	239	285	286	283	278	240	237	208
要支援2	313	317	343	323	322	322	317	344	330	288
要介護1	508	494	467	500	504	504	500	481	476	437
要介護2	516	564	547	560	564	564	559	587	585	553
要介護3	441	441	471	460	465	469	464	492	490	475
要介護4	388	407	412	412	420	421	423	437	426	416
要介護5	300	297	292	302	308	310	311	289	281	265
計	2,804	2,810	2,771	2,842	2,869	2,873	2,852	2,870	2,825	2,642

5 調査結果等における現状の課題

各種統計データやアンケート調査結果等から、本市の特徴と課題を整理します。

（１）高齢化率の上昇と高齢者世帯の増加

本市の平成 27 年からの人口推移を見ると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少し続け、増加傾向であった高齢人口（65 歳以上）も令和 1 年では減少しています。人口の将来推計においても、3 区分人口ともに減少しますが、特に、年少人口、生産年齢人口の減少が大きく、人口に占める高齢者人口の比率は高まると予測されます。

また、国勢調査からは、全世帯数が減少している中で、65 歳以上の世帯員がいる世帯は増加しており、平成 27 年では全体の 66%となっています。さらに、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯いずれも世帯数、比率ともに増加しており、特に高齢者単身世帯の増加が顕著となっています。

高齢化の進展、高齢者単身世帯の増加が見込まれる中、地域におけるお互いの安否確認、孤立化・閉じこもり予防、緊急事態発生時の対応等の必要性は高まり、地域住民同士の連携、民生委員等を中心とした地域の関係機関相互の連携を進める必要があります。

（２）介護予防、重度化防止の取り組み

本市の要支援・要介護認定者の推移を見てみると、要支援 1～要介護 2 の比較的軽度の認定者の割合が約 6 割を占めていますが、要介護 3 以上の重度認定者の比率は増加傾向となっています。

アンケート調査において、運動器の機能低下、転倒、口腔機能、うつ傾向のリスクについては 80 歳以上の該当者が多く、閉じこもり傾向に関しては 80 歳以上の 6 割が該当者となっています。

また、認知機能の低下リスクは 75 歳以上の 6 割近くが該当者となっています。

要支援・要介護認定率の増加傾向を少しでも抑えることができるよう、地域支援事業や健康づくりと介護予防の推進により、地域で暮らし続けるための社会参加を促す取り組みの推進と、要介護認定を受けた方の重度化防止に向けた対策として、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止につながるよう、軽度の段階で適切なサービス利用につなげることが求められます。

（３）介護保険サービス、介護者支援の充実

アンケート調査において、高齢者福祉について特に力を入れるべきことについて、「介護保険制度の仕組みを分かりやすく知らせる」、「家庭で受けられる介護サービスを充実する」、「特別養護老人ホーム等の施設を増やす」、「通いで受けられる介護サービスを充実する」などの回答が多くなっています。

また、在宅生活の継続に向けて介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」や「夜間・日中の排泄」、「外出の付き添い、送迎等」となっています。

在宅生活の継続に向けては、訪問系サービスの利用を軸としながら、必要に応じて通所系サービス・短期入所サービスといった介護保険の各サービスを組み合わせて利用していくことが効果的であり、このような複数の支援・サービスをいかに一体的に提供していくかが重要になります。

介護保険サービスを必要とする高齢者が今後も増加すると見込まれる中で、高齢化の進展や高齢夫婦世帯の増加など、介護者自身の高齢化もみられることから、介護サービスに関する情報の発信やきめ細かな相談体制づくりなどにより、適切なサービスを提供するなど、介護者の心身の負担軽減に向けた取り組みが求められます。

また、介護保険事業の適正な運用と持続可能な運営を実現するために介護サービス事業者へ公正かつ適切な指導監督を行うとともに、利用者が望むサービスを選択できるよう関係機関と連携し、ニーズに即したサービスの提供に努める必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

計画の基本理念は、従来の計画を継承しつつ次のとおりとします。

みんなで支え合い

幸せに暮らせるまち 男鹿市

介護保険制度は高齢化の進展、社会や住民意識の変化を受けて、順次見直しが行われ、「団塊の世代」がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、地域の実状に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目指しています。

また、令和22年（2040年）には現役世代人口が減少していく中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護需要が高い85歳以上の高齢者が増加していくことが見込まれていることから、令和22年（2040年）を見据え介護サービスの基盤を計画的に整備していくことを目指しています。

本計画では、基本理念に「みんなで支え合い 幸せに暮らせるまち 男鹿市」と掲げ、「地域包括ケアシステム」を段階的に構築するとともに、令和22年（2040年）を見据え、介護サービス基盤の整備を計画的に推進します。さらに、すべての世代の住民が一体となった「地域共生社会」の実現を目指しています。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、以下5つの基本目標を施策の柱として総合的に推進します。

介護予防の充実

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、健康寿命の延伸を目指した高齢者の健康づくりを推進します。

また、高齢者自身の健康意識の向上を図るとともに、高齢者の状態に応じて、介護予防の取り組みや活動に参加できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組みます。

生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、様々な活動（スポーツ・地域貢献・就業等）に参加できる機会を充実するとともに、地域づくりの担い手としても活躍できるよう支援します。

安心して暮らせるまちづくりの推進

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援サービスの充実やより良い生活環境づくりに取り組みます。高齢者と様々な世代の人たちがともに理解し、ふれあい、安心と優しさが心に芽生える地域づくりを目指します。

地域包括ケアシステムの推進

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者のニーズに応じた住宅が提供されること（住まい）を基本とした上で、各自による健康維持や介護予防（予防）、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するためのサービス（生活支援）、介護保険サービス（介護）、在宅の生活の質を確保する上で必要不可欠な医療（医療）の5つを一体的に提供していくことです。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）や令和22年（2040年）を見据え、高齢者が住み慣れた地域でできる限り健康で安心して暮らし続けられるようにするためには、身近な地域の中で保健福祉サービスを適切にかつ必要に応じで受けられ、地域の支え合いの中でその一員として心豊かに生活できるしくみづくりを推進することが必要です。そのためにも、地域住民や地域の支援者、福祉に携わる事業者、医療機関、行政が連携し、包括的に高齢者の暮らしを支えることができるよう、地域のネットワークづくりを推進し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

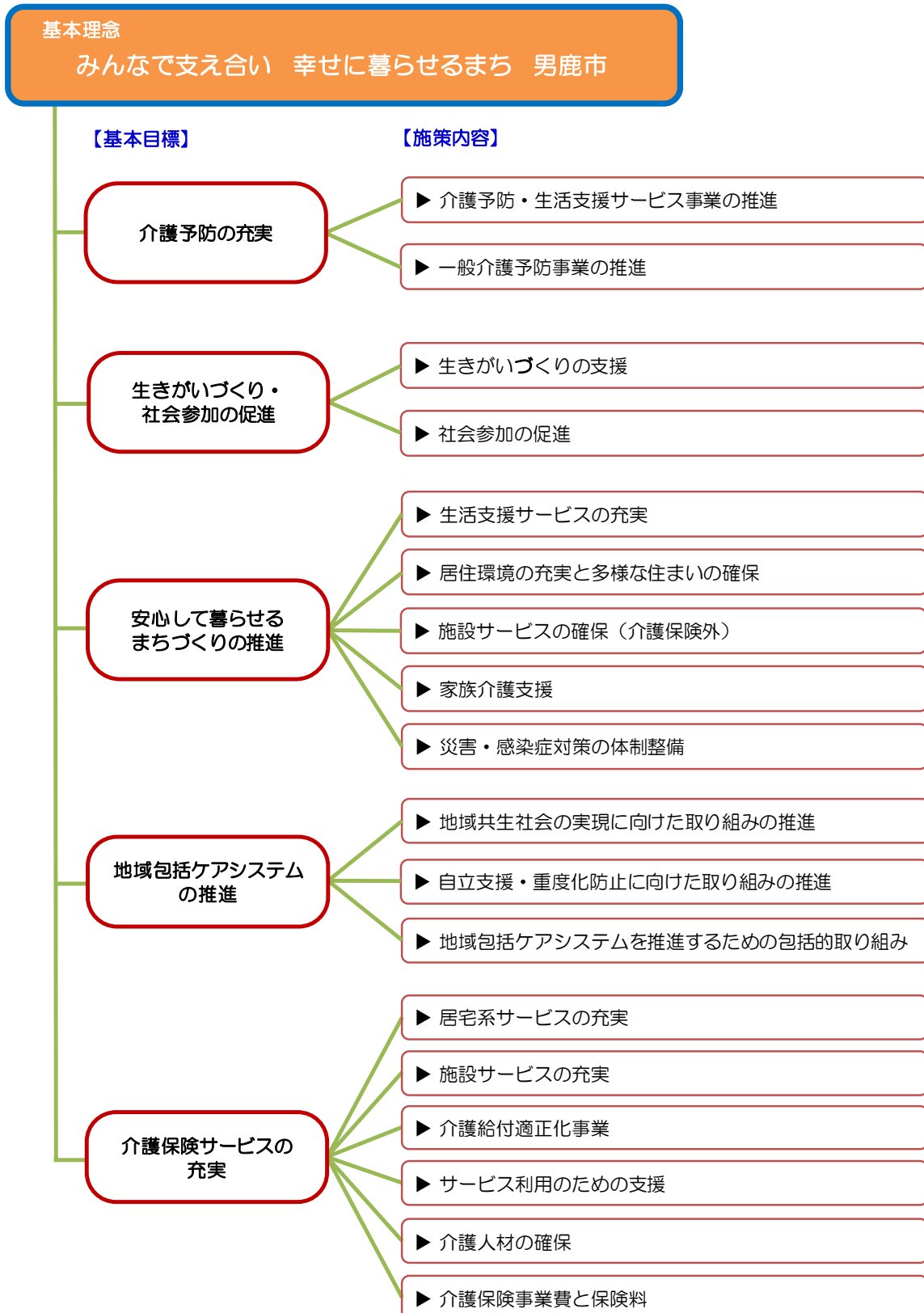
介護保険サービスの充実

介護が必要な状況になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳をもって生活ができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。

介護サービス基盤については、地域や高齢者のニーズ及び既存施設の実態等を踏まえ、医療との連携、介護予防サービスも踏まえた提供体制の整備を図り、地域におけるサービス基盤の充実を図ります。

3 計画の体系

本計画の体系は以下の通りとなります。

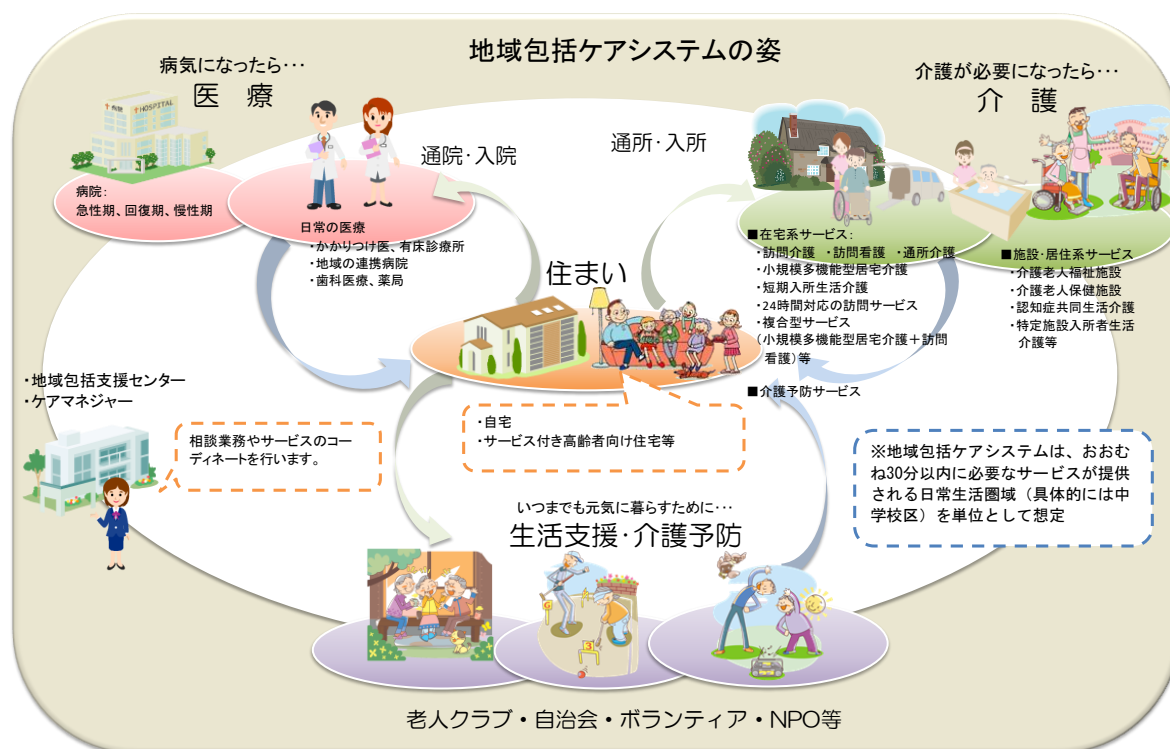


4 地域包括ケアシステムの全体像

「地域包括ケアシステム」は、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

健康な高齢者が、いつまでも元気で暮らすための生活支援や介護予防、介護が必要になった場合には介護保険により提供される施設・居住系あるいは在宅で受けられるサービス、もし重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が各地域で一体的に提供される高齢者支援の社会的な仕組み、それが地域包括ケアシステムです。

■地域包括ケアシステムのイメージ



5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活が続けることができるよう、高齢者と地域の実状に応じて介護サービス基盤を総合的に勘案して定める区域として設定するものです。特に、地域密着型サービスについては、その特性からサービス量を日常生活圏域ごとに見込むこととされています。

本市における具体的な圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案して検討を行いました。その結果、第8期についても第7期計画と同様、日常生活圏域は市全域で1圏域が望ましいと判断しました。

これに基づき、地域密着型サービスを含む介護サービス基盤に関する整備を計画します。

男鹿市の日常生活圏域 ▶ 市全域1圏域

6 介護サービス基盤の状況

令和2年10月現在、本市には居宅系のサービスの基盤として、居宅介護支援・介護予防支援が21事業所、居宅サービス・介護予防サービスが40事業所、地域密着型サービスが17事業所あります。また、施設サービス基盤は、6施設で、うち介護老人福祉施設が4施設、介護老人保健施設が2施設となっています。

市内の介護サービス基盤は、平成29年と比較して事業所数は減少していますが、ほぼ充足されている状況にあります。

■男鹿市の介護サービス基盤

	平成29年	令和2年	増減
居宅介護支援・介護予防支援	22	21	△1
居宅サービス・介護予防サービス	43	40	△3
地域密着型（介護予防）サービス	19	17	△2
施設サービス	6	6	—
合 計	90	84	△6

※事業所数は複数サービス提供により重複あり

第3章 計画の基本的な考え方

■男鹿市のサービス別基盤

	平成 29 年	令和 2 年	増減
居宅サービス・介護予防サービス	65	61	△4
居宅介護支援・介護予防支援	22	21	△1
訪問介護（ホームヘルプサービス）	6	5	△1
訪問入浴介護	0	0	
訪問看護	3	1	△2
訪問リハビリテーション	0	1	1
通所介護（デイサービス）	6	6	
通所リハビリテーション（デイケア）	3	3	
短期入所生活介護（ショートステイ）	15	15	
短期入所療養介護（ショートステイ）	2	2	
特定施設入居者生活介護	2	3	1
福祉用具貸与	3	2	△1
特定福祉用具販売	3	2	△1
地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス	19	17	△2
認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）	0	1	1
地域密着型通所介護（小規模デイサービス）	9	6	△3
小規模多機能型居宅介護	1	1	
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	6	6	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（小規模特養）	3	3	
施設サービス	6	6	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	4	4	
介護老人保健施設（老人保健施設）	2	2	
合 計	90	84	△6

※事業所数は複数サービス提供により重複あり

第4章 施策の展開



I 介護予防の充実

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援認定を受けた高齢者及び基本チェックリスト該当者の多様なニーズに対して、地域においての生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進に努めています。

また、介護予防に関する情報提供や身近な場所での普及・啓発を図ります。

1 介護予防・生活支援サービス事業の推進

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止、地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。

介護予防・生活支援サービス事業は以下の4つのサービスから構成されます。

(1) 訪問型サービス

訪問型サービス	訪問介護【現行相当】	従来の介護予防訪問介護に相当するサービス
	訪問型サービスA	人員等を緩和した基準による生活援助等のサービス
	訪問型サービスB	住民主体の自主活動として行う生活援助等によるサービス
	訪問型サービスC	保健師やリハビリテーション専門職等が行う、体力改善やADL・IADLの改善に向けた短期集中予防サービス
	訪問型サービスD	移送前後の生活支援サービス

(2) 通所型サービス

通所型サービス	通所介護【現行相当】	従来の介護予防通所介護に相当するサービス
	通所型サービスA	人員等を緩和した基準による運動・レクリエーション等のサービス
	通所型サービスB	住民主体の体操や運動等の活動をする自主的な通いの場によるサービス
	通所型サービスC	保健師やリハビリテーション専門職等が行う、運動器の機能向上や栄養改善等の短期集中予防サービス

(3) その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービス	栄養改善目的とした配食	栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食を行います。
	住民ボランティア等が行う見守り	住民ボランティア等が行う定期的な見守り訪問による、安否確認及び緊急時の対応を行います。
	訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援	地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供を行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び基本チェックリストによって事業対象者と判断された者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか一般介護予防事業や市町村の施策、民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行います。

2 一般介護予防事業の推進

65歳以上の方々に対し、心身の状態の改善や健康寿命の延伸を目指すとともに、生活機能全体の維持・向上を通じて活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する事業です。

地域において自主的な介護予防活動が実施され、その活動に高齢者が積極的に参加をするような地域づくり・介護予防を推進することを目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や自主的な介護予防のための地域活動の育成・支援を行う等、次の5事業を組み合わせで実施します。

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

また、高齢者は、様々な健康課題を抱えていることが多いことから、後期高齢者医療制度における保健事業と介護予防事業の一体的な実施における取り組みや、介護予防事業における専門職の関与をさらに進めていくことにより、効果的に介護予防を推進していきます。

これまで医療機関等の協力をいただき、リハビリ専門職による介護予防教室等を実施してきましたが、今後も様々な機関と更なる連携強化を図りながら、より効果の高い事業を検討していくとともに、「シルバーリハビリ体操」や「いきいき百歳体操」の普及推進を行い、地域で介護予防活動を行うことができる介護予防ボランティアや地域活動組織の育成・支援を行います。

なお、今後については、随時、事業の実施方法等を見直し、地域の状況、市民の声を踏まえながら、介護予防の充実を図ります。

①介護予防把握事業

介護予防把握事業は、地域の実情に応じて、関係部署との連携、民生委員等の地域住民からの情報提供、本人・家族等からの相談による情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動につなげるための事業です。

今後については、社会福祉協議会や民生児童委員、医療機関等の関係機関との連携をさらに密にしていくとともに、保健事業とも連携し介護予防対象者の把握に努めます。

②介護予防普及啓発事業

介護予防普及啓発事業は、介護予防の重要性について理解を深め、自主的な介護予防活動を促し、支援していくものです。啓発活動を継続的に行っていくことにより、自主的な介護予防活動につなげていきます。

本市では、健康維持と介護予防に関する知識やセルフケア等の普及啓発のため、啓発パンフレットの発行や広報誌への関連記事の掲載を行い、介護予防意識の向上に努めます。

また、理学療法士や歯科衛生士、栄養士等による介護予防教室等を開催し、介護予防に関連する運動機能向上と健康づくり、口腔機能の維持・向上、栄養改善、認知症等の正しい知識と理解の普及・啓発を図ります。

今後は、健康づくりと生涯スポーツ(健康づくりのための運動)等の取り組みを通して、世代毎に、健康づくりや介護予防の大切さを伝え、活動実践者を増やしていくことができるよう関係部署と連携して行います。

○生き生き介護予防教室

市内の公民館や集会所等において、健康体操やレクリエーション、低栄養や歯周病予防の講話等を行い、フレイル予防等の介護予防に資する普及啓発を図り、地域の健康づくりを推進します。

■事業の実績と見込み

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	33	29	23	33	33	33
参加延人数(人)	372	238	207	330	330	330

※令和2年度は見込み値

○セルフケア講座

健康の自己管理を行うための、健康づくりや介護予防に関する知識や技法を習得する講座です。継続的な参加を促すことで、参加者の介護予防活動の習慣化を目指します。

■事業の実績と見込み

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	82	72	37	40	48	48
参加延人数(人)	990	869	414	500	624	672
実施会場(箇所)	2	4	4	4	4	4

○アクア健康教室

プールを使用し、水中ウォークやアクアビクスを行い、夏場の体力づくりや介護予防の実践について普及啓発を行います。

■事業の実績と見込み

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	7	7	5	7	7	7
参加延人数（人）	188	221	109	210	228	245

③地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業は、地域における住民主体の介護予防及びフレイル予防活動の育成・支援を行っていくものです。健康体操、認知症予防及びフレイル予防の取り組みを地域で行っていくよう、地域での介護予防活動のリーダーとなるボランティアの育成や、地域住民が自主的に行う介護予防活動のグループに対する支援を行っています。

課題としては、新たな講座参加者の確保と住民主体の自主活動を新たに立ち上げること、それらを継続していくことがあります。

今後は、普及啓発をさらに充実させ、地域活動の大切さを伝え、自主グループの新たな立ち上げを推進していくとともに、生活支援コーディネーターと協力し、すでにある住民主体の通いの場の状況把握に努め、通いの場の充実を図っていきます。また、年代・性別関係なく、地域で健康づくり・介護予防に取り組む体制づくりについても検討していきます。

○介護予防自主グループ活動支援事業

住民主体の介護予防活動の地域展開を推進するため、地域で自主的に介護予防活動を行っているグループ（以下「自主グループ」という。）に、活動に必要な物品の貸出や講師を派遣します。

■事業の実績と見込み

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
グループ数（箇所）	22	19	17	19	21	23
参加延人数（人）	247	221	239	260	280	300

※令和2年度は見込み値

○介護予防ボランティア養成講座

自分たちの地域で体操の普及啓発を行う「シルバーリハビリ体操指導士」の養成に努め、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行い、介護予防活動実践者の増加を図ります。

■事業の実績と見込み

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	2	1	1	2	2	2
参加実人数（人）	16	4	3	25	25	25

④一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業評価事業は、本計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図ることを目的としたものです。

事業の実施において、介護予防事業の効果の把握と検証をPDCAサイクルに基づいて行います。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業は、地域における介護予防の取り組みを機能強化していくため、通所・訪問サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、自主グループ等に対してリハビリテーション専門職の関与を促していくものです。

地域ケア会議では、理学療法士を委員とし、自主グループにも、より効果的な介護予防活動ができるよう、理学療法士を派遣しています。



Ⅱ 生きがいきづくり・社会参加の促進

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援認定を受けた高齢者及び基本チェックリスト該当者の多様なニーズに対して、地域においての生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進に努めています。

また、介護予防に関する情報提供や身近な場所での普及・啓発を図ります。

1 生きがいきづくりの支援

心身の健康はもとより、精神的に豊かな生活を送るためには、人との交流を図り、社会的活動等に積極的に参加していくことが重要です。生きがいがあり、活動的な生活を過ごすことは、認知症や寝たきりなど、介護予防にもつながります。

高齢者が生きがいを持って生活できるよう支えるため、本市では、生涯学習や老人クラブなどの活動支援を通じて、多くの高齢者に生きがいきづくりの場を提供し、健康寿命の延伸と活力にあふれた高齢社会を目指していきます。

（１）高齢者の生きがいと健康づくりの推進

高齢者がいきいきと自分らしく充実した生活が送れるように、様々な趣味や特技を活かした創作活動、学習活動、世代間交流、スポーツ文化活動、ボランティア活動などを積極的に推進していきます。今後も、地域社会の中で、高齢者がさまざまな活動に参加できるよう、関係団体との連携を図りながら事業を継続していきます。

（２）生涯学習の推進

生涯学習は、高齢者の生きがいきづくりに大きな意味を持っています。

何歳になっても学びの場に積極的に参加し、心豊かに暮らせるよう、生涯学習を推進します。

本市では、自己実現を目指し、生涯を通して主体的な学習活動が続けられるよう市民の生涯学習を推進しています。

高齢者向けの公開講座の開催をはじめ、自主学習グループ活動の育成・支援、趣味・創作活動作品展等の開催など地域における多種多様な生涯学習活動を通じた生きがいきづくりの機会を提供しています。

今後も、より多くの高齢者の参加につながるよう、各事業が高齢者のニーズに配慮した実施内容や開催となるよう工夫し実施していきます。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の促進

高齢者がスポーツに親しみながら、健康増進と相互の親睦を図るとともに、高齢者が積極的に外出する機会を確保するため、年齢や体力に応じて参加できるスポーツ・レクリエーションの場を増やすとともに、高齢者向けのスポーツの指導、普及を推進します。

今後も、高齢者への生きがいをづくりの一環として高齢者に適した軽スポーツやファミリースポーツ等の普及を図るとともに、多種多様なスポーツ、レクリエーション活動を通じた健康づくりとふれあい交流の機会の拡充に努めます。

(4) 敬老事業

高齢者の健康と長寿を祝うため、敬老祝金支給事業を実施しています。

敬老祝金支給事業については、敬老祝金を満 80 歳と満 100 歳の方に支給しています。

■事業の実績と見込み

単 位	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
敬老祝金支給人数（人）	490	366	411	429	451	489
満 80 歳（人）	476	350	391	405	426	432
満 100 歳（人）	14	16	20	24	25	57

※令和 2 年度は見込み値

2 社会参加の促進

本市の未来が明るく活力に満ちた高齢社会であるためには、高齢者のもつ豊かな能力や経験が活かせる機会の拡充が重要です。

高齢者の社会参加活動として就労・就業の支援や、子どもたちなどとの交流を図りながら、さまざまな活動に参加できるよう、地域の中で活動できる場の充実に努めます。

(1) 老人クラブ活動の促進

老人クラブは、市内各地域において組織され、自主的な活動を行っている団体で、地域に根ざした社会参加活動や生きがいづくりに関する活動、各種の奉仕活動を行っているほか、男鹿市老人クラブ連合会が組織されており、年間を通じて趣味・文化・スポーツなどの活動が行われています。

今後は、老人クラブ未加入者への働きかけや、新規加入者のニーズにあった活動メニューの展開を支援し、参加の輪がさらに広がるよう、老人クラブ活動の広報などをさらに充実させるとともに、地域の仲間づくりのために、誰もが気軽に自発的に参加できる老人クラブづくりを推進します。

地域における高齢者同士の交流を促進するため、老人クラブの育成と活動支援を図ります。

■老人クラブの活動実績と見込み

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数(団体)	52	45	44	44	44	44
会員数(人)	1,442	1,208	1,188	1,188	1,188	1,188
登録率(%)	12	10	10	10	10	10

※令和2年度は見込み値

（２）高齢者の就労支援

高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識と経験を生かし、新たな就労に結びつけることは、高齢者にとって大きな生きがいになり、地域社会にとっても大きな力となります。

このため、高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保するとともに、地域活動への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げることが重要です。

本市では、高齢者の長年培ってきた能力や経験を活かせる場の提供をはじめ、収入の確保、生きがいづくりなどを目的に、「シルバー人材センター」を設置しています。

登録制により、簡単な大工仕事、外交業務、集配業務、一般事務、屋内外の軽作業、庭木・盆栽の手入れ等の仕事の斡旋を行っています。

今後も、シルバー人材センターを中心とした就労支援の充実に努めます。また、団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者の「働く意欲」は今後さらに高まることも予想されるため、高齢者の雇用促進を目的として国や公共職業安定所などが実施する、再就職促進セミナー、職業能力開発や各種助成措置等の周知を図り、高齢者の就業機会の拡大に努めます。

（３）ボランティア活動の推進

市内には、多数の市民団体があり、健康、福祉、生涯学習、環境、スポーツなど各種の分野で主体的に活動しています。本市では、社会福祉協議会が中心となって、これら各団体・組織との連絡・調整、活動支援を行っています。

高齢者にとって、ボランティア活動に参加することは生きがいを作り、介護予防につながることも考えられます。

今後も社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティアグループの活動支援やボランティアの育成を行い、ボランティアの養成や、さまざまなボランティア活動への人材・機会の発掘に努めます。

今後も多くの住民がボランティア活動に参加できるように、情報提供や活動の機会の提供を促進します。

（４）世代間交流の促進

高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験は、本市の文化であり大切な財産でもあります。近年の少子化や地域のつながりの希薄化などにより世代を越えた交流は少なくなりつつある中で、高齢者を通じて、知識や過去の体験、地域の伝統文化の継承に努めることが重要です。

また、世代間交流には高齢者への「いたわり」や「思いやり」の心の醸成や、地域社会の活性化なども期待されます。

今後も、高齢者と幼年世代のみならず、世代を越えてすべての市民が支え合える地域の実現を目指し、地域における世代間交流を推進していきます。



Ⅲ 安心して暮らせるまちづくりの推進

1 生活支援サービスの充実

高齢者で一人暮らしの人や高齢の夫婦のみ世帯などのすべての高齢者ができるだけ身近な地域で暮らし続けていくためには、それぞれのニーズに合った生活支援サービスが必要です。

地域の互助や民間のサービスとの役割分担を踏まえた上で、安心・快適な日常生活を実現するために必要な支援を検討し、地域の実状に合わせた生活支援サービスの充実を図ります。

(1) 緊急通報サービス事業

一人暮らし高齢者、高齢者世帯などを対象に、緊急通報装置を設置し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

今後、一人暮らし高齢者等の増加が見込まれているため、高齢者の生活支援を推進します。

■事業の実績と見込み

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置台数（台）	—	26	30	50	70	70

※令和2年度は見込み値

(2) 寝具洗濯乾燥サービス

寝具等の衛生管理が困難な一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を対象に、寝具等の洗濯及び乾燥サービスを行い、高齢者が健康で衛生的な生活を維持できるよう支援しています。

■事業の実績と見込み

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用件数（件）	16	9	10	20	20	20

(3) 高齢者生活援助事業

在宅で生活する高齢者に対して、家屋内の清掃、家周りの除草、除雪の日常生活上の援助を行い、高齢者の自立生活の支援を行っています。家周りの除草、除雪については、利用希望が多く、利用者の登録件数は増加してきています。

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、今後も引き続き事業を実施していきます。

■事業の実績と見込み

単 位	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
家屋内の清掃（件）	13	6	10	10	10	10
家周りの除草（件）	212	92	100	100	100	100
除 雪（件）	117	51	200	200	200	200
計	342	149	310	310	310	310

※令和 2 年度は見込み値

(4) 自立支援短期宿泊事業

要介護認定で自立と判定された日常生活を営むことに支障がある一人暮らしの在宅高齢者に対し、必要に応じて一時的な施設への宿泊サービスを提供し、健康で自立した生活が維持できるよう支援を行います。

■事業の実績と見込み

	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延利用件数（件）	1	3	3	3	3	3

※令和 2 年度は見込み値

(5) 配食サービス事業

調理や食事の準備などが困難な一人暮らしの高齢者または高齢者世帯を対象に、食事を定期的に配達することで、食事の量と質を確保し、高齢者の健康維持を支援しています。また、配達員との交流による精神的孤独感の解消と対象者の安否確認にも寄与しています。

今後は一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加によりさらなるニーズも見込めることから、事業を引き続き実施し、高齢者の心身の健康維持と見守りに努めます。

■事業の実績と見込み

	平成30 年度	令和1 年度	令和2 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用件数（件）	4,968	4,311	3,544	4,000	4,000	4,000

※令和2年度は見込み値

2 居住環境の充実と多様な住まいの確保

地域包括ケアシステムでは、生活の基盤として、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住まいが確保されていることが求められます。

加齢に伴い身体機能などが低下してくると、長年住み慣れた自分の住居であっても、それが必ずしも住みやすい生活環境であるとは言えない状況もでてきます。高齢者の住宅改修等を支援することにより利便性・安全性の向上を図るとともに、公営住宅についてはバリアフリー化を実施するなど高齢者の生活に配慮した住宅供給に努め、高齢者の居住環境の充実を図ります。また、自宅での生活が困難になっても、地域の中での生活が継続できるよう、見守りや生活相談を受けられる高齢者向けの住まい（有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等）等の確保について関係機関と連携して取り組みます。

（１）住宅改修の支援

高齢者の身体の状態や個々の障がいに適した住宅改修には、一般の住宅改修とは異なる専門的な視点が求められます。本市では、介護保険を利用した家庭での手すりの取付け等の住宅改修を行う際には、介護支援専門員による相談・指導などを通じて支援を行っています。介護支援専門員が住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成も行っています。

■事業の実績と見込み

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理由書作成助成数 (件)	7	7	10	10	10	10

※令和2年度は見込み値

（２）福祉用具利用の促進

高齢者個々の生活環境や身体の状態に応じた福祉用具の利用は、高齢者の自立を促し、毎日の生活を快適に過ごすことが可能になります。今後も適切な福祉用具の使用法の指導や情報提供を行い、自宅での生活支援を推進します。

(3) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の住まいの選択肢の1つとして施設での生活が挙げられますが、施設入所については介護保険制度だけでは対応しきれない状況もあります。このような状況を受け、介護・医療・住宅の連携のもと、高齢者が安心できる住まいの供給を促進するため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され、「サービス付き高齢者向け住宅」制度が創設されました。

高齢者の住まいについて、多様な選択肢を確保するためにも、県や近隣市町村との情報の共有、住民の利用ニーズの把握に努め、「サービス付き高齢者向け住宅」などの一定の要件を満たした住まいの普及、利用支援及び基盤整備を推進していきます。

3 施設サービスの確保（介護保険外）

(1) 養護老人ホーム

65歳以上の方であって、心身の健康状態やその置かれている環境上及び経済的理由から、在宅での生活が困難な高齢者を養護する施設で、老人福祉法に基づき入所措置がとられます。今後も社会的な援護を必要とする高齢者等に対して適切に支援していきます。

■事業の実績と見込み

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所措置者数（人）	55	60	62	62	62	62

※令和2年度は令和3年1月5日時点の措置者数

(2) 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、ほとんどの施設が個室になっており、家庭環境や住宅事情等の理由により、自宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で利用できる施設で、食事の提供や日常生活上必要な便宜を提供する「A型」と、自炊が原則の「B型」があります。また、ケアハウスは、自炊ができない程度に身体機能が低下し、独立して生活するには不安がある人が入所対象となる施設です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むため、住宅と生活支援サービスが組み合わされた支援が必要であるとの考えから、軽費老人ホームの担う役割は重要性を増しています。

（３）有料老人ホーム

入居した高齢者に、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、または日常生活上必要な支援を行う施設です。

身近な地域に多様な住まいの選択肢を確保する観点から、今後、必要に応じて検討していきます。

4 家族介護支援

介護による家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減するための事業を展開します。

本市では、介護用品購入券交付事業、介護慰労金支給事業を実施し、高齢者を介護している家族等を対象に、身体的、精神的、経済的負担の軽減を目的としたサービスの充実を図ります。

（１）介護用品購入券交付事業

紙おむつ等の介護用品購入券を交付し、要介護者を在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図ります。

（２）介護慰労金支給事業

在宅で重度の要介護者を介護保険のサービスを利用せずに介護をしている家族の方を対象に慰労金を支給し、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

（３）家族介護教室

家族介護教室を開催し家族を支援します。適切な介護知識と技術、サービスの適切な利用方法の習得のほか、介護者同士の交流の場をもうけ、個々の抱える介護ストレスや不安を解消することを目的としています。

5 災害・感染症対策の体制整備

近年、地震や台風など自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしています。

災害や新型コロナウイルスをはじめとする感染症による被害の多くが高齢者であり、高齢者の災害や感染症に対する不安、支援に対する関心はひととき高まっています。

本市では、災害時や緊急の際に、支援を要するひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の把握に努めるとともに、連絡体制や避難誘導體制、感染症対策に係る体制整備に努めています。

(1) 災害対策の推進

地震などの自然災害時の避難場所の指定及び周知、災害時の連絡体制の確立を図ります。

(2) 防災対策・災害時対応の充実

家族等の支援を受けることが困難な一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、概ね要介護3以上の方など（災害時要援護者）が地域の中で支援を受け、災害時に迅速かつ的確に避難できるよう、登録制による要援護者台帳を整備しており、台帳に基づく名簿を自主防災組織、地域の民生委員などの関係者と共有することで、災害時に備えています。

さらに、地域住民、消防団及び自主防災組織等との連携並びに情報の共有化を図り、安否確認や避難誘導などに関して、災害発生時に迅速かつ的確に対応するための体制づくりに努めています。

今後も、支援を要する高齢者等の把握に努めるとともに、総合的かつ計画的な防災対策の推進、災害時対応の体制づくりに努めます。また、地域における住民の取り組みを促進し、民生委員児童委員等を中心とした見守り活動や各地区の自主防災組織による高齢者の支援の仕組みづくりを推進していきます。

（３）感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の流行により、「新しい生活様式」を踏まえた地域の支え合いや介護事業所等における感染防止対策、感染症発症時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制等について、地域の実情に応じて検討していく必要があります。

また、その他の感染症についても、日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発や訓練の実施、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です

本市では、全国的な新型コロナウイルス感染症の大規模流行を踏まえ、「男鹿市新型インフルエンザ等対策行動計画」や「男鹿市地域防災計画」との調和に配慮しつつ、介護事業所等と連携して感染症対策の周知啓発を実施します。

また、介護事業所等における感染症発生時に必要な物資について、備蓄・調達・輸送体制を整備するとともに、県・市・関係団体が連携し、感染症発生時の支援・応援体制を整備します。

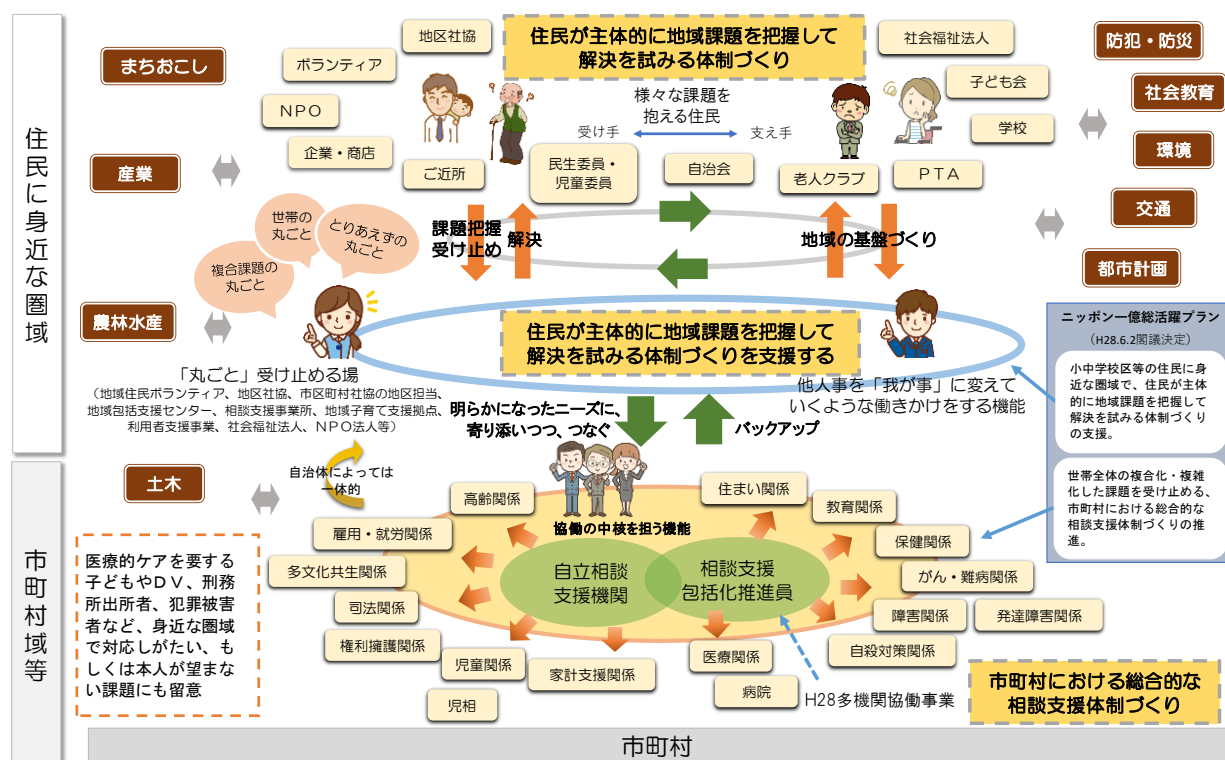


Ⅳ 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムとは、本格的な高齢社会において、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域全体で高齢者を支えるため、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、「①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まい」の5つのサービスを一体化して提供していく地域づくりのことです。

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも通じるものがあります。これまでの、高齢期におけるケアを念頭に置いたシステムから「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備を進め、地域包括ケアシステムの充実に努めます。

■地域共生社会の概要



1 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

地域共生社会の実現のため、市民と行政が協働し、地域や個人が抱える地域生活課題を解決していけるよう、さまざまな相談を受け止める包括的な支援体制を整備することが求められています。

今後は、介護保険事業によるサービスと高齢者福祉の数々の施策を一体的、総合的に推進し、本市における地域共生社会の実現を目指すとともに、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、地域を基盤とする保健福祉横断的な包括的支援の在り方の検討を行っていきます。

(1) 「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進

子ども・高齢者・障がい者など地域で暮らす全ての人々が、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築していきます。そのためには、他人事になりがちな地域づくりを「我が事」として主体的に取り組み、市は地域づくりの支援や福祉サービスの充実、総合相談などの体制づくりを「丸ごと」に行い、また、現在、対象者毎に整備されている縦割りの福祉サービスについても「丸ごと」（共生型サービス）へと転換していくことになります。

「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進については、福祉各分野の共通事項を定めている「地域福祉計画」が上位計画として位置づけられていることから、本計画においても整合性を図り取り組んでいきます。

2 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、要介護状態になっても状態をそれ以上悪化させないようにするため、生活上の様々な課題を抱える個々の高齢者の実態に即した支援を行い、地域支援事業や予防給付、医療保険者による保健事業、地域リハビリテーションなどのサービスが、連続性・一貫性を持って提供されるよう体制づくりに努めます。

(1) 保険者機能の強化に向けた取り組み

高齢化が進む中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度を持続可能にするためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた生活を送っていただくための取り組みを進めることが必要となっています。そのため、国から示された評価指標を基に保険者機能の強化を図り、サービスの適切な実施に努めます。

◆自立支援・重度化防止に向けた本市の取り組み

① Plan（計画）

地域包括ケア「見える化」システムを活用し、他の保険者と比較するなど、地域の現状を把握し、地域課題を整理したうえで、計画を策定します。

② Do（実行）

高齢者の自立支援、重度化防止等の取り組みを推進するため、次のことに取り組みます。

- ◆総合相談支援
- ◆在宅医療・介護連携の推進
- ◆生活支援・介護予防サービスの充実・強化
- ◆地域ケア会議の推進
- ◆認知症施策の推進
- ◆地域住民への普及啓発・関係者等への情報発信

③ Check（評価）

それぞれの取り組みに対して、点検・評価する体制を整えます。

- ◆地域密着型サービス運営委員会、地域包括ケアシステム推進会議等での検討・検証・評価
- ◆地域包括ケア「見える化」システムによる各指標数値の定期的な検証

④ Action（改善）

それぞれの取り組みに対する点検・評価の結果を公表し、必要に応じて見直すなど計画の改善につなげます。

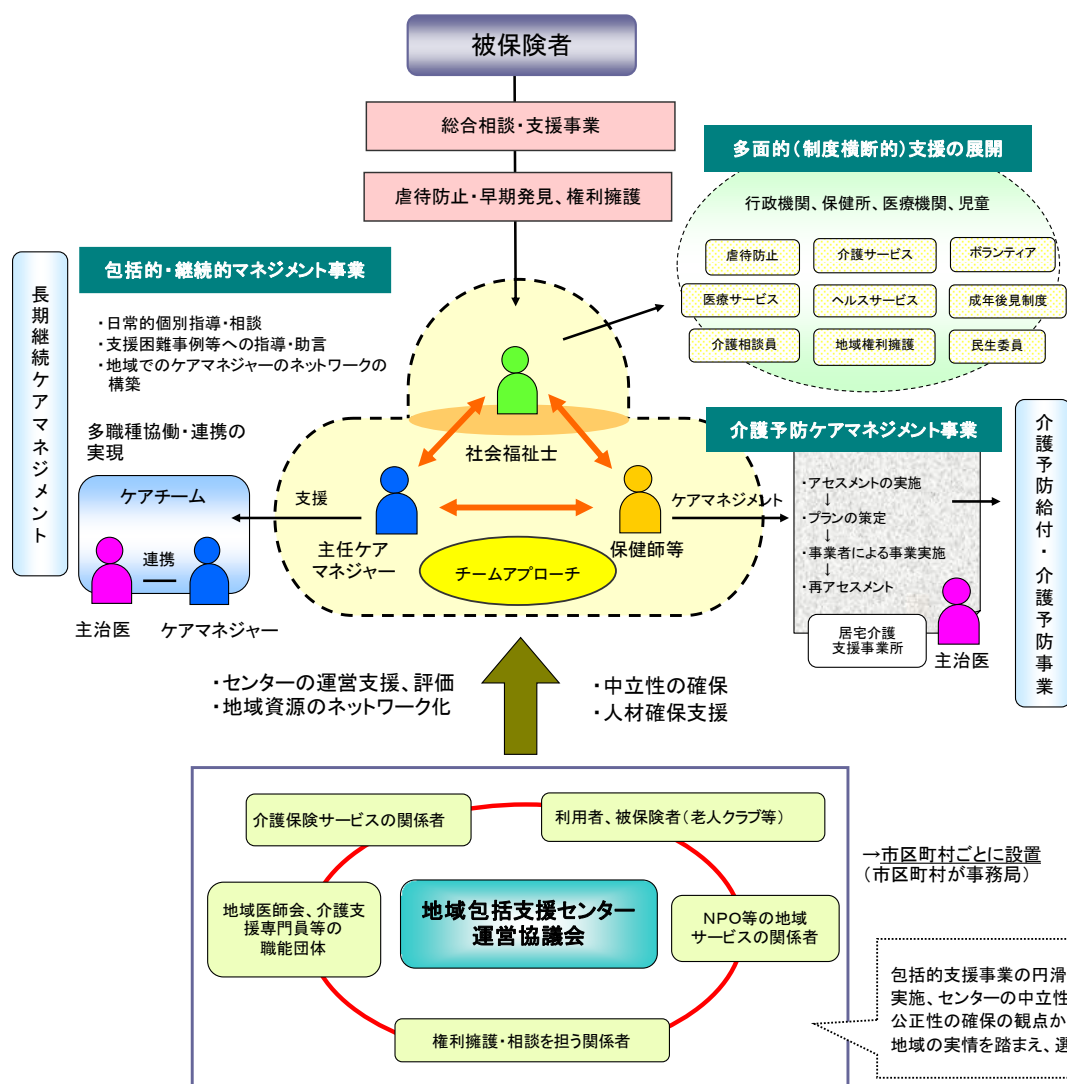
3 地域包括ケアシステムを推進するための包括的取り組み

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の専門職により地域の高齢者やその家族等の心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関としての役割を果たしています。本市では1か所設置しており、介護予防ケアプランの作成や総合相談の実施など、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な支援を行っています。

また、高齢者やその家族等が身近な地域で気軽に相談ができ、各種保健・福祉サービスを総合的、効果的に受けられるよう、地域包括支援センターの事業について評価を行い、地域包括支援センターの円滑な運営と機能強化を図っていきます。

■地域包括支援センターのイメージ



(2) 包括的支援事業

高齢者の相談支援や権利擁護等の高齢者ができる限り自宅や住み慣れた地域で過ごすことを支援するために、地域包括支援センターが中心となって実施しています。

①総合相談支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターを中心に、市内3か所の在宅介護支援センターと連携を図り、地域に住む高齢者に関する様々な相談を受けとめ、多職種と連携して専門的・継続的に支援します。

②権利擁護事業

実態把握や総合相談支援の中で、判断能力が不十分のため日常生活に困っている高齢者等に対して、安心して日常生活が送れるようにするために、専門的・継続的視点から権利擁護のために必要な支援を行います。具体的には高齢者虐待の防止、成年後見制度の普及・促進、消費者被害の防止等の取り組みを推進していきます。

高齢者の虐待については、「高齢者虐待防止法」により、虐待発見者には市町村への通告義務があり、市町村は虐待を受けた高齢者を保護する責務が定められています。

1. 高齢者の虐待防止の取り組み

高齢者虐待は、発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、切れ目のない支援体制が必要です。

また、高齢者虐待の対応では、問題が深刻化する前に、高齢者や養護者・家族に対する支援を開始することが重要です。

そのため、地域包括支援センターでは、民生委員や町内会等の地域組織や保健医療福祉関係機関との連携体制の構築を図るとともに、地域住民への高齢者虐待防止に関する啓発普及に努め、虐待の防止、早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

2. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分であり、財産管理や介護施設入所・退所についての契約、遺産分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方々を支援する制度です。

地域包括支援センターでは、成年後見制度利用支援事業を通じて制度の利用支援を行うとともに、今後もその普及啓発に努めます。

3. 日常生活自立支援事業

社会福祉協議会では、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行っています。

主に、福祉サービスについての情報提供・助言、手続きの援助、福祉サービス料金の支払い、苦情解決制度の利用助言、その他援助に関連した日常的な金銭管理等を支援しています。

③介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要支援状態になっても、その悪化をできる限り防ぎ、地域で自立した生活ができるよう、総合事業のサービスを利用する人を対象に、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえ、個々の状態に応じたケアプランを作成し、本人が主体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用に取り組んでいけるよう支援します。

④包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者のそれぞれの状況に応じて、包括的・継続的マネジメントを効果的に進めるために、地域や多職種が連携・協働する体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行っています。

- 医療を含めた関係機関や地域との連携・協力体制の整備
- 介護支援専門員への指導助言や連携等の支援
- 支援困難事例等への指導助言 など

⑤在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者を地域で支えていくには、在宅医療の提供が必要不可欠な構成要素です。在宅医療は医師に加え歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ専門職、介護職等、多職種によって提供されます。

そのため、住民に対して、本市の現状も含めて在宅医療の提供体制等について周知を図るとともに、介護サービス事業者と医療機関等との相互の連携をこれまで以上に深めていく必要があることから、地域包括ケアシステム推進会議や地域ケア会議を有効に機能させて総合調整に努めるとともに、独自の情報交換の場を設けることも検討するなど、より効果的な医療・介護の連携の枠組みを検討していきます。

今後も、医療と介護を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療・介護関係者の連携を推進していきます。

■在宅医療・介護連携推進の概要

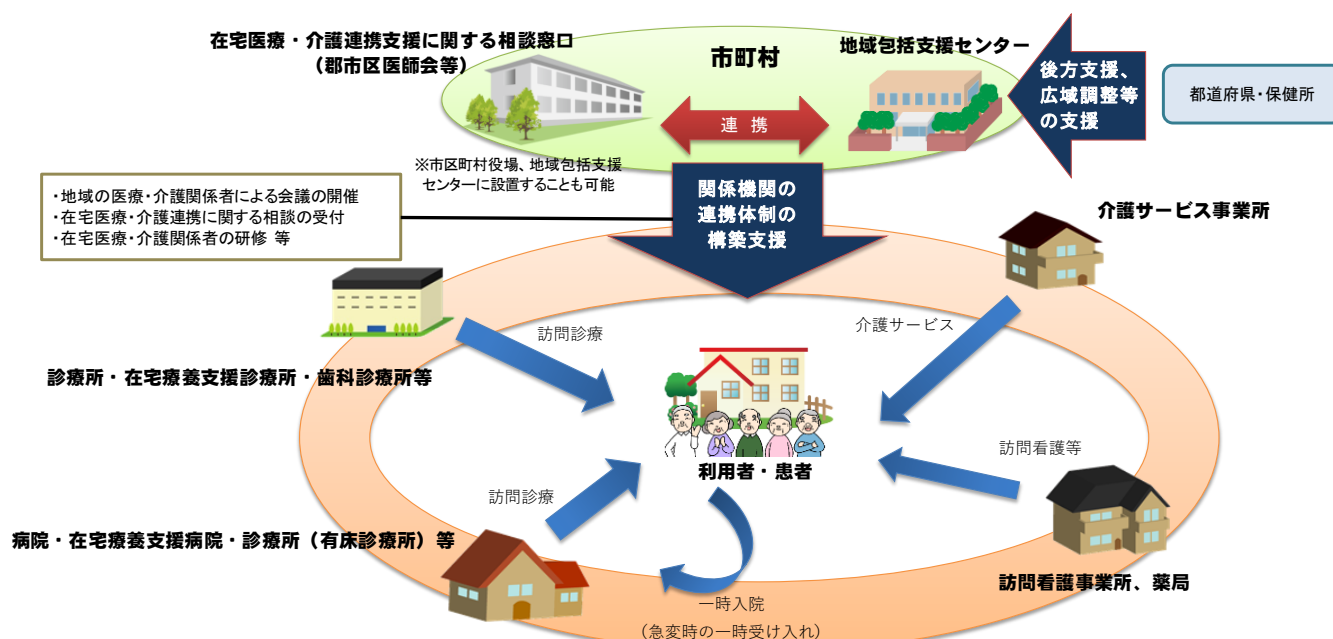
在宅医療・介護連携の推進

○医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。

（※）在宅療養を支える関係機関の例

- ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
- ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
- ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

○このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



■在宅介護・医療連携の取り組み

取組内容	実施内容
①地域の医療・介護資源の把握	・地域の医療機関の分布、医療機関を把握し、リスト・マップ化 ・結果を関係者間で共有。
②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	・地域医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握と、課題の抽出、対応策を検討
③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進	・地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進
④医療・介護関係者の情報共有の支援	・情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援 ・在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用
⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援	・医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により連携の取り組みを支援
⑥医療・介護関係者の研修	・地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実践を習得
⑦地域住民への普及啓発	・地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催 ・パンフレット、チラシ、広報、ホームページ等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発 ・在宅での看取りについての講演会の開催等
⑧在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	・同一の二次医療圏内にある市町村や隣接する市町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

⑥生活支援・介護予防サービスの充実・強化

現在、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加している中、行政が中心となり生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者を地域で支え合える地域づくりのため、生活支援サービスの体制を整備していく必要があります。

本市では、住民や民間企業などが主体となった多様なサービスを提供していく仕組みづくりを進めていく上で、市全体の第1層に加え、日常生活圏域の第2層を新たに設置し、それぞれに「生活支援コーディネーター」の配置と「生活支援体制整備推進協議体」を設置し、多様な関係者が協働して地域づくりに取り組むための基盤を整備します。

本計画期間においても、一人ひとりのニーズにきめ細かに応えるとともに、地域力を高めるために、生活支援コーディネーターを中心にボランティア、NPO、民間企業等や自治会、老人クラブ、地域活動団体などとの協働によりサービスの充実・強化を図ります。

■第2層圏域区分

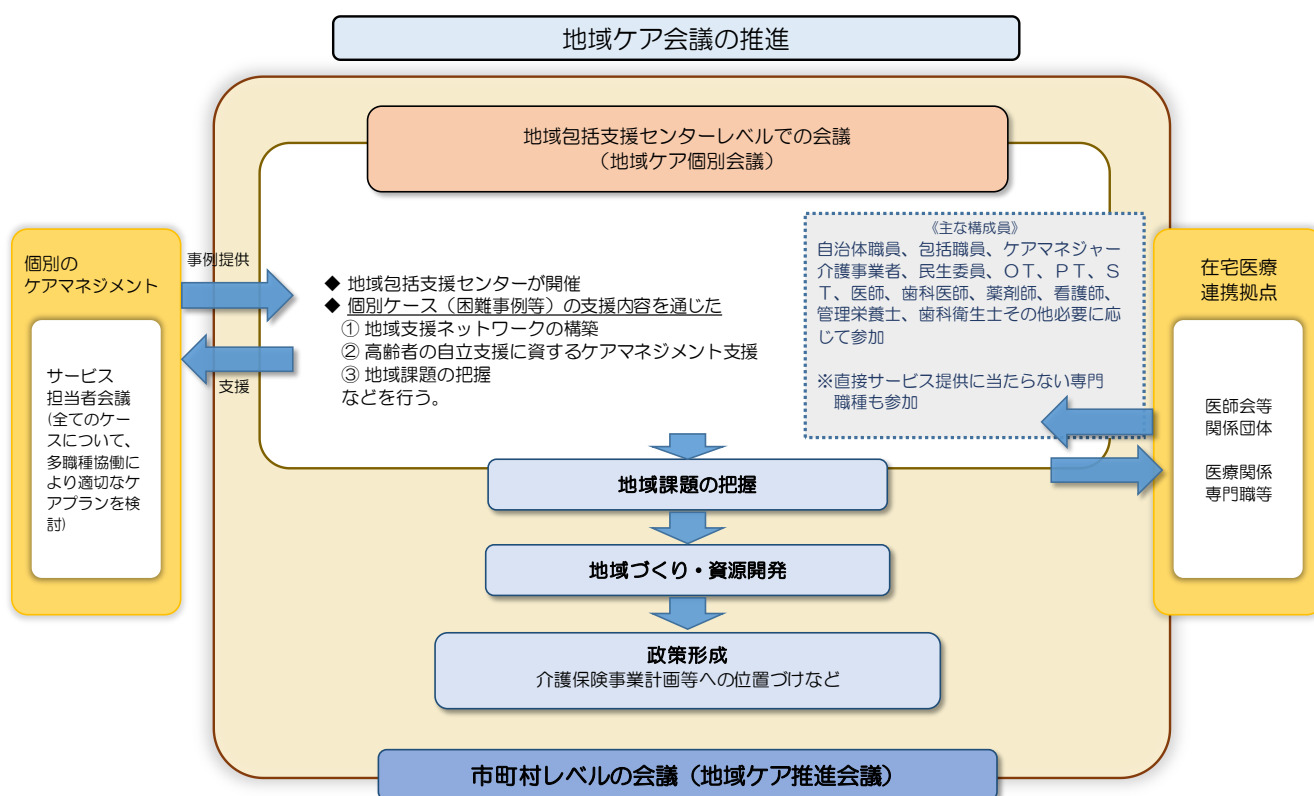
第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域
船川・椿	北浦・戸賀・男鹿中	船越・脇本・五里合	若美

⑦地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの構築を進めるには、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことが重要です。

今後も、多様な関係者と協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通して、高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくとともに、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結び付けていくことで、地域包括ケアシステム構築の推進を図ります。

■地域ケア会議のイメージ



1. 地域ケア会議の目的

- 個別ケースの支援内容の検討を通じた、
 - (i) 介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
 - (ii) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
 - (iii) 個別ケースの課題分析等を行うことなどによる地域課題の把握
- 地域づくり、資源開発並びに政策形成など、地域の実情に応じて必要と認められる事項

2. 地域ケア会議の機能

■地域ケア会議の機能

機能	内容
①個別課題の解決	・多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能
②地域包括支援ネットワークの構築	・高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能
③地域課題の発見	・個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能
④地域づくり・資源開発	・インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能
⑤政策の形成	・地域に必要な取り組みを明らかにし、政策を立案・提言していく機能

⑧認知症施策の推進

認知症高齢者は、高齢化に伴い年々増加しており、国の推計で令和7年（2025年）には、65歳以上の約5人に1人の割合に上昇する見込みとなっています。

誰もが認知症とともに生きる可能性があり、また、誰もが介護者として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は誰にとっても身近な存在です。

認知症について、正しく理解し、認知症の人を単に支える側と考えるのではなく、認知症の人に寄り添いながら、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう環境整備を図っていくことが求められます。

これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき推進されてきましたが、今後認知症の人の数が増加することが見込まれていることから、さらに強力に施策を推進していくため、認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」を令和元年6月18日にとりまとめました。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取り組みを推進していくことになりました。本市では、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症施策推進大綱の考え方に沿った施策を推進していきます。

■ 認知症施策推進大綱の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発

本市では、⑤研究開発を除いた、4項目において認知症施策を推進していきます。

1. 認知症への理解を深めるための普及・啓発、本人発信支援

認知症は皆にとって身近な病気であることを、普及・啓発等を通じて改めて社会全体として確認していきます。

また、小・中学校において、認知症サポーター養成講座や家族介護教室、高齢者との交流活動などを開催することで、児童（生徒）が高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者への理解を深められるよう事業を推進します。

○認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座

認知症高齢者の人格が尊重されてその人らしい生活を送るためには、家族はもちろん認知症高齢者を取り巻くすべての人が認知症への理解を深めるとともに、身近な地域における認知症高齢者への声かけや見守り活動を通じて、本人やその家族を地域全体で支える必要があります。

そのため、地域包括支援センターでは、認知症の人とその家族を温かく見守る認知症サポーターの養成に取り組んでいます。

また、認知症サポーターが地域でより積極的に活動を展開できるよう、認知症サポーターステップアップ講座を開催します。

今後は、認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、あくまでもできる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持していくとともに、チームオレンジの立ち上げを支援します。

■認知症サポーター養成講座の受講者数と見込み

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数（人）	117	265	200	220	240	260

※令和2年度は見込み値

■認知症サポーターステップアップ講座の受講者数と見込み

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数（人）	45	6	20	30	40	50

※令和2年度は見込み値

○認知症の人本人からの発信支援

これまで認知症の人は支援やサービスを受ける対象として考えられてきましたが、2019年（令和1年）6月に示された認知症施策推進大綱の中では、認知症の人とともに同じ社会の一員として地域を創っていくために、本人発信支援が具体的な施策として取り上げられました。

今後は、認知症の人本人が自らの言葉で語り、ともに自分らしく暮らし続けることのできる地域共生社会を目指す必要があります。

認知症の人が、自身の希望や必要としていること等を表現できる場づくりを進め、こうした場を通して、本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映できるように努めます。

2. 認知症の予防推進

認知症の発症予防に向け、広く高齢者の社会参加を促進するとともに、認知機能の低下等の防止に取り組みます。

運動、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動など日常生活における取り組みが認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、住民主体の介護予防活動の支援や介護予防教室の開催などにより、認知症発症予防のための取り組みを推進していきます。

3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

早期診断・早期対応を軸に、「本人主体」を基本とした医療・介護等の有機的連携により、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく、その時の容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みを実現します。

また、認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にもつながるため、家族など介護者の精神的身体的な負担の軽減や、生活と介護の両立を支援する取り組みを推進します。

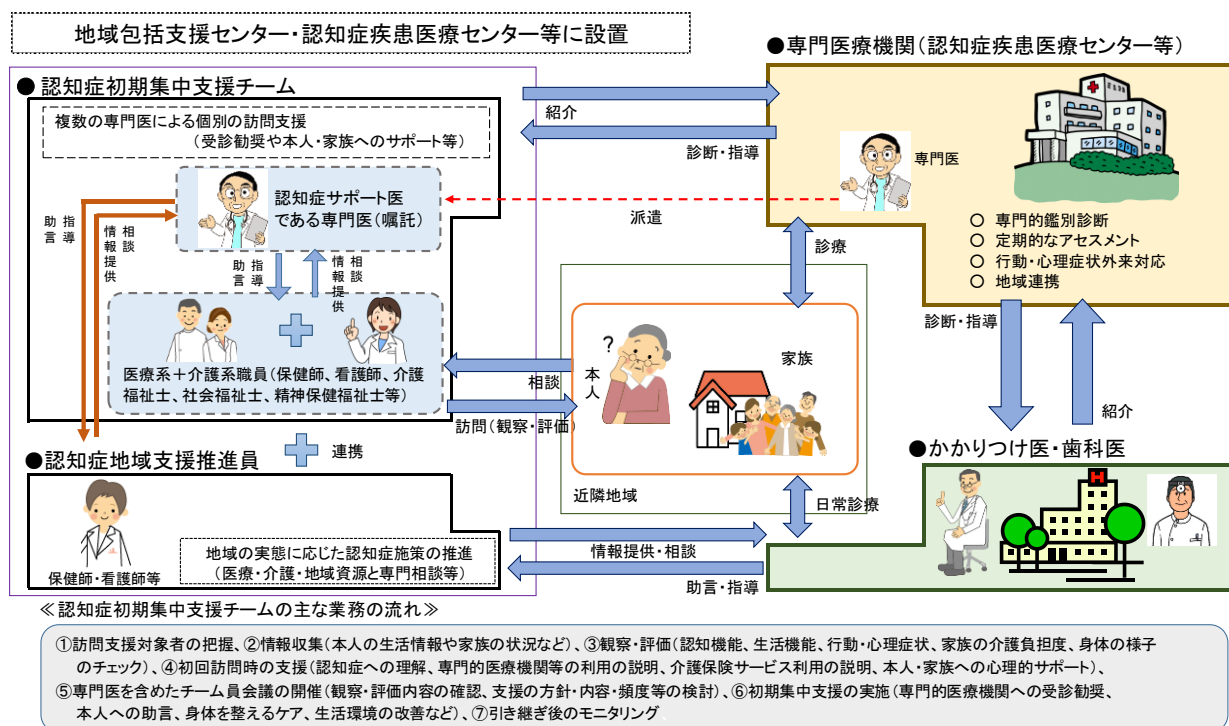
○認知症の早期発見・早期対応

認知症を発症した際には、早い段階で治療することによりその進行を遅らせることができるため、早期対応が重要となります。

そのため、地域包括支援センターが民生委員などと連携して認知症の疑いのある人の早期発見に努め、専門医療機関へのつなぎ機能の充実を図ることで、早期受診までの道筋をつくります。

また、本人や家族からの相談だけでなく、かかりつけ医などの医療機関、民生委員、地域包括支援センターの相談窓口などの密接な連携が求められます。保健・医療・福祉が有機的に結び付いた、認知症の予防・早期発見・早期対応に一貫して取り組む体制づくりに努めます。

認知症ケアパスとは認知症が発症したときから、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けられるのかを標準的に示したものです。



○認知症カフェの運営支援

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、認知症カフェが開催されています。

今後も、地域包括支援センターでは認知症カフェへの参加や開催情報を地域住民に発信するなど運営を支援するとともに、その普及に努めます。

4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症の人の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で外出や交流の機会を減らしている実態があります。

生活の支援（ソフト面）、生活しやすい環境（ハード面）の整備、就労・社会参加支援及び安全確保を行い、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

○若年性認知症施策の強化

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といい、全国で4万人近くいると言われています。

若年性認知症の人は、就労や生活費等の経済的問題が大きいこと等から、居場所づくりや就労、社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていきます。

○認知症等による行方不明者対策

徘徊行動がある認知症高齢者の早期保護と安全確保のため、「地域で見守る！早期発見ネットワーク」及び危機管理担当部署との連携により、地域での見守り体制の整備を推進します。

V 介護保険サービスの充実

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、必要とする人が必要とするサービスを確実に受けられるよう、近隣市町村との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制を整え、サービス供給量の確保に努めます。

より地域に根ざしたサービスの提供やサービスの質の向上を促進するとともに、制度やサービスの周知、低所得者への配慮などの介護サービスの充実に努めます。

1 居宅系サービスの充実

(1) 居宅サービス / 介護予防サービス

在宅における自立した生活ができるよう支援するのが居宅介護サービスです。要介護1から5の認定者の方々を対象とした居宅サービス、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスという区分になっています。

＜居宅サービスの体系＞

サービス名	概要
○訪問介護	ホームヘルパーを要介護認定者の家庭に派遣し、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話をします。
○訪問入浴介護 ○介護予防訪問入浴介護	家庭において入浴することが困難な要介護・要支援認定者に対し、移動入浴車を派遣し、入浴の援助を行うサービスです。
○訪問看護 ○介護予防訪問看護	病状が安定期にある在宅の要介護・要支援認定者に対して、看護師等が訪問し、療養上の世話や心身機能の維持回復、又は必要な診療の補助などを行うサービスです。
○訪問リハビリテーション ○介護予防訪問 リハビリテーション	病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士、または、作業療法士が要介護・要支援認定者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとでリハビリテーションを行うサービスです。
○居宅療養管理指導 ○介護予防居宅療養管理指導	病院、診療所や薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が、通院困難な要介護・要支援認定者の自宅を訪問し、療養生活の質の向上を図るため、療養の管理指導を行うサービスです。

サービス名	概要
○通所介護	要介護認定者が日帰りで介護施設に通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話、日常生活動作訓練を行うサービスです。
○通所リハビリテーション ○介護予防通所 リハビリテーション	要介護・要支援認定者が、介護老人保健施設、病院、診療所に通い、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。
○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護	要介護・要支援認定者が、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。
○短期入所療養介護 ○介護予防短期入所療養介護	要介護・要支援認定者が、老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下で、介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。
○福祉用具貸与 ○介護予防福祉用具貸与	要介護・要支援認定者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。
○特定福祉用具購入費 ○特定介護予防福祉用具購入費	要介護・要支援認定者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入する費用について、一定額の補助を受けることのできるサービスです。
○住宅改修 ○介護予防住宅改修	要介護・要支援認定者が、自宅で生活し続けることができるように、手すりの取付けや床段差の解消など、小規模な住宅改修の費用を支給（費用は原則として20万円を上限（同一住宅・同一要介護者1回が限度））するものです。
○特定施設入居者生活介護 ○介護予防 特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームに入居している要介護・要支援認定者に対して、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

①訪問介護

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	回数(回)	1,592.7	1,491.8	1,670.4	1,659.1	1,684.1	1,718.0	1,699.0	1,581.4
	人数(人)	159	151	151	158	161	164	162	150

〔今後の方策〕

サービス提供事業者、供給量ともに整っており、十分なサービスが確保される見込みです。市内及び近隣事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

②訪問入浴介護 / 介護予防訪問入浴介護

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	回数(回)	19	26	39	44.0	47.5	52.8	52.8	44.0
	人数(人)	5	7	10	10	11	12	12	10

〔今後の方策〕

サービス提供事業者、供給量ともに整っており、十分なサービスが確保される見込みです。市内及び近隣事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

③訪問看護 / 介護予防訪問看護

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援 1・2)	回数(回)	14.1	5.3	15.2	14.6	16.3	16.3	16.3	16.3
	人数(人)	4	1	4	4	5	5	5	5
介護給付 (要介護 1～5)	回数(回)	114.4	117.8	118.2	131.2	131.2	135.9	134.4	120.1
	人数(人)	22	28	25	28	28	29	29	26

〔今後の方策〕

今後、在宅での医療的管理が必要な要支援者・要介護者の増加が見込まれ、地域包括ケアの観点からも本サービスの重要性は高まると考えられます。

市内及び近隣事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

④訪問リハビリテーション / 介護予防訪問リハビリテーション

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援 1・2)	回数(回)	5.5	2.3	0.0	0	0	0	0	0
	人数(人)	1	0	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護 1～5)	回数(回)	0.0	15.4	35.5	46.8	46.8	54.6	54.6	46.8
	人数(人)	0	2	5	6	6	7	7	6

〔今後の方策〕

近年、要支援者・要介護者ともに利用実績は多くありませんが、サービス提供事業者、供給量ともに整っています。サービスが必要な方や潜在的に利用を望んでいる者が存在することも考えられるため、利用希望者には円滑にサービス提供ができるよう努めます。

⑤居宅療養管理指導 / 介護予防居宅療養管理指導

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援 1・2)	人数(人)	2	2	4	6	7	8	8	8
介護給付 (要介護 1～5)	人数(人)	44	46	48	50	53	53	49	44

〔今後の方策〕

訪問看護、訪問介護、医師の往診などとの兼ね合いがあるため、これら関係機関と調整を図りつつ、医療・保健・福祉・介護の総合的な見地からサービスを提供する必要があります。療養管理の効果、在宅医療の拡充という観点からも、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の利用を推進します。

⑥通所介護

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護 1～5)	回数(回)	1,624	1,668	1,653	1,684.3	1,698.3	1,705.3	1,705.3	1,670.1
	人数(人)	220	228	229	231	233	234	234	229

〔今後の方策〕

利用者も多く、居宅サービスの中心的なサービスです。要支援者・要介護者の閉じこもり予防等の効果、介護する家族等の負担軽減にも役立つことが、利用の背景にあると考えられます。

今後も、市内の事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

⑦通所リハビリテーション / 介護予防通所リハビリテーション

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援 1・2)	人数(人)	22	22	26	29	30	31	31	26
介護給付 (要介護 1～5)	回数(回)	1,025.4	1,055.4	1,071.9	1,092.7	1,108.5	1,116.3	1,108.3	1,126.4
	人数(人)	131	131	132	136	138	139	138	131

〔今後の方策〕

サービス提供事業者、供給量ともに整っており、十分なサービスが確保される見込みです。

市内及び近隣の医療機関や訪問看護事業所に働きかけ、情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

⑧短期入所生活介護 / 介護予防短期入所生活介護

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援 1・2)	日数(日)	90.0	35.0	36.7	46.1	51.6	57.1	57.1	57.1
	人数(人)	7	5	5	5	6	7	7	7
介護給付 (要介護 1～5)	日数(日)	14,710.8	14,910.8	15,251.8	15,146.5	15,445.6	15,527.2	14,853.4	13,941.5
	人数(人)	569	566	569	575	586	589	564	529

〔今後の方策〕

サービス提供事業者、供給量ともに整っており、十分なサービスが確保される見込みです。市内及び近隣の医療機関や訪問看護事業所に働きかけ、情報交換や運営指導により、質の高いサービスの確保に努めます。

このサービスは、本来、在宅での生活を続けていくための介護サービスであることから、施設や居宅介護支援事業所に対して、趣旨を十分に理解した運用を要請していきます。

⑨短期入所療養介護（老健） / 介護予防短期入所療養介護（老健）

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援 1・2)	日数(日)	0.4	0.8	0.0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0.1	0.08	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護 1～5)	日数(日)	35.5	36.8	54.6	55.6	55.6	55.6	55.6	55.6
	人数(人)	3	3	3	3	3	3	3	3

〔今後の方策〕

要支援者による利用はほとんどなく、要介護者のみの利用となっており、短期入所療養介護（老健）のサービス利用は増加傾向で推移しています。短期入所生活介護と同様、このサービスは在宅での生活を続けていくための介護サービスであり、今後は適正な運用が図られるよう、施設や居宅介護支援事業所に対して趣旨を十分に理解した運用を要請していきます。

⑩福祉用具貸与 / 介護予防福祉用具貸与

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援 1・2)	人数(人)	69	79	90	93	94	95	97	82
介護給付 (要介護 1～5)	人数(人)	345	357	356	361	368	369	356	337

〔今後の方策〕

利用者数は増加傾向であり、今後も引き続き、利用者の身体状況に適した福祉用具となっているかなどの実態調査を行うなど現状の把握に努めます。

より高品質なサービスの提供を図るため、市内及び近隣事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

⑪特定福祉用具購入費 / 特定介護予防福祉用具購入費

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援 1・2)	人数(人)	3	1	3	4	4	4	4	4
介護給付 (要介護 1～5)	人数(人)	7	9	11	11	11	11	11	10

〔今後の方策〕

要支援者・要介護者ともにサービスの利用者は一定の水準で推移しており、今後も身体状況に合わせた、適正な福祉用具の購入がされているか検証し、適正給付に向けて事業者への情報提供、指導に努めます。

⑫住宅改修 / 介護予防住宅改修

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援 1・2)	人数(人)	3	2	2	3	3	3	3	2
介護給付 (要介護 1～5)	人数(人)	4	5	5	5	5	6	6	6

〔今後の方策〕

サービスの利用者数は、一定の水準で推移しています。今後とも、広報に力を入れ、サービスの周知を図ります。

また、適正な改修が行われているか把握し、事業者に対して研修等を通して指導を行います。利用者が日常生活をどのように変えたいのかを導き出し、利用者にとって望ましい、適切な改修が行われるよう支援に努めます。

⑬特定施設入居者生活介護 / 介護予防特定施設入居者生活介護

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援 1・2)	人数(人)	7	6	8	13	15	17	17	15
介護給付 (要介護 1～5)	人数(人)	77	83	83	93	95	97	97	96

〔今後の方策〕

利用者は増加傾向で推移しており、高齢者の住まいの確保の観点や社会情勢などを踏まえ今後も利用が伸びると考えられます。

有料老人ホーム・軽費老人ホーム等が新たに特定施設入所者生活介護事業所の指定を受けるケースを考慮するなど、サービスの利用者数の把握と適切な対応に努めます。

本計画には、新たな事業所の参入等を見込んでいます。

(2) 地域密着型サービス / 地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、要支援者・要介護者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。なお、本市では市全体を1つの圏域としています。

＜地域密着型サービスの体系＞

サービス名	概要
○定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。
○夜間対応型訪問介護	夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問、通報による訪問介護サービスを提供します。
○地域密着型通所介護	要介護認定者が、デイサービスセンター（利用定員：18人以下）に通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話、日常生活動作訓練を受けるサービスです。
○認知症対応型通所介護 ○介護予防 認知症対応型通所介護	認知症であっても日常生活動作において自立している要介護・要支援認定者がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。
○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防 小規模多機能型居宅介護	要介護・要支援認定者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。
○認知症対応型共同生活介護 ○介護予防 認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護とは、グループホームのことであり、入居している認知症要介護・要支援認定者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行います。
○地域密着型 特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。
○地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホームで、入所者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び健康管理などのサービスを提供する施設です。
○看護小規模多機能型居宅介護	要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ一体的に提供するサービスです。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	人数(人)	0	1	1	1	1	1	1	1

〔今後の方策〕

現在、1名のサービスの利用実績があります。

今後、利用状況やニーズを踏まえ、市内のサービス基盤の整備を検討していきます。

②夜間対応型訪問介護

〔今後の方策〕

本サービスについては、第8期期間中に本市におけるサービス提供は見込んでいません。

本サービスは地域密着型に位置づけられていますが、事業として安定的に運営していくためには、一定規模以上の利用対象が必要です。本市においては、現在実施している訪問介護サービスで対応していき、必要に応じてサービス提供の基盤整備を検討します。

③地域密着型通所介護

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	回数(回)	890.8	867.9	889.6	921.8	929.8	929.8	914.7	842.5
	人数(人)	110	113	115	117	118	118	116	106

〔今後の方策〕

要介護状態の改善を目指すことで自立を支援し、介護者の負担を軽減できるサービスができるよう介護サービス事業所と協力していきます。

④認知症対応型通所介護 / 介護予防認知症対応型通所介護

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援 1・2)	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護 1～5)	回数(回)	0.0	13.3	5.7	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6
	人数(人)	0	2	3	3	3	3	3	3

〔今後の方策〕

認知症の利用者の要介護状態の軽減が図られるよう、介護職員の認知症に関する専門的知識の向上や利用者保護の体制が整備されるようサービス事業者に協力を要請していきます。

⑤小規模多機能型居宅介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援 1・2)	人数(人)	1	3	3	3	4	4	4	4
介護給付 (要介護 1～5)	人数(人)	17	16	19	20	20	21	20	18

〔今後の方策〕

市内では1事業者がサービスを提供しています。地域密着型サービスの中でも、小規模多機能型居宅介護は在宅生活を多面的に支援するサービスとして有効であるため、利用状況とニーズを踏まえながら必要に応じて今後の基盤整備を検討します。

⑥認知症対応型共同生活介護 / 介護予防認知症対応型共同生活介護

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援 1・2)	人数(人)	2	2	2	2	2	2	2	2
介護給付 (要介護 1～5)	人数(人)	73	74	73	78	78	80	81	81

〔今後の方策〕

現在、市内には6施設あります。軽中度の要介護認定者等にとって、共同で生活することは症状改善の一定の効果がありますが、施設サービスの代わりとなることも予想されるので一定の歯止めも必要です。

認知症高齢者の増加が見込まれる中で、支援の充実を図るためにも、サービス基盤の整備を考慮する必要がありますが、慎重に協議しながら整備を検討します。

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

〔今後の方策〕

サービスの利用実績はありません。

同内容のサービスは居宅サービスにおいて提供されていますが、当面、地域密着型でのサービス提供は見込んでいません。今後、状況に応じて整備を検討します。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	人数(人)	70	78	86	88	88	88	102	102

〔今後の方策〕

現在、市内には3施設あります。入所基準を適切に運用し、居宅では介護が困難な重度の方の優先入所に努めます。

⑨看護小規模多機能型居宅介護

〔今後の方策〕

現在、事業者の参入の見通しもないことから、第8期期間中に本市におけるサービス提供は見込んでいません。今後は、市内の既存サービス事業者を中心に複合型事業所としての登録意向などを把握しながら、状況に応じて整備を検討します。

(3) 居宅介護支援

居宅介護支援は、要介護者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用する居宅サービス等の種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

サービス名	概要
○居宅介護支援 ○介護予防支援	要介護・要支援認定者が、介護（予防）サービスを利用できるよう、利用するサービスの種類及び内容を定めた計画を作成するものです。 また、サービス利用にあたって、サービス提供事業者との連絡調整や要介護者が介護保険施設へ入所を要する場合、施設の紹介も行います。 要介護認定者が対象の居宅介護支援は、ケアマネジャーが行い、要支援認定者が対象の介護予防支援は、地域包括支援センターの担当職員が行います。

①居宅介護支援／介護予防支援

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
予防給付 (要支援1・2)	人数(人)	96	100	109	111	115	116	110	103
介護給付 (要介護1～5)	人数(人)	1,128	1,155	1,158	1,185	1,200	1,207	1,161	1,087

〔今後の方策〕

要介護者等の心身の状況や環境を把握し、本人や家族の意向が組み入れられたケアプランが作成されているかなど、ケアプランの妥当性を評価するとともに、ケアマネジャーの資質の向上を図る必要があります。

ケアプランの評価を軸にして研修等を行い、ケアマネジャーの資質向上を図ります。また、利用者の自立支援に向けたケアプランの作成ができるよう、ケアマネジャーの支援に努めます。

2 施設サービスの充実

(1) 施設サービス

施設介護サービスは、在宅での生活が困難な要介護認定者の方に、施設において生活支援を行うものです。

＜施設サービスの体系＞

サービス名	概要
○介護老人福祉施設	常時介護を必要とし、自宅における生活が困難な要介護者が入所する施設です。 入所する要介護認定者に対し、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。
○介護老人保健施設	病院の入院治療を終え、病状の回復期、安定期にあり、医療ケアが必要で、自宅での療養が困難な要介護者を対象とした施設です。 家庭に復帰することを目的として、機能訓練や介護、看護を行います。
○介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です。
○介護療養型医療施設 【令和5年度末までの経過措置】	治療だけでなく長期にわたる介護が必要な高齢者等が入院する施設です。 介護療養型医療施設に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の機能訓練や必要な医療を行います。 なお、国では介護療養型医療施設廃止の経過措置を令和5年度末まで延長しています。

①介護老人福祉施設

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値				
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護 1～5)	人数(人)	264	264	273	274	274	274	290	292

〔今後の方策〕

現在、市内に4施設あります。入所基準を適切に運用し、真に居宅では介護が困難な重度の方を優先して入所させ、待機者に対しては居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせることにより、居宅での生活を支援する体制づくりを進めます。

②介護老人保健施設

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護 1～5)	人数(人)	241	231	229	230	230	230	230	227

〔今後の方策〕

現在、市内には2施設あり、病院から在宅介護に移る中間施設ですが、介護老人福祉施設への待機入所も多く見受けられ、他市町村からの利用者も多いため、利用希望者の把握を行いながら、利用希望者がサービス利用できるよう情報提供に努めます。

③介護医療院

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

〔今後の方策〕

介護療養型医療施設の廃止による転換先として創設された施設です。

現状では療養病床からの転換による参入の見通しもないことから、今後の状況を踏まえながら、必要に応じてサービス基盤の整備を検討していきます。

④介護療養型医療施設

■実績値と計画値

区分 \ 年度		実績値(令和2年度は見込値)			計画値			参考	
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付 (要介護1～5)	人数(人)	2	0	0	0	0	0		

〔今後の方策〕

入所者が尊厳を保ってこころ豊かな暮らしができるような生活環境を提供する施設です。

市内には、同施設はありません。

3 介護給付適正化事業

(1) 介護給付適正化計画

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことを公的に支える仕組みである、介護保険事業の運営の安定化を図ります。

本市では、介護給付等費用適正化事業として、第8期計画期間においても、主要5事業の継続実施を計画しています。

●介護給付等費用適正化事業主要5事業

- | | |
|------------|----------------|
| ①要介護認定の適正化 | ②ケアプランの点検 |
| ③住宅改修等の点検 | ④医療情報との突合・縦覧点検 |
| ⑤介護給付費通知 | |

①要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定または認定に係る認定調査の内容について市町村職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

②ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求めまたは訪問調査を行い、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

③住宅改修等の点検

●住宅改修の点検

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を排除します。

●福祉用具購入・貸与調査

保険者が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

④医療情報との突合・縦覧点検

●縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

●医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

⑤介護給付費通知

保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげます。

（２）サービスの質の向上

介護保険サービスについては、量的な整備とともに、質の向上が非常に重要です。そのためには、介護・福祉・看護等の専門的知識と経験を有する人材が重要であることから、ケアマネジャーの育成・指導のほか、介護サービス事業所について、指定の有効期間内に1回以上の実地指導が実施できるよう計画的に取り組みます。

また、事業者に対する情報の公表を義務づけるものとして介護サービス情報の公表制度も設けられています。この制度のもと、利用者への情報提供を推進することにより、利用者が適切なサービスを選択できるよう努めます。

さらに、提供する情報の充実を図るため、事業者自らによるサービス自己評価を促進します。事業者やサービスの質に関する客観的な基準に基づいた評価情報を提供することにより利用者のサービス選択の結果が事業者の事業運営に反映されるという介護サービスの質の向上への還元効果が期待できます。

（３）事業者との連携

利用者が望むサービス提供を実現するため、事業者と情報を共有し、また、事業者相互の情報交換や連携を促進します。高齢者やその家族に対する各種サービスを効果的・効率的に提供するため、高齢者の人権やプライバシーに配慮しながら、各事業者と連携して、事業者間の調整を図ります。

（４）近隣市町村との連携

介護保険サービスは、市町村の枠を越えて利用されています。サービス基盤の充実やサービスの向上については、近隣市町村との情報交換や調整が重要となることから、今後もより一層の広域的な連携を図っていきます。

4 サービス利用のための支援

（１）制度及びサービスの周知

介護保険サービスを必要とする高齢者やその家族に、制度の概要やサービスの内容や介護保険料などの必要な情報などがわかりやすく伝わるよう、広報紙、市ホームページなど、多様な情報媒体を活用し、制度の意義や仕組みの普及啓発に努めます。

また、民生児童委員などによる啓発活動、各種会合や研修会などのさまざまな機会を捉えて、介護保険制度や市の福祉サービスも含めたサービス全般の周知を図ります。

（２）事業者情報等の周知

サービスを利用する高齢者やその家族に、事業内容や介護保険料などの必要な情報などがわかりやすく伝わるよう、広報紙、市ホームページならびにパンフレットの配布、民生児童委員などによる啓発活動など様々な機会を提供し、介護保険サービス並びに市の福祉サービスのより一層の周知と、利用意識の啓発を図ります。

（３）苦情への対応

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。

県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・支援体制の充実を図ります。

（４）制度の利用を容易にするための施策

介護保険制度は、誰もが必要なときに必要に応じたサービスを利用できるよう配慮される必要があります。

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

5 介護人材の確保

（１）介護人材の確保に向けた取り組みの推進

少子高齢化が進む中、全国的に介護を担う人材の不足が課題となっています。

また、今後も団塊世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）に向けて、更なる介護人材の不足が見込まれ、人材の確保に向けた取り組みの重要性が高まっています。

本市でも、これまでも介護人材の確保・育成の取り組みを進めてきましたが、増大する介護需要に合わせ、これまでの取り組みを強化するほか、国や県、事業者等と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等、「確保」、「定着」、「育成」の視点から総合的な取り組みを検討します。

■介護人材の確保に向けた取り組み

確保	介護の仕事の魅力向上を図る等人材の新規参入の促進、有資格者の掘り起し等の人材の新規参入
定着	介護職に就いた人材が長く働けるよう、キャリアアップ確立の支援や働きやすい環境づくり等事業者を支援
育成	質の高い介護サービスを安定的に提供できるようにするため、各種研修支援等のスキルアップを支援

6 介護保険事業費と保険料

(1) 介護サービス給付費の見込み

各サービスの見込みに基づいて給付を算出した結果、第8期計画期間各年度の本市におけるサービス給付費は次のようになりました。

① 予防給付費の見込み

(単位：千円)

	第8期計画期間			参考	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	946	1,254	1,254	1,254	1,254
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	527	616	704	704	704
介護予防通所リハビリテーション	15,401	15,996	16,583	16,583	13,970
介護予防短期入所生活介護	3,166	3,506	3,844	3,844	3,844
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	8,097	8,187	8,276	8,446	7,132
特定介護予防福祉用具購入費	1,499	1,499	1,499	1,499	1,499
介護予防住宅改修	2,397	2,397	2,397	2,397	1,386
介護予防特定施設入居者生活介護	10,809	12,863	14,910	14,910	12,863
2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,863	3,820	3,820	3,820	3,820
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,869	5,872	5,872	5,872	5,872
3) 介護予防支援	6,246	6,477	6,533	6,194	5,808
予防給付費計	57,820	62,487	65,692	65,523	58,152

②介護給付費の見込み

(単位：千円)

	第8期計画期間			参考	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
1) 居宅サービス					
訪問介護	62,551	63,512	64,763	64,043	59,554
訪問入浴介護	6,476	7,008	7,775	7,775	6,478
訪問看護	9,940	9,945	10,264	10,015	9,002
訪問リハビリテーション	1,675	1,676	1,955	1,955	1,676
居宅療養管理指導	4,233	4,501	4,501	4,162	3,749
通所介護	155,634	156,857	157,425	157,425	153,989
通所リハビリテーション	115,761	117,384	118,220	117,498	119,753
短期入所生活介護	1,370,187	1,400,182	1,407,985	1,343,562	1,252,571
短期入所療養介護（老健）	6,286	6,290	6,290	6,290	6,290
短期入所療養介護（病院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	51,838	52,980	53,128	51,021	48,119
特定福祉用具購入費	3,504	3,504	3,504	3,504	3,254
住宅改修	6,331	6,331	7,513	7,513	7,513
特定施設入居者生活介護	184,922	188,676	192,170	192,170	190,344
2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	819	819	819	819	819
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	84,687	85,433	85,433	84,162	77,603
認知症対応型通所介護	386	386	386	386	386
小規模多機能型居宅介護	49,564	49,592	52,789	50,807	44,414
認知症対応型共同生活介護	237,591	238,144	244,068	247,176	247,596
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	263,884	264,030	264,030	307,340	307,320
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
3) 居宅介護支援	214,873	217,767	219,197	210,427	196,983
4) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	798,231	798,674	798,674	846,859	851,969
介護老人保健施設	740,327	740,738	740,738	739,389	730,410
介護医療院	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0		
介護給付費計	4,369,700	4,414,429	4,441,627	4,454,298	4,319,792
総給付費	4,427,520	4,476,916	4,507,319	4,519,821	4,377,944

③標準給付費

(単位：円)

	第8期計画期間			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護サービス総給付費	4,427,520,000	4,476,916,000	4,507,319,000	4,519,821,000	4,377,944,000
その他の保険給付費用					
特定入所者介護サービス費等 給付額	345,810,310	322,758,708	324,561,818	329,982,926	298,041,210
高額介護サービス費等 給付額	113,317,468	114,539,155	115,179,709	117,101,372	105,771,564
高額医療合算介護 サービス費等給付額	14,066,217	14,265,667	14,345,447	14,584,788	13,173,678
審査支払手数料	4,050,515	4,107,895	4,130,885	4,199,855	3,793,445
★ 標準給付費	4,904,764,510	4,932,587,425	4,965,536,859	4,985,689,941	4,798,723,897

■特定入所者介護サービス費

居住費・滞在費及び食費について、所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については、介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費・滞在費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。

■高額介護サービス費

介護保険サービスの利用にかかる利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。

■高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。

■審査支払手数料

介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

④地域支援事業費

(単位：円)

	第8期計画期間			令和7年度	令和22年度
	令和3年	令和4年	令和5年度		
介護予防・日常生活支援総合事業費					
訪問介護相当サービス	20,645,000	20,986,000	21,332,000	22,036,000	22,036,000
訪問型サービス A～D	294,000	299,000	304,000	314,000	314,000
通所介護相当サービス	65,042,000	66,115,000	67,206,000	69,424,000	69,424,000
通所型サービス A	1,524,000	1,549,000	1,575,000	1,627,000	1,627,000
通所型サービス B	0	0	0	0	0
通所型サービス C	0	0	0	0	0
通所型サービス(その他)	0	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	14,095,000	14,328,000	14,564,000	15,045,000	15,045,000
介護予防把握事業	1,343,000	1,343,000	1,343,000	1,343,000	1,343,000
介護予防普及啓発事業	10,269,000	10,269,000	10,269,000	10,269,000	10,269,000
地域介護予防活動支援事業	1,823,000	1,823,000	1,823,000	1,823,000	1,823,000
一般介護予防事業評価事業	670,000	670,000	670,000	670,000	670,000
地域リハビリテーション活動支援事業	670,000	670,000	670,000	670,000	670,000
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	581,000	581,000	581,000	581,000	581,000
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業					
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	33,126,000	33,126,000	33,126,000	33,126,000	33,126,000
任意事業	6,069,000	6,069,000	6,069,000	6,069,000	6,069,000
包括的支援事業（社会保障充実分）					
在宅医療・介護連携推進事業	168,000	168,000	168,000	168,000	168,000
生活支援体制整備事業	2,722,000	2,722,000	2,722,000	2,722,000	2,722,000
認知症初期集中支援推進事業	601,000	601,000	601,000	601,000	601,000
認知症地域支援・ケア向上事業	244,000	244,000	244,000	244,000	244,000
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	278,000	278,000	278,000	278,000	278,000
地域支援事業費計	160,164,000	161,841,000	163,545,000	167,010,000	167,010,000

⑤総事業費

(単位：円)

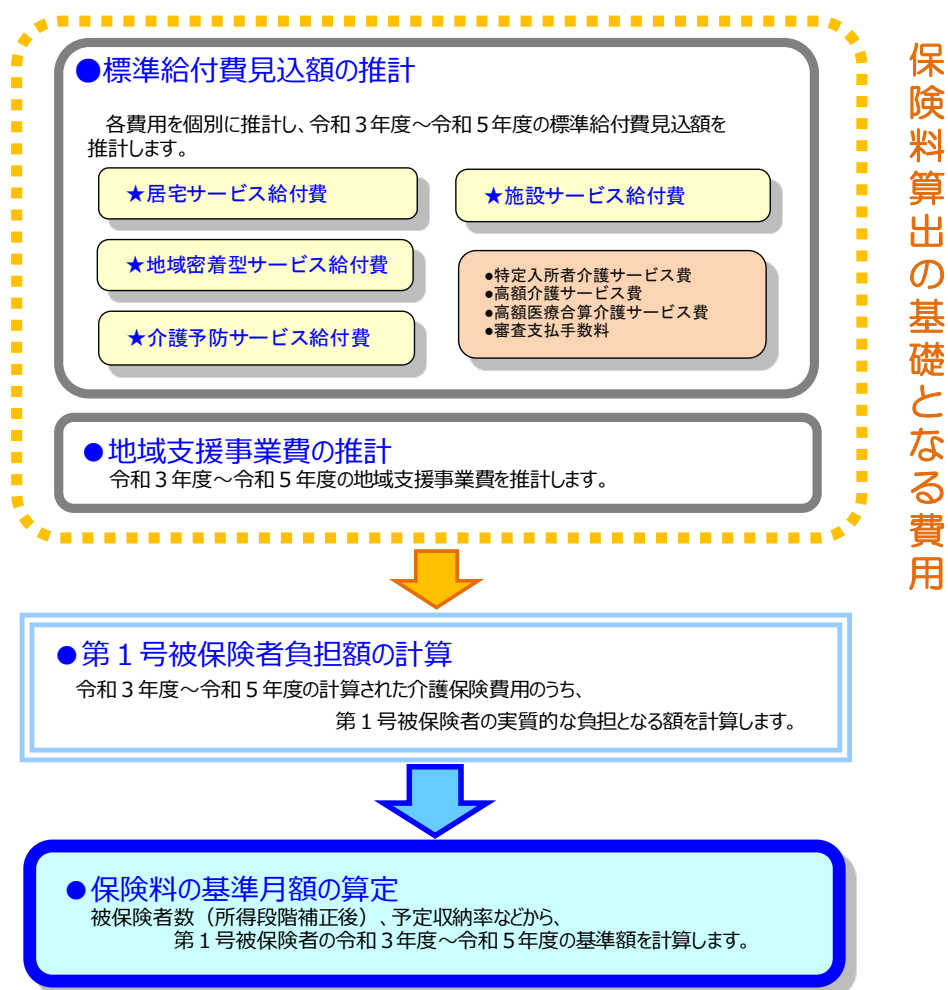
	第8期計画期間			令和7年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
標準給付費見込額	4,904,764,510	4,932,587,425	4,965,536,859	4,985,689,941	4,798,723,897
地域支援事業費	160,164,000	161,841,000	163,545,000	167,010,000	167,010,000
総事業費	5,064,928,510	5,094,428,425	5,129,081,859	5,152,699,941	4,965,733,897

(2) 介護保険料の算出の流れと保険料負担割合

①介護保険料の算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになります。

■介護保険料の算出フロー



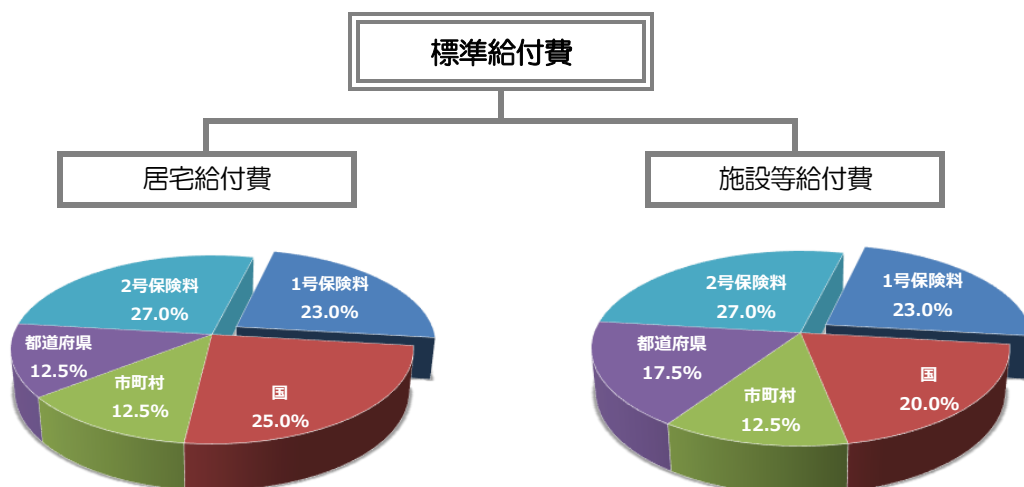
②第1号被保険者の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス総給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分の半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となります。また、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。なお、国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

なお、国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

■標準給付費の負担割合

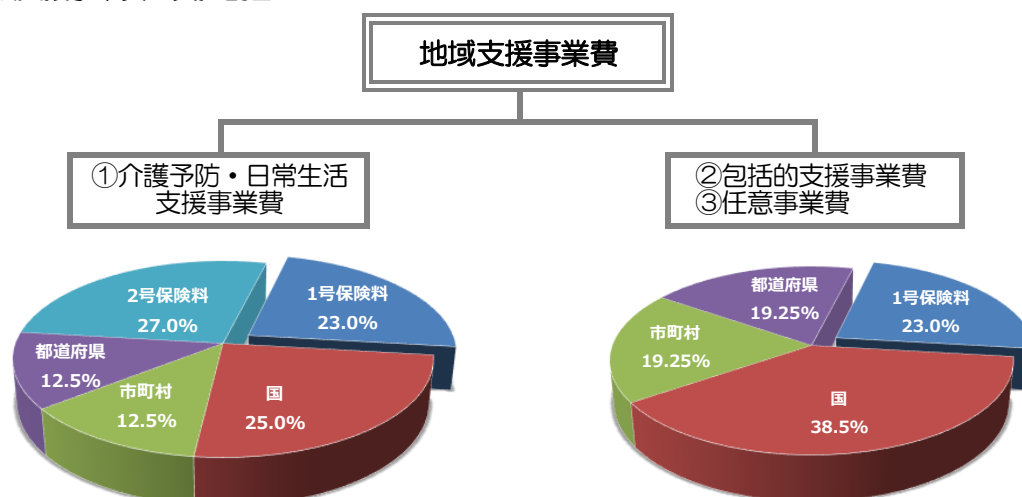


※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

また、地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

■地域支援事業費の負担割合



(3) 保険料の算定

第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）、本市におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

■保険料の算定

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
標準給付費見込額 (A)	4,904,764,510	4,932,587,425	4,965,536,859	14,802,888,794
地域支援事業費 (B)	160,164,000	161,841,000	163,545,000	485,550,000
第1号被保険者負担分相当額 (C)【(A+B)×第1号被保険者負担割合 23%】	1,164,933,557	1,171,718,538	1,179,688,828	3,516,340,923
調整交付金相当額 (D)	251,086,026	252,561,021	254,293,693	757,940,740
調整交付金見込額 (E)	471,540,000	468,248,000	466,883,000	1,406,671,000
介護給付費準備基金取崩額 (F)				256,000,000
財政安定化基金取崩額 (G)				0
財政安定化基金償還金 (H)				0
保険料収納必要額 (I)【C+D-E-F-G+H】				2,611,610,663
(J) 予定保険料収納率	99.0%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (K) (第1号被保険者数)	11,026	10,916	10,796	32,738
保険料基準額(年額) (L)【I÷J÷K】				80,580
保険料基準額(月額) (M)【L÷12】				6,715 円

試算の結果、保険料基準月額 6,715 円と算出されました。なお、算出にあたっては、被保険者の所得等に応じた保険料段階は9段階に設定したほか、介護保険財政調整基金 2 億 5 千 6 百万円を取り崩して第1号被保険者負担分を減額しました。

令和3年度から令和5年度における、本市の各保険料段階の保険料額等については次のとおりです。

■保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	(対 象 者)	基準額に対する割合	年 額	月 額
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.50	40,290 円	
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	0.75	60,435 円	
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	0.75	60,435 円	
第4段階	・本人が住民税非課税で、世帯の中に課税者がいて、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	72,522 円	
第5段階 (基準)	・本人が住民税非課税で、世帯の中に課税者がいる第4段階以外の人	1.00	80,580 円	6,715 円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	96,696 円	
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	104,754 円	
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	120,870 円	
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	1.70	136,986 円	

■参考：令和7年・令和22年の保険料基準額（年額）

	令和7年度	令和22年度
保険料基準額	95,928 円 (7,994 円)	140,220 円 (11,685 円)

() 内は月額

第5章 計画の進行管理



I 計画の進行管理

計画を推進していく上では、市民、地域の保健・医療・福祉の関係機関、行政などがそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが重要です。地域密着型サービス運営委員会、介護保険事業計画策定委員会などの意見を踏まえながら、計画を推進していきます。

1 計画の進捗状況の点検

計画策定後は、計画の進捗管理及び庁内各課の連絡調整を行うとともに、地域密着型サービス運営委員会等において事業の実施状況の点検、改善を図るほか、各分野の意見を取り入れながら計画の進捗状況を管理し、事業の円滑な実施に努めます。

2 計画の評価・見直し

本計画は、具体的な事業を計画する期間は令和3年度から令和5年度までの3か年の計画ですが、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据えた中長期的な計画という性格も有しています。そのため、本計画の最終年度となる令和5年度には、第8期計画期間の評価だけでなく、中長期的な視点も踏まえて計画の見直しを図り、新たな3か年計画を策定する必要があります。

計画の見直しにあたっては、令和5年度における目標値をはじめ、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績、アンケート調査結果など、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を第9期計画に反映させます。

資料

資 料

1 男鹿市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

（設 置）

第1条 老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を策定するため、男鹿市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組 織）

第2条 委員会の委員は、22名以内とし、学識経験者、医療関係者、保健・福祉関係者、被保険者代表者及び費用負担関係者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、男鹿市老人福祉計画及び介護保険事業計画が策定されるまでの期間とする。

（検討事項）

第3条 委員会は、次の事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- （1）住み慣れた地域社会で生活していくための支援体制の確立
- （2）健康で生き生きした生活を送る支援体制の確立
- （3）高齢者自らの選択で福祉サービスを利用できる体制の確立
- （4）明るく活力に満ちた高齢社会を目指し、高齢者が地域社会の中で積極的な役割を果たすための支援体制の確立
- （5）介護給付サービスの種類ごとの量の見込み（保険給付に必要なサービス量の設定）
- （6）介護給付種類ごとの見込み量確保のための方策（必要なサービス量を確保するための具体的な整備計画）
- （7）サービス事業者間の連携による円滑なサービス提供を図るための事業に関する事項
- （8）その他必要な事項

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員の互選による委員長1名をおく。委員長は委員会を総理する。

2 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（委員会の開催）

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は介護サービス課に置く。

(補 足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 男鹿市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員

氏 名	所 属	摘 要
香曾我部 秀雄	男鹿潟上南秋医師会	
森 山 広 之	男鹿市南秋田郡歯科医師会	
石 井 綾希子	一般社団法人秋田県薬剤師会秋田中央支部	
太 田 春 海	男鹿市社会福祉協議会	
清 水 覚	男鹿市民生児童委員協議会	
齊 藤 健 三	男鹿市老人クラブ連合会	
吉 田 萬里子	男鹿市連合婦人会	
三 浦 喜 一	一般公募（第1号被保険者）	
松 橋 明 子	一般公募（第2号被保険者）	
坂 本 秀 岳	養護老人ホーム 樹園	委員長
原 田 達 人	特別養護老人ホーム 寿恵園	
佐 藤 哲 彦	特別養護老人ホーム 偕生園	
水戸瀬 重 孝	特別養護老人ホーム 和幸苑	
半 田 信	介護老人保健施設 たらちね	副委員長
天 野 範 子	グループホーム こかげ	
佐 藤 一 明	男鹿みなと市民病院 事務局	
岩 谷 里 美	市民福祉部生活環境課 保険班	
船 木 玲 子	市民福祉部健康子育て課 健康班	

(順不同)

第8期男鹿市介護保険事業計画・高齢者福祉計画

令和3年3月

発 行 男鹿市

編 集 男鹿市介護サービス課

〒010-0595

秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1

TEL 0185-24-9119

FAX 0185-32-3955

ホームページアドレス

<http://www.city.oga.akita.jp/>
